

(様式)

(調書)

自己評価 2024

自己点検・評価書

(注意点)

- 明朝体：10.5ポイント
- [『項目』に対する点検・評価] と [改善計画] は『項目』ごとに記述してください。但し、項目3については、小項目（3－1、3－2、3－3）ごとに記述のこと。
- 赤字・斜字体で示した執筆に関する説明部分は、年度により見直されることがあります。
- このテキストボックスと、本様式中の注意事項（斜体文字部分）は、原稿作成時に削除してください。

2025 年 4 月提出

和歌山県立医科大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称と定員

公立大学法人和歌山県立医科大学薬学部

入学定員（１００）名、 収容定員（６００）名

■所在地

〒640-8156 和歌山県和歌山市七番丁 25 番 1

■薬学部が併設する４年制学科があるとき（複数あるときはすべて記載ください）

学科名：_____入学定員（_____）

（該当する学科はありません）

■医療系学部があるとき該当する学部に○をいれてください。名称が異なる場合は、
（ ）の右に正しい学部名称をいれてください。

医学部 （ ○ ）

歯学部 （ ）

看護学部 （ ○ ） 保健看護学部

保健医療学部 （ ）

その他 （ ） 名称： _____

■大学の建学の精神および教育理念

和歌山県立医科大学は、医学、保健看護学および薬学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成することにより、和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与する。

目 次

1	教育研究上の目的と三つの方針	1
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	内部質保証	17
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔内部質保証に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	薬学教育カリキュラム	23
3-1	教育課程の編成	
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔教育課程の編成に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-2	教育課程の実施	
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔教育課程の実施に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3-3	学修成果の評価	
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔学修成果の評価に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	学生の受入れ	50
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔学生の受入れに対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	教員組織・職員組織	62
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	学生の支援	77
	〔現状〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔学生の支援に対する点検・評価〕・・・・・・・・・・・・・・・・	
	〔改善計画〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

7	施設・設備	90
	[現状]	
	[施設・設備に対する点検・評価]	
	[改善計画]	
8	社会連携・社会貢献	94
	[現状]	
	[社会連携・社会貢献に対する点検・評価]	
	[改善計画]	

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【現状】

【観点 1-1-1】

和歌山県立医科大学の法人の運営の基本方針は、下記の通りである。「医療系総合大学として、基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図り、地域医療の充実など県民の期待に応えることで地域の発展に貢献するとともに、人類の健康福祉の向上に寄与することを使命とする。」（根拠資料 1-1：和歌山県立医科大学「法人運営の基本理念」

<https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/rinen/index.html>

和歌山県立医科大学は、2021年（令和3年）に定員100名、収容定員600名の6年制薬学部を開設し、本基本方針のもと、「薬学部教育理念」、「薬学部教育目標」および「三つの指針」を設定して、教育研究を開始した。すなわち、本学部の教育プログラム（学位プログラム）においては、

■「薬学部教育理念」として

医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に応じ、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。

□「薬学部教育目標」として

- ・薬学に関する幅広い専門知識と医療人としての使命感・倫理観を有し、高い実践能力を養い、医療の現場で活躍できる人材を育成する。
- ・医療現場での多職種協働に対応できる高い能力を備え、意欲的で協調性の高い人材を育成する。

- ・薬学の専門家として医療、衛生薬学、創薬などの領域で高度で専門的な知識と研究マインドを持った人材を育成する。
- ・科学的根拠に基づき判断・解決できる能力を有し、社会の要請に応じた活躍ができる人材を育成する。
- ・地域の医療、健康福祉および予防医学の向上に寄与できる人材を育成する。
- ・国際的に薬学研究、臨床薬学において活躍できる人材を育成する。

を掲げて、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の入学生まで教育研究を行った。

2022 年度（令和 4 年度）に薬学教育モデル・コア・カリキュラムが再改訂され（[根拠資料 1－2：「薬学教育モデル・コア・カリキュラム 令和 4 年度改訂版」](#)）、2024 年度（令和 6 年度）入学生から本モデル・コア・カリキュラムに沿った 6 年制薬学教育が求められることを契機に、薬学部のカリキュラムを改訂するとともに、

大学設置基準の（教育研究上の目的）第二条

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

にしたがって、「薬学部教育目標」を「教育研究上の目的」に改め、下記のように設定した。

■「薬学部の教育研究上の目的」

和歌山県立医科大学は、和歌山県立医科大学薬学部は、学修者本位の教育を志向する教育課程を編成し、学生が自律的に高度な専門性と深い学識、高度な教養と豊かな人間性、多様な国際性・地域性に対応できる優れた汎用力を身につけることによって、人類の健康の維持・増進や福祉の向上に向けた医療、衛生薬学、創薬などの発展や薬学研究の推進に貢献できる人材を輩出する。

上記の 2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）の入学生に対する「薬学部教育目標」および 2024 年度（令和 6 年度）入学生に対する「薬学部の教育研究上の目的」は、「薬学部の教育理念」を踏まえて、また和歌山県立医科大学薬学部が目指す高度先導的薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定されている。

【観点 1-1-2】

「薬学部教育理念」、「薬学部教育目標」及び「薬学部の教育研究上の目的」は学則に規定され（[根拠資料 1－3：和歌山県立医科大学学則薬学部施行細則](#)）、「三つの方針」と共にホームページ（[根拠資料 1－4：和歌山県立医科大学薬学部ホームページ・「教育理念」、「教育研究上の目的」](#)）と、毎年度全教職員および全学年の学生に配布される「学生便覧」（[根拠資料 1－5：令和 6 年度（2024 年度）（令和 6 年度入学生向け）学生便覧・I はじめに](#)）に掲載し、周知を行っている。また、学生に対しては、全学年において 4 月初旬に実施するオリエンテーション（[根拠資料 1－6：「令和 6 年度オリエンテーション」プログラム](#)）において、入学年度毎の学生便覧を用いて説明し、十分な

周知を図っている。

受験生に対しては、オープンキャンパス（根拠資料 1－7：「令和 5 年度 薬学部オープンキャンパス プログラム」）、高校での大学説明会、進路相談会での説明（根拠資料 1－8：2024 年度高校進路指導説明会等実施状況）、入学者選抜要項（根拠資料 1－9：「令和 7 年度和歌山県立医科大学薬学部募集要項薬学部募集要項」）等を通じて周知を図っている。

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と同じ意味内容を指すものである。

【観点 1-2-1】卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力が具体的に設定されていること。

注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。

【観点 1-2-2】教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-3】教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

【観点 1-2-4】入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-5】三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【現状】

【観点 1-2-1】【観点 1-2-2】【観点 1-2-3】【観点 1-2-4】

和歌山県立医科大学薬学部の薬学教育プログラムにおける「三つの方針」については、薬学部開設初年度の 2021 年度（令和 3 年度）入学生から 2023 年度（令和 5 年度）入学生までは上記の「薬学部教育理念」および「薬学部教育目標」、2024 年度（令和 6 年度）入学生からは「薬学部教育理念」および「薬学部の教育研究上の目的」に基づいて、以下のように設定した。

Ⅰ. 2021 年度（令和 3 年度）入学生から 2023 年度（令和 5 年度）入学生

□ ディプロマ・カリキュラム・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

1. 人の健康に携わる職業である薬剤師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
2. 総合的、専門的な薬学の知識とともに、薬剤師としての実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの
3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの
4. 国際的視野を有し、地域での医療に貢献できるもの

□ カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

和歌山県立医科大学薬学部は以下の教育を通じて社会に貢献できる医療人を育成します。

1. 社会人として必要な教養とともに、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力、ケア・マインドが育成できるよう、早期体験や医療福祉施設での参加型による教育
2. 薬学に必要な自然科学、人文、社会科学及び外国語に関する教養を修得できる教育
3. 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した「基本事項」、「薬学と社会」、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬理・病態、薬物治療」、「薬学臨床」、「薬学研究」などの薬学の基盤となる領域から専門領域まで着実に身につけることができる教育
4. 実務実習において薬局、病院や在宅の場で参加型実習を行い、臨床実践能力が獲得できる教育
5. 地域実習および国際交流を積極的に行い、広い視野を養い、地域社会及び国際社会で活躍できる資質を修得できる教育
6. 卒業研究を通して、研究能力や問題解決能力が獲得できる教育 全ての開講科目について、それぞれの学習目標の到達度を適正に評価するための方法及び基準を定め、これをシラバスに明記して学生に周知し、学習成果を厳格かつ公正に評価します。

□ アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

和歌山県立医科大学薬学部では大学の理念に基づき次のような人を求めています。

【求める人物像】

1. 科学的探求心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人

薬学を志す人には、旺盛な科学的探求心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。豊かな感性と高邁な人間性を常に求め、社会と深く関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。

2. 薬学を修得するための幅広い能力を有する人

薬学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得も必要です。そのためには高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければいけません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。

3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人

薬剤師には医療チームの一員として患者および家族と十分にコミュニケーションできる能力が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を堅持するとともに協調性に優れ、指導力を発揮できる人を求めます。

4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人

本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることを目指す人を求めます。また薬のスペシャリストとして医療機関、製薬企業、研究・教育機関、行政機関など幅広い分野で活躍する意欲のある人を求めます。

【入学者選抜の基本方針】

○学校推薦型選抜

大学入学共通テスト、高等学校長の推薦書、調査書、自己推薦書及び面接試験を課し、本学薬学部 のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

○一般選抜（前期日程）

大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

Ⅱ.2024 年度（令和 6 年度）入学生

2024 年度（令和 6 年度）入学生から改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令

和 4 年度改訂)に沿ったカリキュラムによる 6 年制薬学教育が求められることを契機に、「薬学部教育目標」を「薬学部の教育研究上の目的」に変更し、これに基づく「三つの方針」として、以下のとおり改訂した。これらの「三つの方針」を基軸とする 6 年制薬学教育プログラムとして、当該年度入学生から上記モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラムに改訂した(項目 3-3)。

■ ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)

和歌山県立医科大学薬学部は、学修者本位の教育により、教育研究上の目的に掲げた人類の健康増進や福祉の向上に向けた医療、衛生薬学、創薬などの発展に貢献できる人材の育成を目指す。こういった人材を輩出するために、以下の資質・能力を身につけ、学部規程に定める期間在学し、所定の単位を修得した学生に学士(薬学)の学位を授与する。

1. 高度な専門性と深い学識

1-1. 生命科学、創薬科学、社会・衛生薬学、医療・臨床薬学等の薬学専門領域の高度な知識と技能に根差した人類の健康や豊かな社会の発展に貢献できる深い学識を有している。

1-2. 薬学専門領域の高度な知識と技能を統合した科学的思考により、医療・福祉・衛生薬学における課題を的確に見出し、その解決を図ることができる。

2. 高度な教養と豊かな人間性

2-1. 薬学専門領域にとどまらない幅広い知識と高度な複眼的な視点で人の健康に係る社会現象を的確に把握・解析し、深く考察することができる。

2-2. 豊かな人間性、人類の健康に貢献する強い使命感、医療人としての高邁な倫理観に基づいて、医療・福祉・衛生薬学、創薬の発展に貢献できる。

3. 高度な国際性・地域性と優れた汎用(的能)力

3-1. 国際社会から地域社会にわたる多様性を尊重し、優れた汎用(的能)力を発揮することができる。

3-2. 優れた汎用(的能)力を発揮して、地域における医療・福祉・保健衛生、創薬を主導できる。

■ カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施方針)

【教育課程編成の方針：学修内容及び学修方法・評価】

和歌山県立医科大学薬学部は、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針、DP)に掲げた資質・能力を身につけるために、以下のように薬学教育プログラムにおける教育課程を編成し、実施する(資料 1-10:カリキュラムマップ)。

1. 全科目を L.教養科目(語学を含む)、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学、F.臨床薬学及び G.薬学研究に分類し、DP の到達に向けた 6 年間の体系的なカリキュラムを構成する。

2. 上記の体系的なカリキュラムにおいて、DP 1(DP1-1., DP1-2) DP 2(DP2-1.,

DP2-2.) 及び D P 3 (DP3-1., DP3-2., DP3-3.) への到達を目指す最終科目を F. 臨床薬学の「臨床薬学演習」(6 年次開講) と G. 薬学研究の「特別実習Ⅱ(卒業研究)」(5、6 年次開講) とし、当該 2 科目での学修に関するパフォーマンス評価により、それぞれの D P に掲げた資質・能力への到達度の総括的評価を行う。

3. L. 教養科目(語学を含む)は、B. 社会と薬学、C. 基礎薬学、D. 医療薬学、E. 衛生薬学、F. 臨床薬学及び G. 薬学研究を学修するために必要な教養を身につけるリベラル・アーツと位置づけ、1 年次に開講する。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、少人数での演習等を取り入れ、成績評価は、個々の科目について学修目標の到達度を筆記試験、レポート等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、L. 教養科目領域における DP1-1. 及び DP1-2. の到達度について、ルーブリック等を用いた評価(自己及び教員による形成的評価)を行う。
4. B. 社会と薬学は、薬学人材、薬剤師に必要な人間性・社会性を育み、医療現場や地域社会における活動の基盤となる学修領域であり、各学年において C. 基礎薬学、D. 医療薬学、E. 衛生薬学、F. 臨床薬学及び G. 薬学研究の学修と並行して、体系的に科目を配している。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、演習による P B L 等により複眼的視点で課題を発見する能力を養成する。成績評価は、個々の科目について学修目標の到達度を筆記試験、レポート等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、B. 社会と薬学の学修領域における DP1-1., DP1-2., DP2-1., DP3-1 の到達度について、ルーブリック等を用いた評価(自己及び教員による形成的評価)を行う。
5. C. 基礎薬学は、D. 医療薬学、E. 衛生薬学、F. 臨床薬学及び G. 薬学研究の学修に向けた科学的基盤となる生命科学領域であり、1 年次から 3 年次前期までに体系的に科目を配している。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、演習を取り入れた講義や実習等により薬学の専門知識や技能について、概念的な理解を深める学修を進める。成績評価は、個々の科目について学修目標の到達度を筆記試験、レポート、実地試験等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、C. 基礎薬学の学修領域における DP2-1., DP2-2., DP3-3 の到達度について、ルーブリック等を用いた評価(自己及び教員による形成的評価)を行う。
6. D. 医療薬学は、C. 基礎薬学で修得した薬学の科学的基盤に基づいて、E. 衛生薬学における保健衛生に係る課題の解決や、F. 臨床薬学における薬物治療の実践に向けて、化学物質の生物作用や疾患、その薬物療法に関する専門知識と技能を修得する学修領域であり、2 年次後期から 3 年次に体系的に科目を配している。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、演習を取り入れた講義や実習等により医療薬学領域の専門知識や技能について、概念的な理解を深める学修を進める。成績評価は、個々の科目につ

いて学修目標の到達度を筆記試験、レポート、実地試験等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、D.医療薬学の学修領域における DP1-1., DP1-2., DP2-1., DP2-2., DP3-1., DP3-2.の到達度について、ルーブリック等を用いた評価（自己及び教員による形成的評価）を行う。

7. E.衛生薬学は、C.基礎薬学で修得した薬学の科学的基盤に基づいて、D.医療薬学と並行して、社会・集団における身体的、精神的な健康の維持・増進を科学する学修領域であり、2年次後期から3年次に体系的に科目を配している。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、演習、特に保健衛生上の社会的課題に関するPBLを取り入れた講義や実習等により衛生薬学領域の専門知識や技能について、概念的な理解を深める学修を行い、問題解決能力の養成を進める。成績評価は、個々の科目について学修目標の到達度を筆記試験、レポート、実地試験等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、E.衛生薬学の学修領域における DP1-2., DP2-1., DP2-2., DP3-1., DP3-2.の到達度について、ルーブリック等を用いた評価（自己及び教員による形成的評価）を行う。

8. F.臨床薬学は、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学で修得した専門知識と技能を生かして、薬物治療の個別最適化に向けた統合とその医療現場での実践を図る学修領域である。本領域の科目は、1年次の早期体験学習・社会薬学系科目から、4年次後期の実務実習事前学習、5年次の薬局・病院実務実習、6年次の実習後の臨床薬学科目まで体系的に配している。学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修を基本として、5年次の薬局・病院における薬物治療に係る実務実習、実務実習前及び実務実習後の演習、特に薬物治療に関するPBLを取り入れた講義等により、薬物治療、臨床薬学領域の専門知識や技能について、概念的な理解を深める学修を行い、臨床実践能力、問題解決能力の養成を進める。成績評価は、「臨床薬学演習」以外の個々について科目の学修目標の到達度をルーブリック、レポート、実地試験等での評価によって行う。学年進行にともない、適宜、「臨床薬学演習」以外のF.臨床薬学の学修領域における DP1-2., DP2-1., DP2-2., DP3-1., DP3-2.の到達に向けてルーブリック等を用いた評価（自己及び教員による形成的評価）を行う。

9. G.薬学研究は、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学で修得した専門知識と技能を生かして、一部F.臨床薬学の学修と並行して、薬学的課題を科学的に探究する研究能力の養成と研究の実践を進める学修領域である。3年次後期から6年次に配した特別実習Ⅰ及び特別実習Ⅱからなり、学修環境・学修方法としては、学生による自律的な学修として、各自の研究テーマについて研究活動を行うことにより、研究能力の修得を進める。研究活動の中で科学論文の作成・発表を重視し、特に薬学専門教育科目と位置づける「薬学英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」で身に付けた実践的英語能力を基盤に、「特別実習Ⅱ」では英語科学論文の作成を図る。成績評価は、「特別実習Ⅰ」について学修目標の到達度をレポ

ート、卒業論文、卒業論文発表等での評価によって行う。これと並行して、「特別実習Ⅰ」の学修による DP1-2., DP2-1., DP2-2., DP3-1., DP3-3.の到達度について、ルーブリック等を用いた評価（自己及び教員による形成的評価）を行う。

【学修成果の評価の在り方】

DP 1、DP 2 及び DP 3 への到達度を測る最終科目を F.臨床薬学の「薬学特別演習」と G.薬学研究の「特別実習Ⅱ（卒業研究）」とする。このうち、DP 1（DP1-1., DP1-2.）、DP 2（DP2-1., DP2-2.）及び DP 3（DP3-1.）は「臨床薬学演習」及び「特別実習Ⅱ（卒業研究）」の学修修了時に評価し、DP 3（DP3-2.）は「臨床薬学演習」の学修修了時、DP 3（DP3-3.）は「特別実習Ⅱ（卒業研究）」の学修修了時に評価する。

これらの到達度評価は、「臨床薬学演習」については ① 臨床薬学演習最終試験及び ② 該当する DP の到達度に対するルーブリック評価によって行い、「特別実習Ⅱ（卒業研究）」については ① 卒業論文、② 卒業論文発表及び③ 該当する DP の到達度に対するルーブリック評価によって行う。

この 2 科目に体系的につながる L.教養科目（語学を含む）、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学、F.臨床薬学及び G.薬学研究の学修領域においては、学年進行にともない、適宜、ルーブリックを用いた学生による自己評価及び教員による評価を該当する DP 到達の形成的評価として実施することによって、学修の改善を図る。こういったパフォーマンス評価を体系的に進める。

■ アドミッション・ポリシー（入学受入れの方針）

【求める人物像】

1. 科学的探求心と豊かな人間性・高適な倫理観を希求する人

薬学を志す人には、旺盛な科学的探求心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。豊かな感性と高適な人間性を常に求め、社会と深く関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（判断力・表現力）

2. 薬学を修得するための幅広い能力を有する人

薬学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得も必要です。そのためには高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければなりません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。（高校での履修教科全般における基礎的な知識・技能）（思考力）

3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人

薬剤師には医療チームの一員として患者および家族と十分にコミュニケーションできる能力が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を堅持するとともに協調性に優れ、指導力を発揮できる人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（判断力・表現力）

4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人

本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることを目指す人を求めます。また薬のスペシャリストとして医療機関、製薬企業、研究・教育機関、行政機関など幅広い分野で活躍する意欲のある人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（思考力・判断力・表現力）

【入学者選抜の基本方針】

○学校推薦型選抜

大学入学共通テスト、高等学校長の推薦書、調査書、自己推薦書及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

○一般選抜（前期日程）

大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

【選抜方法と、資質・能力との関係】

求める人物像の資質・能力を適切に評価し選抜を行うために、

1. 学校推薦型選抜においては、以下の方法を用いて上記の資質・能力を評価し、判定します。大学入学共通テスト：(2)、個人面接：(1)(2)(3)(4)、調査書・自己推薦書・学校長による推薦書：(1)(2)(3)(4)
2. 一般選抜においては、以下の方法を用いて上記の資質・能力を評価し、判定します。大学入学共通テスト：(2)、個別学力検査：(2)(3)(4)、個人面接：(1)(2)(3)(4)、調査書・自己推薦書：(1)(2)(3)(4)

ディプロマ・ポリシーは、薬学部開設初年度の2021年度（令和3年度）入学生から2023年度（令和5年度）入学生まで適用したもののについては、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力を設定したが、2024年度（令和6年度）入学生に適用した改訂ディプロマ・ポリシーについては、「薬学部教育目標」の「薬学部の教育研究上の目的」への変更を鑑み、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力をより具体的に、また学生が理解し、学修の目標とできるような文言に改善した。

カリキュラム・ポリシーは、2024年度（令和6年度）入学生に適用した改訂カリキュラム・ポリシーにおいて、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂（[根拠資料1-2：「薬学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版」](#)）に沿った学修領域を設定し、各領域を構成する科目の学修により修得・到達すべき資質・能力を示すことによって、改訂ディプロマ・ポリシーと整合させた。また、各領域について、教育内容・方法、成績評価方法を具体的に設定することにより、学修の質を重視し、学修・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合する

ように努めた。学修成果の評価の在り方については、新たに【学修成果の評価の在り方】を設けて具体的に示した。

アドミッション・ポリシーは、改訂ディプロマ・ポリシー及び改訂カリキュラム・ポリシーを踏まえて、【入学者選抜の基本方針】に加えて新たに【選抜方法と、資質・能力との関係】を設けて、入学者選抜においてどのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等を具体的に示した。

【観点 1-2-5】

「三つの方針」は、「薬学部教育理念」及び「薬学部教育目標」あるいは「薬学部の教育研究上の目的」と共に薬学部ホームページ（[根拠資料 1-11: 薬学部ホームページ・「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」](#)）と毎年度初頭に全教職員及び全学年の学生に配布される「学生便覧」（[根拠資料 1-12: 令和 6 年度（2024 年度）（令和 3、4 年度入学生向け）学生便覧・I はじめに](#)、[根拠資料 1-13: 令和 6 年度（2024 年度）（令和 5 年度入学生向け）学生便覧・I はじめに](#)、[根拠資料 1-5: 令和 6 年度（2024 年度）（令和 6 年度入学生向け）学生便覧・I はじめに](#)）に掲載し、周知を行っている。また、学生に対しては、全学年において4月初旬に実施するオリエンテーション（[根拠資料 1-6: 「令和 6 年度オリエンテーション」プログラム](#)）において、入学年度毎の学生便覧を用いて説明し、周知を図っている。ホームページや学生便覧には、2 年次生から 4 年次生までに適用される改訂前の「三つの方針」と 1 年次生に適用した改訂後の「三つの方針」を併記しており、学生にとって見やすい記述になっている。

受験生に対しては、オープンキャンパス（[根拠資料 1-7: 「令和 5 年度 薬学部オープンキャンパス プログラム」](#)）、高校での大学説明会での説明（[根拠資料 1-8: 2024 年度高校進路指導説明会等実施状況](#)）、入学者選抜要項（[根拠資料 1-9: 「令和 7 年度和歌山県立医科大学薬学部募集要項薬学部募集要項」](#)）等を通じて周知を図っている。

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。

【現状】

和歌山県立医科大学薬学部は、2021 年度（令和 3 年度）に開設した。開設の 2 年前から教育プログラムの準備を進め、学則（薬学部施行細則）（[根拠資料 1-3: 和歌山県立医科大学学則薬学部施行細則](#)）、「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三

つの方針」を定めて、ホームページや入学者選抜要項等において公表した。また、「三つの方針」に基づいて6年制薬学教育プログラムとしてカリキュラムやシラバス等を設定した。アドミッション・ポリシーに基づいて、2021年度（令和3年度）に初年度の入学者募集と入学試験（学校選抜型選抜及び一般選抜）を実施し、入学生に対しては、「学生便覧」やホームページ等により、「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三つの方針」を明示した。

教務学生委員会や教務ワーキング等においてカリキュラム、シラバスの在り方や課題、入試委員会、入試制度検討委員会等において入試制度、入学試験の在り方や課題について随時意見聴取や議論を行っていたが、6年制薬学部の完成年度である2026年度（令和8年度）までは教育プログラムの変更は実施しないという原則に従って、「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三つの方針」についての総括的な検証は実施しなかった。

開設時の和歌山県立医科大学薬学部のカリキュラムは、平成29年度改訂の薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿って設定したものであるが、2022年度（令和4年度）にモデル・コアカリキュラムの再改訂が行われ、2024年度（令和6年度）入学生から改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂）が適用されることとなり、和歌山県立医科大学薬学部は完成年度に至っていないが、文部科学省の了承を得て本モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラムへ改訂し、2024年度入学生から適用することとした。

カリキュラムの改訂にあたっては、2023年度（令和5年度）当初から教務学生委員会のもとにカリキュラム検討ワーキンググループ（以下、カリキュラム検討WG）を置いて作業を行った。同WGでは、卒業要件単位、カリキュラム、時間割、シラバスの改訂と同時に、「三つの方針」の見直しと改訂、さらにはこれまでの「教育目標」の大学設置基準で規定されている「教育研究上の目的」への変更について検討した。本検討においては、先の教務学生委員会や教務ワーキング等において挙げられたカリキュラムやシラバスの課題、入試委員会、入試制度検討委員会等において挙げられた入試制度、入学試験の課題についても集約し、これらに関する課題への対応を改訂、変更へ反映した。カリキュラム検討WGが作成した改訂原案について教務学生委員会で審議を行い、適宜修正後、これを教授会に諮り、承認した（[根拠資料1-14：カリキュラム検討WG議事録](#)、[根拠資料1-15：教務学生委員会議事録](#)、[根拠資料1-16：教授会議事録](#)）。

今後は、自己点検・評価委員会が教育プログラムにおける薬学教育評価第三者評価基準項目1、3-1、3-2、3-3及び4に係る課題について、継続的に①上記の委員会、ワーキンググループ、さらには全教職員が出席する教員会議等における抽出、②学生に対するアンケートによる抽出、を行うことにより、検証と改善を図る予定である。

【教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価】

和歌山県立医科大学は、2021 年度（令和 3 年度）に 6 年制薬学部を開設し、「医療人として豊かな人間性、高適な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に応じ、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。」という「薬学部の教育理念」を踏まえた「薬学部教育目標」を掲げ、これに基づいた「三つの方針」を設定して、6 年制薬学教育プログラムによる教育研究活動を行って来た。2024 年度（令和 6 年度）入学生から、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの再改訂を契機に、「薬学部教育目標」を「薬学部の教育研究上の目的」に変更し、モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラムへの改訂を行った。

本「薬学部教育目標」及び「薬学部の教育研究上の目的」は、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものであり、またこれらは学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表され、受験生に対しても周知が図られている。

したがって、【観点 1-1-1】及び【観点 1-1-2】を満たしている。

以上の通り、「薬学部教育目標」及び「薬学部の教育研究上の目的」は、和歌山県立医科大学の「法人運営の基本理念」及び「薬学部の教育理念」を踏まえ、和歌山県立医科大学薬学部が目指す高度先導的薬剤師の養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、十分に公表されていることから、【基準 1-1】に適合していると言える。

「三つの方針」については、開設初年度である 2021 年度（令和 3 年度）入学生から 2023 年度（令和 5 年度）入学生まで適用したものを改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂）が令和 6 年度入学生から適用にあるのを踏まえて、2025 年度（令和 5 年度）中に改訂を行った。

ディプロマ・ポリシーは、2021 年度（令和 3 年度）入学生から 2023 年度（令和 5 年度）入学生まで適用したものでは卒業までに学生が身につけるべき資質・能力を設定したが、2024 年度（令和 6 年度）入学生に適用した改訂ディプロマ・ポリシーでは、「薬学部教育目標」の「薬学部の教育研究上の目的」への変更を鑑み、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力をより具体的に、また学生が理解し易く、学修の目標となるような文言に改善した。したがって、【観点 1-2-1】は満たしている。

カリキュラム・ポリシーは、2024 年度（令和 6 年度）入学生に適用した改訂カリキュラム・ポリシーにおいて、改訂モデル・コア・カリキュラムに沿った 6 つの学修領域を設定し、その学修により修得・到達すべき上記改訂ディプロマ・ポリシーの資質・能力を示すように改訂した。また、各領域について教育内容・方法、成績評価方法を具体的に設定することにより、学修の質を重視し、学修・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように努めた。学修成果の評価の在り方については、新たに【学修成果の評価の在り方】を設けて具体的に示した。

したがって、【観点 1-2-2】及び【観点 1-2-3】を満たしている。

アドミッション・ポリシーは、2024 年度（令和 6 年度）入学生した改訂アドミッション・ポリシーにおいて、改訂ディプロマ・ポリシー及び改訂カリキュラム・ポリシーを踏まえて、【入学者選抜の基本方針】に加えて【選抜方法と、資質・能力との関係】を設けることにより、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するかについて具体的に示した。したがって、【観点 1-2-4】を満たしている。

「三つの方針」は、「学生便覧」への掲載により全教職員及び全学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表され、受験生に対しても周知が図られている。学生に対しては、各学年で 4 月初旬に実施するオリエンテーションにおいて、入学年度毎の「学生便覧」を用いて説明し、十分な周知を図っている。

したがって、【観点 1-2-5】を満たしている。

以上、「薬学部教育目標」あるいは「薬学部の教育研究上の目的」に基づき、「三つの方針」が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていることから、【基準 1-2】に適合していると言える。

和歌山県立医科大学薬学部は、2021 年度（令和 3 年度）の開設時には、学則（薬学部施行細則）、「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三つの方針」を定めてホームページや入学者選抜要項等で公表した。2021 年度（令和 3 年度）にアドミッション・ポリシーに基づいて初年度の入学者募集と入学試験（学校選抜型選抜及び一般選抜）を実施し、入学生に対しては、「学生便覧」やホームページへの掲載、オリエンテーションでの説明により、「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三つの方針」を周知している。これらに基づいて 6 年制薬学教育プログラムとして平成 29 年度改訂の薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿ったカリキュラムやシラバス等を設定し、教育研究を行っている。完成年度である 2026 年度（令和 8 年度）までは教育プログラムの変更は実施しないという原則に従って、これまで「薬学部の教育理念」、「薬学部教育目標」及び「三つの方針」の総括的な検証は実施しなかった。

一方、2022 年度（令和 4 年度）にモデル・コアカリキュラムの再改訂が行われ、2024 年度（令和 6 年度）入学生から本改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂）が適用されることとなった。これを受けて、和歌山県立医科大学薬学部では完成年度に至っていないが、改訂本モデル・コア・カリキュラムに沿った教育による質の向上を図ることを重視し、薬学部のカリキュラムの改訂を行い、2024 年度入学生から適用することとした。

カリキュラムの改訂にあたっては、教務学生委員会のもとにカリキュラム検討 WG を置いて原案を作成し、これを教授会において承認した。同 WG では、カリキュラム、時間割、シラバスの改訂と同時に、「三つの方針」の見直しと改訂、さらにはこれまでの「教育目標」を大学設置基準で規定されている「教育研究上の目的」への変更を行った。本検討においては、先の教務関連及び入試関連の委員会やワーキング等において挙げられた薬学教育プログラムにおける課題についても集約し、改訂、変更へ反映した。

一方、これらの検討においては、【観点 1-1-1】にある「教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。」については、開設時の「薬学部教育目標」の設定の際に十分に検討して反映されており、和歌山県立医科大学薬学部における6年制薬学教育プログラムがこういった社会ニーズを満たす高度先導的薬剤師の養成を目指すものとなっていると言える。

よって、【基準 1-3】の注釈「「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。」については、2024年度（令和6年度）入学生から適用するための「薬学部教育目標」の「薬学部の教育研究上の目的」への変更及び三つの方針の見直し・改訂はこれを満たしていることになるが、この見直し・改訂は【基準 1-3】「教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。」の定期的検証とは言えない。したがって、完成年度である2026年度（令和8年度）までに教育研究上の目的及び三つの方針を再改訂する予定はないが、【基準 1-3】には十分に適合しているとは言えず、完成年度後の更なる薬学教育プログラムの充実・質向上に向けて、年度毎の「検証」と改善に向けた検討を実施する必要がある。

＜優れた点＞

特になし。

＜改善を要する点＞

【基準 1-3】教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。について、2024年度（令和6年度）入学生から適用した「薬学部の教育研究上の目的」の変更及び三つの方針の改訂は、定期的な検証とは言えない。今後、自己点検・評価、内部質保証の体制を整え、これらを定期的に検証し、必要に応じて改善を図る必要がある。

〔改善計画〕

1. 6年制薬学教育プログラムの内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が、学期末、年度末及び適宜必要に応じて薬学教育評価第三者評価基準項目1、3-1、3-2、3-3、4に係る課題について、
 - ① 教務学生委員会、教務ワーキング、教員会議等における討論、アンケート等による課題の抽出
 - ② 学生に対するアンケート等による課題の抽出を行う。

2. 自己点検・評価委員会が、1の課題について学修効果の検証を行い、これに基づいた改善に向けた検討と必要に応じた改善策の策定（教授会協議）、完成年度後、必要な場合は完成年度以前での改善策の実施を行う。

2 内部質保証

【基準 2-1】

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

【観点 2-1-1】自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部の6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・ 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・ 卒業の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度
- ・ 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】自己点検・評価の結果がホームページ等で社会に公表されていること。

【現状】

【観点 2-1-1】

和歌山県立医科大学薬学部では、教育・研究等の自己点検・評価基本方針の策定、分野・項目の決定、実施、結果公表について審議する目的で、開学年度である2021年度（令和3年度）より学部長を委員長とした計5名の薬学部教員から構成される「薬学部自己点検・評価委員会」を設置しており、学部内で自己点検評価に関わる協議・検討事項が生じた際に本委員会を適宜開催している。なお、本委員会は2024年度（令和6年度）からは薬学部教員7名体制としており、事務部とのさらに明瞭な連携強化を目的として事務部より教学班長が参画している。また、定期的な開催を計画している。本委員会の活動は、本学部が新規設置学部であることから、主に、薬学教育を担保する上で最も重要と考えられる、1）薬学教育モデル・コアカリキュラムを含めて教育課程の編成及び実施に関する本心に基づいた教育体系の確立、並びに2）各科目の公正且つ厳格な成績評価体制の確立、に向け、これら要件を満たすルールに基づいた授業関連資料の整理・保存や生薬名作成要領もしくは卒業研究ルーブリックの策定・助言などについて、関連する学部内委員会（主に教務学生委員会）との共同作業もしくは学部内委員会が作成した草案に対する点検・評価・助言などである。なお、本委員会ならびにその活動は学部規則もしくは要綱等で明確に規定されている。

2024年12月より2月にかけて、「自己評価2024」への対応はもとより、これまでに

開講された1～4年次の教育研究活動についての基本的且つ継続的な質の担保を目的として、本委員会と教務委員会が合同で、授業科目関連試料（電子媒体もしくは紙媒体）を収集するとともに、シラバス記載内容の確認並びに適正な授業体制及び成績評価の是非に主眼を置いた自己点検・評価を実施した。

この作業で明らかになった問題点については、2025年2月初旬に薬学教育関連教員向けに公表するとともに、2025年度（令和7年度）シラバス作成に反映する様に依頼した。また、本学内の薬学教育評価体制の確立と評価に対する基礎的知見の習得を目的とし、薬学部自己点検・評価委員会のメンバー内で、これまでの薬学教育評価機構による自己点検評価書類を利用した学習会を実施した。また、外部講師やオンラインを利用した薬学教育自己点検・評価に関するFDを薬学教育関連教員及び事務職員に対して実施する予定である（[根拠資料 2-1：令和5年度（2023年度）薬学部自己点検・評価委員会 議事録](#)、[令和6年度（2024年度）薬学部自己点検・評価委員会 議事録](#)）。

以上、本学部では自己点検・評価のための組織が設置され、初期的段階ではあるもののその活動が適宜行われている。しかし、薬学部自己点検・評価委員会は定められた頻度で定期的で開催されてはいない。また、自己点検・評価の結果をフィードバックしてはいるものの、開学からの年数も短いため改善策の策定や改善策の結果の検証にまでは至っていない。

【観点 2-1-2】

在籍学生の留年・休学・退学等の入学年次別分析に関しては、薬学部学生委員会や薬学教務、薬学部運営会議が中心となって教育研究活動に対する質的・量的な解析を実施している。すなわち、受講者の授業科目別合格率（単位取得率）を学期ごとに確認し、在籍学生の単位取得状況把握はもちろんのこと、留年や休学・退学等の動向にも絶えず注意を払うとともに、本学入試方式の検証・見直しにも役立てている。研究室配属前の1～3年時では担任制度を取り入れ、年度始めや長期休み前後に面談を行い学生の動向に注視するとともに、出席率の低い学生に対する学生相談員による個別面談を実施し、休学・退学者の減少に向けた活動を行っている（[根拠資料 2-2：担任面談報告書](#)）。

【観点 2-1-3】

前項目でも述べた様に、「教育研究上の目的」と「三つの方針」についての定期的な検証については、2024年度（令和6年度）から改定された薬学教育モデル・コア・カリキュラムが適用となるのに伴って、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改訂した（[根拠資料 2-3：和歌山県立医大薬学部ホームページ](#)）。アドミッション・ポリシーについては改訂したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー

に呼応する形で改訂検討している。本学部は、いわゆる完成年度を迎えていないため、アドミッション・ポリシーについては現時点では変更する段階ではないと考え、完成年度を満了する2027年4月以降に見直し、修正を行う予定である。本項目の主題である教育研究活動についての自己点検・評価についても、「教育研究上の目的」と「三つの方針」に基づくものなので、外部への公表は、2027年度以降に実施する自己点検評価後に行う予定である。現在の「教育研究上の目的」と「三つの方針」に基づく教育研究活動についての自己点検・評価は今後も継続的に実施する。

【基準 2-2】

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事項を含む。また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

〔現状〕

前基準でも述べた様に、和歌山県立医科大学薬学部では2021年度（令和3年度）より「薬学部自己点検・評価委員会」が設置され、学部内に自己点検評価に関わる協議・検討事項が生じた際に適宜開催されている。これまでに、授業関連資料の整理・保存やシラバス作成要領もしくは卒業研究ルーブリックの策定・助言などについて、関連する学部内委員会（主に教務学生委員会）との共同作業もしくは学部内委員会が作成した草案に対する点検・評価・助言を行っている。

また、2024年11月より翌年1月にかけて、「自己評価2024」への対応はもとより、1～4年次の教育研究活動についての基本的且つ継続的な質の担保を目的として、本委員会と教務学生委員会との合同で、授業科目関連資料（電子媒体もしくは紙媒体）を収集するとともに、シラバス記載内容の確認並びに適正な授業体制及び成績評価の是非に主眼を置いた自己点検・評価を実施した。

この作業で明らかになった問題点については、2025年2月初旬に本委員会より薬学教育関連教員向けに公表するとともに2025年度シラバス作成に反映する様に依頼した。

したがって、本学部では初期的段階ではあるものの自己点検・評価結果に基づいて教育研究活動の改善が実施されたといえる。しかし、薬学部自己点検・評価委員会は、定められた頻度で定期的には開催されていない。また、自己点検・評価の結果をフィードバックしてはいるものの、開学からの年数も短いため改善策の策定や改善策の結果の検証にまでは至っていない。したがって、本委員会では実施した自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が完全に整備されているとは言

い難い。

〔内部質保証に対する点検・評価〕

和歌山県立医科大学薬学部では 2021 年度（令和 3 年度）より、学部長を含めた計 5 名の薬学部教員から構成される「薬学部自己点検・評価委員会」を設置した。本委員会では、1）薬学教育モデル・コアカリキュラムを含めた教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育体系の確立、ならびに 2）各科目の公正且つ厳格な成績評価体制の確立 に向け、これら要件を満たすルールに基づいた授業関連資料の整理・保存やシラバス作成要領もしくは卒業研究ルーブリックの策定・助言などについて、関連する学部内委員会（主に教務学生委員会）との共同作業もしくは学部内委員会が作成した草案に対して点検・評価・助言を行っている。

2024 年 12 月より翌年 2 月にかけて、「自己評価 2024」への対応はもとより、これまでに開講された 1～4 年次の教育研究活動についての基本的且つ継続的な質の担保を目的として、本委員会と教務学生委員会との合同で、授業科目関連資料の収集とシラバス記載内容の確認ならびに適正な授業体制及び成績評価の是非に主眼を置いた自己点検・評価を実施した。この作業で明らかになった問題点については、2025 年 2 月初旬に薬学教育関連教員向けに公表するとともに、2025 年度（令和 7 年度）シラバス作成に反映する様に依頼した。

また、薬学教育関連教員及び事務職員向けに、外部講師やオンラインを利用した薬学教育自己点検・評価に関する FD を実施する予定にしており、薬学部自己点検・評価委員会においては事務部より教学班長が参画することで、自己点検評価に関する事務部との明瞭な連携強化を行なっている。

しかし、現在組織されている「薬学部自己点検・評価委員会」は、定期的に行われている状況ではなく、【観点 2-1-1】に記されている計画的な自己点検・評価を実施するには至っておらず、観点を満たしているとは言えない。

在籍学生の留年・休学・退学等の入学年次別分析に関しては、薬学部学生委員会や薬学教務、薬学部運営会議が中心となって受講者の授業科目別及び教員別合格率（単位取得率）を学期ごとに確認し、在籍学生の単位取得状況把握はもちろんのこと、留年や休学・退学等の動向にも絶えず注意を払うとともに、本学入試方式の検証・見直しにも役立てている。研究室配属前の 1～3 年時では担任制度を取り入れ、年度始めや長期休み前後に面談を行い学生の動向に注視するとともに、出席率の低い学生に対する教務課並びに学生相談員による個別面談を実施し、休学・退学者の減少に向けた活動を行っている。以上より、大学レベルで教育研究活動に対する質的・量的な解析を実施しており、【観点 2-1-2】を満たしている。

「教育研究上の目的」と「三つの方針」についての定期的な検証については、令和 6 年度から適用となる改定薬学教育モデル・コア・カリキュラムに合わせて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改訂した。アドミッション・ポリシーについては改訂したディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに呼応する形で改訂を検討している。しかしながら、本学部が完成年度を迎えていない点を鑑みてアドミッション・ポリシーについては現時点においては検証する段階になく、完成年度を満了する 2027 年 4 月以降に見直し、修正を行うこととしている。本項目の主題である教育研究活動についての自己点検・評価についても、「教育研究上の目的」と「三つの方針」に基づくものなので、外部への公表は、2027 年度以降に実施する自己点検評価後に行う予定である。現在の「教育研究上の目的」と「三つの方針」に基づく教育研究活動についての自己点検・評価は今後も継続的に実施するが、現時点において、【観点 2-1-3】に記されている自己点検・評価の公表について、現時点では満たされていない。

このように、本学部では自己点検・評価のための組織が設置され、初期段階ではあるもののその活動が適宜行われているとともに、在籍学生の留年・休学・退学等の入学年次別分析に関しては実施されているものの、1)組織的且つ計画的な実施、2)全ての教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいた実施、には至っておらず、【基準 2-1】に完全に適合しているとは言い難い。

また、前述のように、2024 年 12 月より 2 月にかけて、教育研究活動についての基本的かつ継続的な質の担保を目的として、薬学部自己点検・評価委員会と教務学生委員会との合同で授業科目関連資料の収集とシラバス記載内容の確認ならびに適正な授業体制及び成績評価の是非に主眼を置いた自己点検・評価を実施した。この作業で明らかになった問題点については、2025 年 2 月初旬に薬学教育関連教員向けに公表するとともに、2025 年度（令和 7 年度）シラバス作成に反映する様に依頼した。

このように、本学部では初期的段階ではあるものの、自己点検・評価結果に基づいて教育研究活動の改善が実施されたといえる。

しかし、薬学部自己点検・評価委員会ならびにその活動は、定められた頻度で定期的で開催されてはならず、また、自己点検・評価の結果をフィードバックしてはいるものの、開学からの年数も短いため改善策の策定や改善策の結果の検証にまでは至っていない。したがって、本委員会では実施した自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されているとは言い難く、【基準 2-2】に完全に適合しているとは言い難い。

＜優れた点＞

特になし

＜改善を要する点＞

1. 薬学部自己点検・評価委員会の構成員はいずれも学内教員であるため、第三者的視点からの評価を実施するべく委員会構成員として本学部教職員以外に外部委員を加える必要がある。併せて、通常の学部運営ラインである[各委員会-学部運営会議-教授会]とは別の観点から定期的・計画的に自己点検・評価を実施することで、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制を構築する必要がある。【観点 2-1-1】【基準 2-2】
2. 教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいた総合的な自己点検・評価体制を構築するために、まずはディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の達成度を測るためのルーブリックの策定と、これを基礎とした学修ポートフォリオシステムの構築による、学生の学修成果、学びの軌跡と成長などの可視化など、質的・量的な解析のためのデータ及び情報の収集が必要である。そして、これらデータを薬学部自己点検・評価に結びつけるための具体的方策を構築する必要がある。【観点 2-1-2】

〔改善計画〕

現在学部内に組織されている「薬学部自己点検・評価委員会」を中心に検討を重ねた結果として、第三者的視点からの評価を実施するべく委員会構成員として本学部教職員以外に外部委員を加える。併せて、通常の学部運営ラインである〔各委員会-学部運営会議-教授会〕とは別の観点から定期的・計画的に自己点検・評価を実施することで、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制を構築するとともに、自己点検・評価の PDCA サイクルを回すことで、薬学の学位プログラムにおける内部質保証を担保する。更には、外部評価機関として、学外者による評価委員会が薬学自己点検・評価に対する評価を実施することで、内部質保証の有効性を併せて担保する。

上記教学マネジメント及び内部質保証体制を継続的に維持する事により、本学の特徴ある教育研究活動を国内・国際レベルで確立・充実・向上させる計画である。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育
- 語学教育
- 人の行動と心理に関する教育
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）
- 大学独自の教育
- 問題発見・解決能力の醸成のための教育

注釈：薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。

【観点 3-1-1-2】薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。

【観点 3-1-1-3】教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。

【現状】

先に述べたように、2024 年度（令和 6 年度）入学生から 2022 年度（令和 4 年度）改訂版モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラムに改訂した。各観点では、主に 2024 年度（令和 6 年度）入学生の教育課程の編成について述べ、2023 年以前入学生の教育課程の編成については、注釈として要点を記す。

【観点 3-1-1-1】

カリキュラムは6年間の体系的な構成となっており、各科目は専門領域に応じて順次配置されている。基礎薬学は1年次から3年前期に学び、その上で医療薬学、衛生薬学、臨床薬学を学べるように設計されている。臨床薬学では、1年次の早期体験学習から5年次の実務実習、6年次の臨床薬学科目まで、体系的な学びを提供している。さらに、カリキュラムの体系的性及び科目の順次性はカリキュラム・ツリーによって明示されており、学生が学修の進捗状況や各科目の関連性を理解しやすいよう工夫されている。これにより、学生は学びの全体像を把握しながら効率的に学修を進めることが可能となっている（[根拠資料3-1：2024年度入学生用シラバス](#)）。

教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育、薬学教育モデル・コアカリキュラム令和4年度改訂版の各項目、大学独自の教育、問題発見・解決能力の醸成のための教育の各項目については以下に詳細を示す。

・教養教育

教養科目を通じて、語学を含む幅広い知識を身につけるためのリベラル・アーツ教育を実施している。1年次に開講される教養科目には、人文社会科学系科目（心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学、言語学）、及び自然科学系科目（情報基礎、統計基礎、基礎物理学、有機化学、有機化学演習、生物学、無機化学）が含まれており、薬学を学ぶ上で必要な教養科目を編成している。語学教育については、次項に記す（[根拠資料3-1：2024年度入学生用シラバス](#)）。

・語学教育

国際的に活躍できるファーマシスト・サイエンティストの養成を目指し、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を修得できるよう、1年次から卒業時まで段階的な語学教育を実施している。具体的には、1年次には英語Ⅰ、英語Ⅱを、2から3年次には薬学英语Ⅰ、薬学英语Ⅱ、薬学英语Ⅲを設置している。英語Ⅰ、英語Ⅱにおいては、語法や文法及び学術的な文章の組み立て方など基本的な英語力を養成している。また、薬学英语Ⅰ、薬学英语Ⅱ、薬学英语Ⅲでは、薬学に関する情報を英語で理解し発信できる実践的英語力を養成できるようにカリキュラムを編成している。さらに、「特別実習Ⅱ」では英語での科学論文作成を目標に掲げ、実践的な英語能力のさらなる向上を図る予定である。なお、選択科目として、ドイツ語、フランス語、中国語も1年次の選択科目として提供されており、多様な言語学習の機会が設けられている（[根拠資料3-1：2024年度入学生用シラバス](#)）。

・人の行動と心理に関する教育

医療人として必要な倫理観や共感的態度を養成する教育として、ケア・マインド教育が必修科目として1年次に開講されている。本科目は、薬学部・医学部・保健看護学部の共通講義として開講しており、PBLを通じて、立場の異なる医療人の相互理解を深め、知識・技能の習得のみならず、病める人の視点で考えられる人間形成を目指している。また、3年次には、臨床研究における倫理観などを理解し、人の健康に携わる薬剤師としての倫理観を醸成し、患者の社会的、心理的背景にも配慮できる資質・能力を養うための科目として、医療倫理が必修科目として開講されている。また、人文社会科学

系科目として、心理学が開講されており、人の行動や心理に関する専門な教育を受ける場が提供されている（[根拠資料 3－1：2024 年度入学生用シラバス](#)）。

・薬学教育モデル・コアカリキュラム

薬学教育モデル・コアカリキュラム令和 4 年度改訂版に準拠し、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学、F.臨床薬学、G.薬学研究といった基盤から専門領域まで体系的に学べる構成となっている。薬学教育モデル・コアカリキュラム内の項目をどの科目で教授しているのかについてシラバスに明記しているほか、カリキュラムマップを作成し、学生に配布することで、学生が各科目の意義、各科目間の関連性などを一覧できるようにしている（[根拠資料 3－1：2024 年度入学生用シラバス](#)、[根拠資料 3－2：新コアカリ対応薬学部カリキュラムマップ](#)）。

・大学独自の教育

ケア・マインド教育や災害薬学といった大学独自の科目が設定されている。1 年次に開講されるケア・マインド教育は、医学部、看護学部と共通して開講する科目であり、医療人として必要な倫理観、共感的態度、コミュニケーション能力の養成を目的としている。また、3 年次に開講される災害薬学では、災害時における薬剤師の役割について学び、地域医療への貢献や薬学の専門性を深めるための教育が行われている。さらに、本学の理念やディプロマ・ポリシーに基づく高度な教育の実施を目的に、以下の科目がアドバンスト科目として設定されている。

<アドバンスト科目>

情報基礎、有機化学演習、薬学入門Ⅲ、物理化学Ⅰ、分析化学、有機薬化学演習、生化学、物理化学Ⅱ、有機薬化学Ⅱ、天然物化学・生薬学Ⅰ、微生物学、アドバンスト生物物理、アドバンスト生命科学、毒性学、免疫学、機器分析化学、医薬品化学Ⅰ、天然物化学・生薬学Ⅱ、病態生理学、薬理学Ⅰ、生物系薬学演習、漢方療法学、医療倫理、医薬品化学Ⅱ、製剤学Ⅱ、環境衛生学、医薬品開発学、社会薬学Ⅳ、社会薬学Ⅴ、災害・救急薬学演習、臨床コミュニケーション、病院・薬局薬学、医療安全学Ⅱ、臨床医学、臨床薬学演習（[根拠資料 3－1：2024 年度入学生用シラバス](#)）

・問題発見・解決能力の醸成のための教育

PBL や TBL といったグループ学習を演習や講義に取り入れ、課題発見能力や問題解決能力を育成している。B.社会と薬学や F.臨床薬学系の科目にとどまらず、多くの科目で積極的にグループ学習が活用されており、実務実習や卒業研究へ繋がる実践的な能力を養成している。具体的な科目としては、薬学入門Ⅰ、薬学入門Ⅱ、ケアマインド、社会薬学、衛生化学演習、有機化学演習、薬理学演習Ⅰ、臨床薬理学演習、臨床薬学概論、医療倫理が挙げられる（[根拠資料 3－1：2024 年度入学生用シラバス](#)）。

2023 年度（令和 5 年度）以前入学生の教育課程も、6 年間の体系的な構成となっている。教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目、大学独自の教育、問題発見・解決能力の醸成のための教育は、2023 年度（令和 5 年度）以前入学生教育課程の方針に基づいて提供されている。（[根拠資料 3－3：2023 年度入学生用シラバス](#)）

【観点 3-1-1-2】

薬学教育カリキュラムは、幅広い視野と実践的な能力を備えた薬剤師の育成を目指した構成となっており、学生が医療や研究分野で将来活躍できる総合的な力を身につけられる教育が実践されている。薬学教育コアカリキュラムに対応し、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学、F.臨床薬学に加えて、G.薬学研究に対応する卒業研究にも力を入れたカリキュラムを構築している。

学生は3年生後期に研究室に配属され、研究活動に打ち込める環境が整備されている。開学4年目が過ぎようとしている本学では、現在、1期生・2期生が卒業研究を実施しており、講義・実習以外のコマ時間は卒業研究（特別実習Ⅰ）に充てるよう時間割が編成されている。4年次修了時には中間報告が実施され、特別実習Ⅰでの研究内容をまとめ、特別実習Ⅱ（卒論発表）に向けた、目標や方向性を明確化する機会が提供されている。6年次には卒業論文の提出及び卒業研究発表会での発表を卒業要件とする計画が進められており、研究活動を通じた実践的な能力の養成を図る教育が一貫して行われている。現状、薬学共用試験や薬剤師国家試験を対象とした講義科目は編成していない（[根拠資料3-4：2024年度薬学部時間割](#)、[根拠資料3-2：新コアカリ対応薬学部カリキュラムマップ](#)）。

なお、2023年度（令和5年度）以前入学生の薬学教育カリキュラムにおいても、学生が医療や研究分野で将来活躍できる総合的な力を身につけられる教育が実践されており、2024年度（令和6年度）入学生の薬学教育カリキュラム同様に薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成とはなっていない（[根拠資料3-3：2023年度入学生用シラバス](#)）。

【観点 3-1-1-3】

教育課程及びその内容や方法の適切性について検証し、改善・向上させるため、本学部では毎年度、時間割の科目配置について教務学生委員会で確認・検討している。また、各教科のシラバス記載内容も、教務学生委員会にて毎年度確認している。検討の結果、改善が必要と判断された場合には、担当教員に内容の修正を依頼しており、教育課程の質向上が図られている。こうした定期的な確認と改善のプロセスを通じて、教育の適切性と効果を継続的に維持・向上させる体制が整備されている（[根拠資料3-5：教務学生委員会議事録](#)）。

また、FD委員会では、全ての授業について学生を対象に前期及び後期にアンケートを実施している。各教員は、アンケート結果をもとに、①授業での良かった点と今後の取り組みについて、②今後の改良ポイントについて、を回答し、授業の振り返りを行う。この取り組みにより、授業内容の継続的な維持・向上に努めている。アンケート結果や学生の自由記述に対する教員の回答は学生にも公開され、透明性を確保するとともに、

教員も評価される双方向的なフィードバック環境が整備されている（[根拠資料 3－6：授業アンケート](#)）。

なお、2023 年以前入学生の教育課程及びその内容、方法の適切性についても同様のシラバスの検証と授業アンケート実施による改善・向上を図っている（[根拠資料 3－5：教務学生委員会議事録](#)、[根拠資料 3－6：授業アンケート](#)）。

〔教育課程の編成に対する点検・評価〕

カリキュラムは教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されており、各科目は専門領域に応じて適切に配置されている。カリキュラムの体系性及び科目の順次性はカリキュラム・ツリーによって明示されており、学生が学修の進捗状況や各科目の関連性を理解しやすいよう工夫されている。教養教育、語学教育、人の行動と心理に関する教育、薬学教育モデル・コアカリキュラム 2022 年度（令和 4 年度）改訂版または平成 25 年度改訂版の各項目、大学独自の教育、問題発見・解決能力の醸成のための教育は、体系的に整理され、薬学教育カリキュラムは効果的に編成されている。

以上より、「教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて」体系的に整理され、効果的に編成されているので、【観点 3-1-1-1】を満たしている。

薬学教育カリキュラムは、医療や研究分野で活躍する薬剤師の育成を目的に、総合力と実践力を養成する構成となっている。薬学教育コアカリキュラムに基づく講義や実習に加え、学生は 3 年後期から研究室に配属され、6 年次の卒業論文提出及び発表を卒業要件とする一貫した卒業研究が実施されている。また、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率向上を目的とした講義科目は編成されていない。従って、本学部の薬学教育カリキュラムは、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成にはなっておらず、【観点 3-1-1-2】を満たしている。

時間割の科目配置やシラバスの適切性は、教務学生委員会においてが毎年度点検されている。また、学生に対する授業アンケートのフィードバックを基に、授業内容の維持・向上のための仕組みも整備されている。従って、教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていると言え、【観点 3-1-1-3】を満たしている。

以上より、本学の教育課程の編成は【基準 3-1-1】に適合している。

＜優れた点＞

特になし。

＜改善を要する点＞

特になし。

〔改善計画〕

本学の教育課程の編成は【基準 3・1・1】に適合しているため特になし。

（３－２）教育課程の実施

【基準 3-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。

【観点 3-2-1-1】学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。

注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていること。

【観点 3-2-1-2】薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に実施されていること。

【観点 3-2-1-3】学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発していることが望ましい。

注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。

【現状】

先に述べたように、2024 年度（令和 6 年度）入学生から 2022 年度（令和 4 年度）改訂版モデル・コア・カリキュラムに沿ったカリキュラムに改訂した。各観点では、主に 2023 年以前入学生の教育課程の実施状況について述べ、2024 年度（令和 6 年度）入学生の教育課程の実施状況については、注釈として要点を記す。

【観点 3-2-1-1】

本学では、講義、演習、実習など多様な授業形態を組み合わせることで、学生が学習目標を達成できるよう教育課程を編成している。例えば、「知識」の到達目標については講義や演習形式で、「技能・態度」の到達目標については、実習もしくは PBL・SGD といった学習方法を取り入れた演習形式で学習し、学習目標に向けた適切な学習の場を提供している。本学の授業科目を、（１）学習方法が講義・演習中心の授業科目、（２）知識と併せて実技・技能・態度などを学ぶ授業科目、（３）実務実習事前学習、（４）卒業研究（薬学研究）に大別し、以下にその概要を示す（[根拠資料 3-3：2023 年度入学生用シラバス](#)）。

（１）学習方法が講義・演習中心の授業科目

教養科目や専門科目の中で、知識を修得する科目の授業は基本的に講義形式で実施されている。一部科目ではその学習効果の向上を期待して、PBL 等のアクティブラーニ

ングを授業の一部に導入している。また、評価方法は基本的に試験を中心に行っている。

（２）知識と併せて実技・技能・態度などを学ぶ授業科目

一部の教養科目や、専門科目の実習や演習形式の授業がこれに該当する。各科目では、PBLやSGDといった学習方法を取り入れることで、薬学教育コアカリキュラムに準じた知識や技能の効率的な習得が図られている。また、技能や態度の習得については、各科目で設定されたルーブリックに基づいた評価が実施されており、学生の学修成果を多角的かつ公平に測定している。科目によっては試験が実施され、成績評価の一部として活用されている。これらにより、学生は知識と実技をバランスよく学び、薬学の専門性を深めることができるよう設計されている。

（３）実務実習事前学習

本学部では、病院実務実習及び薬局実務実習に先立ち、「事前実習Ⅰ」及び「事前実習Ⅱ」が４年次の９月から集中講義として編成されている。これらの科目は、薬剤師職務に関する基本的な知識、技能、態度を修得することを目的としている。

「事前実習Ⅰ」は演習形式で実施され、薬剤師の活動全般、特に医療機関に勤務する薬剤師の役割や責任について理解を深めることを目的としている。本授業は、グループ討議や発表を通じて、患者の薬物療法に携わる薬剤師の重要性を考察する場として編成されている。「事前実習Ⅱ」は実習形式で実施され、調剤、服薬指導、患者対応、医薬品の適正管理、薬物療法の実践など、薬剤師の具体的な職務に焦点を当てている。到達目標の達成状況はルーブリックを用いて学生自身及び教員が確認し、評価を行う仕組みが整えられている。また、実務実習終了後には、実習の成果を振り返り共有する場として、「実習成果発表会（仮）」を実施する計画が進められている（[根拠資料 3－7：実務実習委員会議事録](#)）。

（４）卒業研究（薬学研究）

学生は３年生後期に研究室に配属され、研究活動に打ち込めるように、教育課程が編成されている。開学４年目が過ぎようとしている本学では、現在、１期生・２期生が卒業研究を実施しているが、十分な研究期間を確保するため、講義・実習以外のコマ時間は卒業研究（特別実習Ⅰ）に充てる時間割が編成されている。４年次修了時には、特別実習Ⅰでの研究内容をまとめ、特別実習Ⅱ（卒論発表）に向けて目標や方向性を明確化し、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察する機会として、中間報告レポートを提出させる。６年次には卒業論文の提出及び卒業研究発表会での発表を卒業要件とする計画が進められており、研究活動を通じた実践的な能力の養成を図る教育が一貫して行えるように編成されている。

ただし、研究論文の作成や発表会の形式については、現時点で明確に決められておらず、さらなる検討が必要である。

2024 年度（令和 6 年度）入学生の教育課程においても、(1) 講義・演習を中心とする授業科目、(2) 知識に加えて実技・技能・態度などを学ぶ授業科目については、それぞれの授業特性に応じた工夫が施されている。(3) 実務実習の事前学習及び(4) 卒業研究（薬学研究）については、今後実施予定であるが、学習方略の本質的な変更は予定していない（根拠資料 3－1：2024 年度入学生用シラバス、根拠資料 3－2：新コアカリ対応薬学部カリキュラムマップ）。

【観点 3-2-1-2】

病院・薬局実習が 5 年次の必修科目として設定されており、この実習により 20 単位が付与される。この実務実習は、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に実施し、学生が臨床現場で必要な知識や技能を体系的に学修する環境を整備する。実務実習に先立ち、事前学習として講義や演習が行われ、実習に必要な基礎知識や技能を習得する機会が学生へ提供される。さらに、実務実習後には臨床薬学科目を設け、実習で得た学びを振り返り、理論的な理解を深める場が用意する予定である。

ただし、本学は今年 2 月下旬より来年度実務実習の第 1 期に入ったばかりのため、本観点に関しては評価の対象外である（根拠資料 3－7：実務実習委員会議事録）。

2024 年度（令和 6 年度）入学生の教育課程において、本質的な変更は予定していない。2023 年度（令和 5 年度）以前入学生の教育課程の実施状況を踏まえて必要に応じて学修する環境の整備改善をする予定である。

【観点 3-2-1-3】

前述のように、知識と併せて実技・技能・態度などを学ぶ授業科目や実務実習の事前学習では、各科目担当者が学習目標の達成を目指して PBL や TBL を取り入れたアクティブラーニングを組み込んだ授業を実施している。具体的な科目としては、薬学入門Ⅰ、薬学入門Ⅱ、ケアマインド、社会薬学、衛生化学演習、有機化学演習、薬理学演習Ⅰ、臨床薬理学演習、臨床薬学概論、医療倫理が挙げられる。また、FD 委員会によって実施される学生を対象とした授業アンケートの結果を基に、アクティブラーニングに対する学生からのフィードバック環境も整備されている。これにより、授業内容が毎年継続的に見直され、学生の資質や能力の向上に寄与する学習・教授・評価の検証・改善が図られている（根拠資料 3－3：2023 年度入学生用シラバス、根拠資料 3－6：授業アンケート）。

2024 年度（令和 6 年度）入学生の教育課程において、本質的な変更は予定していない。2023 年度（令和 5 年度）以前入学生の教育課程の実施状況を踏まえて必要に応じて学習・教授・評価方法を工夫する予定である。

【基準 3-2-2】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-1】各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-2-2】各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。

【現状】

各科目の成績評価法については、2023 年度までの入学生と 2024 年度の入学生では同様の方法・基準で成績評価が行われている。以下に、2024 年度の入学生における現状を述べる。

【観点 3-2-2-1】

各科目において、適切な成績評価の方法と基準が設定されており、これらはシラバスに明記されている。学生は、大学ホームページや UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて、各科目の授業計画や成績評価方法を確認することが可能である。これにより、学生は授業開始前に評価基準を把握し、自身の学習計画を適切に立てることができるになっている。成績評価は、100 点満点で行い、S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の 5 段階で評価される。また、再試験に合格した場合の成績は 60 点と定められている。これらの評価基準も、成績評価の透明性と公平性を確保するため、事前に学生に周知されている（根拠資料 3－8：2024 年度入学生用履修要領）。

評 価	成 績	GP	成 績 評 価 基 準	判 定
S	90点以上	4.0	学修目標を達成し、極めて優秀である	合 格
A	80点以上90点未満	3.0	学修目標を十分に達成している	
B	70点以上80点未満	2.0	学修目標を達成している	
C	60点以上70点未満	1.0	学修目標を概ね達成している	
D	60点未満	0.0	学修目標を達成していない	不合格

【観点 3-2-2-2】

成績評価は、各科目の担当教員が設定した評価基準に基づき、厳格に実施されている。試験は筆記、実技、論文・レポート提出など授業の多様な方法で行われ、科目の特性に応じた適切な評価が可能である。試験の実施時期は、原則として授業が終了した学期末に定められているが、一部の科目では試験期間外に行われる場合もある。追試験は、病気などやむを得ない理由で試験を受けられなかった学生を対象に実施されるものであり、受験には医師の診断書など理由を証明する書類の提出が必要となる。また、再試験は試験または追試験で不合格となった学生に対して、担当教員の判断により実施される場合がある。試験中の不正行為は厳しく禁止されており、不正行為が発覚した場合には、当該試験のみならず、その期のすべての試験が不合格とされる厳しい対応が取られる。以上により、成績評価は設定された基準と方法に従い、公正かつ厳格に実施されることが保証されている（根拠資料 3－8：2024 年度入学生用履修要領）。

【観点 3-2-2-3】

成績評価の結果は、UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて学生に通知されている。本学では、GPA 制度が導入されており、学生の成績を総合的に評価する指標として活用されている。GPA は、各科目の GP 値にその科目の単位数を掛けた合計を履修登録科目の単位数で割ることで算出され、学生の学業成果を客観的に評価する基準となっている。

$$\text{GPA} = \Sigma (\text{各科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数}) \div \Sigma (\text{履修登録科目の単位数})$$

成績評価に異議がある場合、学生は所定の期間内に事務室へ申し立てを行うことができる。この異議申し立て制度は、評価に対する不服を解消するとともに、評価の透明性と公正性を保つために設けられている。成績評価の結果は、関連する情報とともに学生に適切に通知されるとともに、異議申し立ての仕組みについても周知されている（根拠資料 3－8：2024 年度入学生用履修要領）。

以上の観点を踏まえると、各科目の成績評価は適切な方法と基準に基づき、公正かつ厳格に実施されていると考えられる。また、成績評価の結果に対する学生の異議申し立て制度が整備されていることから、評価に対する学生の権利も十分に保障されていると言える。

【基準 3-2-3】

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

【観点 3-2-3-1】 進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。

注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

【観点 3-2-3-2】 各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【現状】

先に述べたように、2024 年度（令和 6 年度）入学生から 2022 年度（令和 4 年度）改訂版モデル・コア・カリキュラムに沿った教育カリキュラムに改訂した。各観点では、主に 2024 年度（令和 6 年度）入学生の進級判定等に関する現状を述べ、2023 年度（令和 5 年度）以前入学生の進級判定等については、注釈として要点を記す。

【観点 3-2-3-1】

進級判定基準は明確に設定されており、各学年で進級に必要な教養科目及び専門科目の単位数が具体的に定められている。以下に進級要件を示す。

<進級要件>

（１）第 1 学年

教養科目：外国語科目（6 単位）、ケア・マインド教育（2 単位）及び自然科学系科目 11 単位中 9 単位以上を修得（17 単位／23.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科目 4 単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、薬学入門（早期体験実習）及びその他の専門科目 13 単位中 10 単位以上を修得（17 単位以上／20 単位）

（２）第 2 学年

教養科目：外国語科目 9 単位中 8 単位以上、ケア・マインド教育（2 単位）及び自然科学系科目 11 単位中 9 単位以上を修得（19 単位／26.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科目 4 単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）及びその他の専門科目 42 単位中 36 単位以上を修得（53.5 単位以上／59.5 単位）

（３）第 3 学年

教養科目：外国語科目（10 単位）、ケア・マインド教育（2 単位）及び自然科学系科目 11 単位中 9 単位以上を修得（21 単位／27.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科

目 4 単位以上を含む)

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）、専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）及びその他の専門科目 73 単位中 63 単位以上かつ 50 科目中 44 科目以上を修得（89.5 単位以上／99.5 単位）

なお、教養科目の内訳は下記のとおりである。

外国語科目	英語Ⅰ、Ⅱ、薬学英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ドイツ語、フランス語、中国語
人文社会科学系科目	心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学、言語学
自然科学系科目	情報基礎、統計基礎、基礎物理学、有機化学、有機化学演習、生物学、無機化学

留年に関する取り扱いは明示されている。すなわち、薬学部の在学期間は原則として 12 年を超えることができないとされている。さらに、第 1 学年から第 3 学年までの区分では各学年 2 年まで、第 4 学年から第 6 学年までの区分では 6 年までと在学可能な期間が制限されている。この規定により、進級ができない場合には在籍期間が制限される仕組みとなっており、留年に対する厳格な措置が講じられている。再履修については、単位を修得した授業科目を再び履修することは認められてない。ただし、授業担当教員が認めた場合に限り、聴講が可能である。この規定は、教育資源の適正な活用と学生の学修効率を高めることを目的としている。

また、年間登録単位数の上限を年間 44 単位までと定めた、「CAP 制」が設けられている。この制度は、学生が授業時間外に自ら学習する時間を確保することを目的としており、学生が再履修の必要がある場合でも、効率的に学習を進めることができるように設定された仕組みとなっている。

以上の進級判定基準や留年に関する取り扱いは、学生に対して十分に周知されている。大学のホームページや UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて、休業日や授業時間帯の変更、選択科目の履修手続き、シラバスの公開場所などの関連情報が公開されており、学生は容易にアクセス可能である。これにより、進級や留年に関する重要な情報が学生に適切に周知されていると言える（[根拠資料 3－8：2024 年度入学生用履修要領](#)）。

なお、2023 年以前入学生の進級要件は以下のとおりである。

（１）第 1 学年

教養科目：外国語科目（6 単位）、ケア・マインド教育（3 単位）及び自然科学系科目 8 単位中 7 単位以上を修得（16 単位／21.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科目 4 単位以上を含む））

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）及びその他

の専門科目 9 単位中 7 単位以上を修得（13 単位以上／15 単位）

（２）第 2 学年

教養科目：外国語科目（8 単位）、ケア・マインド教育（3 単位）及び自然科学系科目 8 単位中 7 単位以上を修得（18 単位／23.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科目 4 単位以上を含む）

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）及びその他の専門科目 35 単位中 31 単位以上を修得（47 単位以上／51 単位）

（３）第 3 学年

教養科目：外国語科目（9 単位）、ケア・マインド教育（3 単位）及び自然科学系科目 8 単位中 7 単位以上を修得（19 単位／24.5 単位（保健体育 0.5 単位、人文社会学系科目 4 単位以上を含む）

専門科目：薬学基礎実習Ⅰ、Ⅱ、薬学入門Ⅰ、Ⅱ、薬学入門（早期体験実習）、専門実習（化学系）、専門実習（生物系）、専門実習（医療系）、専門実習（物理系）、特別実習（入門）及びその他の専門科目 61 単位中 56 単位以上を修得（81.5 単位以上／86.5 単位）

教養科目の内訳は下記のとおりです。

外国語科目	英語ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡB、薬学英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、ドイツ語Ⅰ、Ⅱ、フランス語Ⅰ、Ⅱ、中国語Ⅰ、Ⅱ
人文社会科学系科目	心理学、哲学、文学、法学、経済学、社会学
自然科学系科目	情報基礎、情報基礎演習、統計基礎、基礎物理学、有機化学、有機化学演習、生物学、無機化学

（根拠資料 3－9：2023 年度入学生用履修要領）

【観点 3-2-3-2】

各学年の進級判定は、設定された基準に基づき厳格に実施されている。すなわち、1 年次から 3 年次までの各学年において、所定の単位数を満たしているかを確認し、進級要件を満たさない場合は留年となる。なお、各科目の成績評価の項に記した様に、成績評価に対して異議申し立てを行う仕組みも整備されている。学生は、評価に不満がある場合、所定の期間内に事務室へ申し立てを行うことができる。この制度により、評価の透明性と公正性がさらに確保されている（根拠資料 3－8：2024 年度入学生用履修要領）。

2023 年度（令和 5 年度）以前入学生に対しても、設定された基準に従って同様の進級判定が行われている。

【基準 3-2-4】

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-4-1】卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-4-2】卒業に必要な単位数の修得だけではなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい。

【観点 3-2-4-3】卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。

注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時期を指す。

【現状】

先に述べたように、2024年度（令和6年度）入学生から2022年度（令和4年度）改訂版モデル・コア・カリキュラムに沿った教育カリキュラムに改訂した。各観点では、主に2024年度（令和6年度）入学生の卒業認定に関する現状を述べ、2023年度（令和5年度）以前入学生の教育課程の実施状況については、注釈として要点を記す。

【観点 3-2-4-1】

卒業認定の判定基準は明確に設定され、学生に周知されている。すなわち、卒業のためには6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて191単位以上を修得する必要がある。必修科目、選択科目、自由科目については、それぞれの区分が定められ、必要な単位数が明示されている。また、教養科目と専門科目にもそれぞれ必要な単位数が設定されている。選択科目においては、特定の科目群から所定の科目数以上を選択して履修する必要がある。具体的には、外国語、人文社会科学系科目、アドバンスト生物物理、アドバンスト生命科学、社会薬学Ⅴ、病院・薬局薬学などが選択科目として設定されており、学生は卒業要件を満たすためにこれらの科目を適切に選択する必要がある。一方、自由科目は卒業要件には含まれないが、学生が選択して履修することができる科目として提供されている（根拠資料3-8：2024年度入学生用履修要領）。

《卒業に必要な単位数一覧表》

授業科目の区分	必修科目	選択科目	自由科目
教養科目	21.5 単位	6 単位以上	2 単位
専門科目	159.5 単位	4 単位以上	7 単位

合計	181 単位	10 単位以上	
	191 単位以上		

備考 必修科目：必ず履修しなければならない科目です。
 選択科目：学生が選択し履修する科目です。
 自由科目：卒業要件にはなりませんが、学生が選択し履修できる科目です。

これらの卒業要件は、学生便覧や大学のウェブサイト、UNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて学生に周知されており、学生はこれらの情報に容易にアクセスできるようになっている。本学部ではディプロマ・ポリシーを定めており、卒業に必要な資質・能力を明確に示している。このポリシーに基づき、学生が必要な知識と能力を修得したことを確認した上で卒業認定が行われる予定である。

2023 年度（令和 5 年度）以前入学生の卒業認定基準は以下のとおりであり、これらは同様に学生へ周知されている（根拠資料 3－9：2023 年度入学生用履修要領）。

《卒業に必要な単位数一覧表》

授業科目の区分	必修科目	選択科目	自由科目
教養科目	18.5 単位	6 単位以上	
専門科目	161.5 単位		6 単位
合計	180 単位	6 単位以上	
	186 単位以上		

備考 必修科目：必ず履修しなければならない科目です。
 選択科目：学生が選択し履修する科目です。
 自由科目：卒業要件にはなりませんが、学生が選択し履修できる科目です。

【観点 3-2-4-2】

薬学部における卒業認定は、単に所定の単位数を修得するだけでなく、ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力を身につけることを求めている。2024 年度（令和 6 年度）の入学生に対するディプロマ・ポリシーで定めた資質・能力は、以下のとおりである（根拠資料 3－10：大学 HP（<https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/index.html#diploma>））。

1. 高度な専門性と深い学識

1-1. 生命科学、創薬科学、社会・衛生薬学、医療・臨床薬学等の薬学専門領域の高度な知識と技能に根差した人類の健康や豊かな社会の発展に貢献できる深い学識を有している。

1-2. 薬学専門領域の高度な知識と技能を統合した科学的思考により、医療・福祉・衛生薬学における課題を的確に見出し、その解決を図ることができる。

2. 高度な教養と豊かな人間性

2-1. 薬学専門領域にとどまらない幅広い知識と高度な複眼的な視点で人の健康に係る社会現象を的確に把握・解析し、深く考察することができる。

2-2. 豊かな人間性、人類の健康に貢献する強い使命感、医療人としての高邁な倫理

観に基づいて、医療・福祉・衛生薬学、創薬の発展に貢献できる。

3. 高度な国際性・地域性と優れた汎用（的能）力

3-1. 国際社会から地域社会にわたる多様性を尊重し、優れた汎用（的能）力を発揮することができる。

3-2. 優れた汎用（的能）力を発揮して、地域における医療・福祉・保健衛生、創薬を主導できる。

これらの資質・能力の評価は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各科目の成績評価に加え、最終科目である「臨床薬学演習」と「特別実習Ⅱ（卒業研究）」を通じて実施される。なお、「臨床薬学演習」では、臨床薬学演習最終試験とディプロマ・ポリシーの到達度に基づいたルーブリック評価が行われる。また、「特別実習Ⅱ（卒業研究）」では、卒業論文及びその発表に加え、ディプロマ・ポリシーの到達度に対するルーブリック評価が実施される。ルーブリック評価は、学生自身の自己評価と教員による評価を組み合わせた形成的評価として行われる。

以上の仕組みにより、卒業認定は学生の学修成果と資質・能力の到達状況を総合的に評価する、公正かつ体系的なプロセスとして運用されている。

しかし、卒業認定の判定において、「臨床薬学演習」と「特別実習Ⅱ（卒業研究）」の評価の詳細は決められていない。

2023年度（令和5年度）以前入学生に対しても、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価は、最終科目である「臨床薬学演習」と「特別実習Ⅱ（卒業研究）」を通じて実施される。なお、2023年度（令和5年度）以前入学生に対するディプロマ・ポリシーで定めた資質・能力は以下のとおりである

（根拠資料3-10：大学HP

<https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/yakugaku/index.html#diploma>））。

1. 人の健康に携わる職業である薬剤師として、より高い倫理観、社会人としての良識を備えているもの
2. 総合的、専門的な薬学の知識とともに、薬剤師としての実践能力や研究を行うに足る技能を有しているもの
3. 単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者の社会的、心理的背景にも配慮することができるもの
4. 国際的視野を有し、地域での医療に貢献できるもの

【観点 3-2-4-3】

前述の通り本学が開学して4年が過ぎようとしている段階であるため、2023年度（令和5年度）までの入学生と2024年度（令和6年度）の入学生のいずれに対しても卒業認定は未実施である。

【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業延期者に対する履修指導を含む。

〔現状〕

履修指導については、2023 年度（令和 5 年度）以前入学生と 2024 年度（令和 6 年度）の入学生では同様の方法で行われているため、以下に現状をまとめて記す（[根拠資料 3-11:2024 年度入学生用学生便覧](#)、[根拠資料 3-12:2023 年度入学生用学生便覧](#)）。

入学時にはオリエンテーションが実施され、履修手続きや年間予定表の説明が行われるとともに、薬学教育全体の概要を俯瞰できる導入ガイダンスが提供されている。この導入ガイダンスは、オリエンテーションに加え「薬学入門Ⅰ」の講義内でも併せて実施している。また、担任制度が設けられており、各研究室で 6 名程度の学生を担当し、個々の学生に応じた丁寧な履修指導を定期的に行っている。入学者全体を対象とした入学までの学習歴に応じた履修指導は現在実施していないが、担任面談により個別の相談に応じ、必要に応じて対応している。

2 年生以上では、各学年の初めに履修指導及び生活面に関するガイダンスが実施されている。さらに、担任制度により、3 年後期の研究室配属まで継続的に個別指導が行われている。研究室配属後は、配属先の教員が履修指導を担当し、学生の学修を支援している。

また、4 年生後期の授業開始時や薬学実務実習の履修前には、「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づいた実務実習ガイダンスを対象者に向けて実施しており、実習前の事前学習を含む適切な指導が行われている（[根拠資料 3-13: OSCE&事前実習ガイダンス資料](#)、[根拠資料 3-14: 実務実習ガイダンス資料](#)）。

留年生に対しては、各学年の初めに履修指導及び生活面に関するガイダンスを実施するとともに、担任教員による個々の学生に応じた丁寧な履修指導を行っている。留年生の担任は入学時に割り当てられた教員がそのまま継続して担当するため、履修指導が一貫して行われる体制が整備されている。卒業延期者は、これまでに該当者がいない。

〔教育課程の実施に対する点検・評価〕

講義、演習、実習など多様な授業形態を組み合わせることで、学生が学習目標を達成できるよう教育課程が編成されている。（1）講義・演習中心、（2）実技・技能・態度を含む科目、（3）実務実習事前学習、（4）卒業研究に大別される授業科目それぞれの特性

に応じた学習方略が工夫され、効率よく知識・技能・態度を学ぶ場が提供されている。

卒業研究は必修化されており、学生は3年後期に研究室に配属された学生が研究活動に専念できるよう教育課程が編成されている。4年次修了時には中間報告レポートの提出を要件とし、6年次修了時には、卒業論文の作成・提出及び研究発表を卒業要件とされている。このような取り組みから、研究活動を通じた実践的な能力の養成を図る教育が一貫して行えるように編成されていると判断できる。

ただし、研究論文作成や発表会の形式については、現時点で未定であり明確化が求められる。したがって、【観点 3-2-1-1】は、おおむね満たしているものの、完全には満たされていない。

本学では、5年次の必修科目として病院・薬局実習が設定され、20単位が付与される。この実務実習は「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づき実施され、事前学習や臨床薬学科目を通じて、学生が臨床現場で必要な知識や技能を体系的に学べる環境が整備されている。しかし、本学は今年2月下旬より初めての実務実習を開始した段階であり、【観点 3-2-1-2】については評価の対象外となる。

知識とともに実技・技能・態度を学ぶ授業科目や実務実習の事前学習では、学生の資質や能力の向上を目指して、PBLやTBLを取り入れたアクティブラーニングを組み込んだ授業が展開されている。また、FD委員会による授業アンケートを活用したフィードバックにより、授業内容が毎年見直され、学生の資質や能力の向上に向けた継続的な検証・改善が行われている。従って、学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発しているといえ【観点 3-2-1-3】を満たしているといえる。

以上より、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われているかについては、概ね【基準 3-2-1】に適合していると言える。ただし、研究論文作成や発表会の形式について明確化することで、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育の質向上が図れると期待される。

各科目において、成績評価の方法と基準が適切に設定されており、これらはシラバスに明記されている。学生は、大学ホームページやUNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて、各科目の授業計画や成績評価方法を確認することが可能である。成績評価は100点満点でS（90点以上）からD（60点未満）の5段階で行われ、再試験合格時の成績は60点と定められている。これらの基準も学生に周知され、透明性と公平性を確保されている。従って、【観点 3-2-2-1】を満たしている。

成績評価は、各科目の担当教員が設定した基準に基づき、筆記試験、実技試験、論文・レポート提出など、科目の特性に応じた多様な方法で厳格に実施されている。試験は原則として学期末に行われるが、必要に応じて追試験や再試験も実施されている。不正行

為に対しては厳格な対応が取られる仕組みが整っており、これにより公正かつ厳格な成績評価が保証されている。従って、【観点 3-2-2-2】を満たしている。

成績評価の結果は、UNIVERSAL PASSPORTを通じて学生に通知されており、GPA制度を活用して成績が総合的かつ客観的に評価されている。また、成績評価に異議がある場合には、学生が所定の期間内に申し立てを行うことができる異議申し立て制度が整備されている。この仕組みにより、成績評価の透明性と公正性が確保されるとともに、学生の権利が十分に保障されている。従って、【観点 3-2-2-2】を満たしている。

以上より、各科目の成績評価は公正かつ厳格に行われており【基準 3-2-2】に適合していると判断できる。

進級判定基準は明確に設定されており、各学年で進級に必要な教養科目及び専門科目の単位数が具体的に定められている。また、留年に関する取り扱いについても明確な基準が設けられている。これらの進級判定基準や留年に関する情報は、大学のホームページやUNIVERSAL PASSPORT（教務学務システム）を通じて学生に周知されており、学生が容易にアクセスできる形で提供されている。このように、進級及び留年に関する情報の透明性が確保され、学生が必要な情報を適切に把握できる体制が整備されていることから、【観点 3-2-3-1】を満たしていると判断できる。

各学年の進級判定は、設定された基準に基づき厳格に実施されている。また、成績評価に対して異議申し立てを行う仕組みも整備されており、評価の透明性と公正性は確保されている。従って、【観点 3-2-3-1】を満たしている。

以上より、進級は公正かつ厳格に判定されており【基準 3-2-3】に適合していると判断できる。

本学部では、「卒業のためには6年以上在学し、必修科目と選択科目を合わせて191単位以上を修得する必要がある」という明確な卒業認定の判定基準が設定されている。さらに、ディプロマ・ポリシー（DP1: 高度な教養と豊かな人間性、DP2: 高度な専門性と深い学識、DP3: 優れた汎用力と研究能力）が明示されており、このポリシーに基づいて卒業認定が行われることが定められている。これらの基準やディプロマ・ポリシーは学生にも適切に周知されている。したがって、【観点 3-2-4-1】は満たしていると判断できる。

上記の【観点 3-2-4-1】に記されているように、卒業認定には単位修得に加え、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力の到達が求められている。これらの評価は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各科目の成績評価に加え、「臨床薬学演習」及び「特別

実習Ⅱ（卒業研究）」を通じて実施されることが定められている。しかしながら、「臨床薬学演習」及び「特別実習Ⅱ」で実施されるルーブリック評価の詳細や、「特別実習Ⅱ」における卒業論文及びその発表の形式について、具体的な内容は現時点では未定である。従って、現時点では【観点 3-2-4-2】は不十分といえる。

本学は開学から4年が経過しようとしている段階であるため、卒業認定が判定基準に従い、適切な時期に公正かつ厳格に行われている実績はまだない。現時点では卒業認定そのものが未実施であるため、この項目については対象外となる。

以上を総括すると、現状の対応において、本学部は卒業時に公正かつ厳格な判定を行うための基準を適切に設定し、在学生に対してその情報を適宜示している。また、これまでの年次学生に対して、卒業認定に必要な情報を単位認定という形で集積している段階と考えられる。しかし、卒業認定の判定において、卒業に必要な単位数の修得以外に「学生が身につけるべき資質・能力」を評価するための具体的な方策は現時点で定められていない。そのため、【基準 3-2-4】については、【観点 3-2-4-1】に関しては適合しているものの、【観点 3-2-4-2】に関しては適合しているとは言えない。今後は、「臨床薬学演習」及び「特別実習Ⅱ」の評価に関する具体的な方策の策定が求められる。

入学時にはオリエンテーションや「薬学入門Ⅰ」を通じて履修手続きや薬学教育全体の概要が説明されるとともに、各学年の初めには履修指導や生活面に関するガイダンスが実施されている。また、担任制度を活用した個別の履修指導が3年後期の研究室配属まで継続的に行われ、配属後は指導教員による指導が行われるなど、一貫した支援体制が整備されている。

さらに、実務実習前には「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づいたガイダンスが適切に実施されており、留年生に対しても個別の指導が行われている。これらの支援体制により、学生が履修計画を円滑に進められる環境が整っていることから、【基準 3-2-5】に適合していると判断できる。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

「特別実習Ⅱ（卒業研究）」の卒業論文及び発表会の様式、さらに「臨床薬学演習」と「特別実習Ⅱ（卒業研究）」における評価の詳細を早急に策定することが求められている。これらの科目はディプロマ・ポリシーに掲げられた到達度を測るための最終科目

として位置付けられており、その評価の明確化が教育の質向上と卒業認定の公正性に直結する重要な課題である。

〔改善計画〕

現時点で具体的な改善施策並びに計画はないが、来年度に新設される委員会またはワーキンググループによって計画・実施される予定である。

(3-3) 学修成果の評価

【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。

【観点 3-3-1-1】 学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか）の計画）が策定されていることが望ましい。

【観点 3-3-1-2】 実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 3-3-1-3】 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

【現状】

【観点 3-3-1-1】

薬学部におけるディプロマ・ポリシーは、教育課程全体を通じて体系的に評価されるよう設計されている。教育課程は以下の7つの領域に分類され（L.教養科目、B.社会と薬学、C.基礎薬学、D.医療薬学、E.衛生薬学、F.臨床薬学、G.薬学研究）、それぞれの領域でディプロマ・ポリシーへの到達を目指した科目が配置されている。なお、各科目がどのディプロマ・ポリシーの項目に対応しているかは、教育課程の全体像を示すカリキュラムマップに明示されている。

各科目では、学修目標の達成度を筆記試験、レポート、実地試験などで評価し、への到達度を測定する仕組みを整備している。

また、F. 臨床薬学の「臨床薬学演習」（6年次開講）及び G. 薬学研究の「特別実習Ⅱ（卒業研究）」（5・6年次開講）を最終科目として位置づけ、これらの科目を通じてディプロマ・ポリシーへの到達度が総括的に評価される。特に、ルーブリ

ック評価を用いてディプロマ・ポリシーに掲げられた3つの資質・能力（**DP1**: 高度な教養と豊かな人間性、**DP2**: 高度な専門性と深い学識、**DP3**: 優れた汎用力と研究能力）について多角的に評価を行う予定である。「臨床薬学演習」では、臨床薬学演習最終試験及びルーブリック評価によりディプロマ・ポリシーの到達度を評価し、「特別実習Ⅱ（卒業研究）」では、卒業論文、卒業論文発表、及びルーブリック評価を通じて総合的な評価をする予定である。

【観点 3-3-1-2】

本学部における2024年度のOSCE本試験は、2024年12月7日（土）及び8日（日）に実施した。試験会場には薬学部南棟3階エリアを使用し、6ステーション2レーンを2日にわたって実施した（各日3ステーションずつを実施）。試験実施にあたっては、薬学共用試験センターの指針に基づき、学生のステーション間の移動に特に配慮し、学生同士が接触しないよう工夫した（[根拠資料3-13: OSCE&事前実習ガイダンス資料](#)、[根拠資料3-14: OSCE 外部評価者及び模擬患者養成講習会資料](#)）。また、評価者については、公正性を確保するために本学部教員に加え、学外の病院・薬局の薬剤師及び他大学の評価者を加えて構成した。患者役には、事前に講習を受講した模擬患者（SP）を依頼した（[根拠資料3-15: OSCE 外部評価者及び模擬患者養成講習会資料](#)）。CBT本試験は2024年12月20日（金）に情報処理室で実施した。薬学共用試験センターの指示に従い、適切な試験環境を整備して実施した（[根拠資料3-16: 教員会議議事録](#)）。OSCE本試験、CBT本試験共に公正に実施されたとモニターから総評をいただいている。

CBT及びOSCEの試験結果については、薬学共用試験センターが定める合格基準に基づき判定した。これにより、実務実習を履修するために必要な資質・能力を、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認した。なお、試験の実施時期、合格者数及び合格基準については、大学のホームページにて公表予定である。

【観点 3-3-1-3】

和歌山県立医科大学薬学部は、学修者本位の教育により、教育研究上の目的に掲げた人類の健康の維持・増進や福祉の向上に向けた医療、衛生薬学、創薬などの発展に貢献できる人材の育成を目指している。ディプロマ・ポリシーとして、3つの資質・能力（**DP1**: 高度な教養と豊かな人間性、**DP2**: 高度な専門性と深い学識、**DP3**: 優れた汎用力と研究能力）を身につけ、学部規程に定める期間在学し、所定の単位を修得した学生に学士（薬学）の学位を授与すると定められている。

上記の【観点 3-3-1-3】に記した様に、ディプロマ・ポリシーの到達度を最終的に測る科目として、F. 臨床薬学の「臨床薬学演習」とG. 薬学研究の「特別実習Ⅱ（卒業研究）」が設定されている。「臨床薬学演習」では、臨床薬学演習最終試

験及びルーブリック評価によりディプロマ・ポリシーの到達度を評価する予定である。また、「特別実習Ⅱ（卒業研究）」では、卒業論文、卒業論文発表、及びルーブリック評価を通じて総合的な評価が行われ予定である。

本学は開学4年が過ぎようとしている段階であるため、最終的な学修成果の評価は未実施である。従って、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていることは、対象外である。

ディプロマ・ポリシーで示されている学修成果に対する評価の詳細は、まだ決められていない。

【学修成果の評価に対する点検・評価】

各科目では、学修目標の達成度を筆記試験、レポート、実地試験などで評価されている。また、ディプロマ・ポリシーの到達度を最終的に測る科目として、F. 臨床薬学の「臨床薬学演習」と G. 薬学研究の「特別実習Ⅱ（卒業研究）」を最終科目として位置づけ、これらの科目を通じてディプロマ・ポリシーへの到達度が総括的に評価される仕組みが整えられている。評価方法については、「臨床薬学演習」において臨床薬学演習最終試験とルーブリック評価を組み合わせでディプロマ・ポリシーの到達度を評価することが定められている。「特別実習Ⅱ（卒業研究）」では、卒業論文、卒業論文発表、ルーブリック評価を通じて総合的な評価が実施されると定められている。

以上より、学生が身につけるべき資質・能力は、教育課程の進行に対応して段階的に評価されており、ディプロマ・ポリシーの到達度を最終的に測るための仕組みも総合的に構築されている。しかし、最終評価の具体的内容は定められていない。従って、【観点 3-3-1-1】は、一部で満たしていないと判断できる。

薬学共用試験（CBT 及び OSCE）は、薬学共用試験センターの指針に基づき公平・公正に実施している。試験結果については、薬学共用試験センターが定める合格基準に基づき判定している。従って、実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を通じて確認されていると言える。

以上より、【観点 3-3-1-2】を満たしている。

開学から4年が経過しようとしている段階であり、現時点では最終的な学修成果の評価及びそれを教育課程の編成や実施の改善・向上に活用する取り組みは未実施である。学修成果の評価として、F. 臨床薬学の「臨床薬学演習」と G. 薬学研究の「特別実習Ⅱ（卒業研究）」が最終科目として位置づけられているものの、学修成果に対する評価制度やその結果を教育課程の改善・向上に活用する具体的な方法について

は、現時点で明確に定められていない。したがって、現状では【観点 3-3-1-3】を満たしているとは言えない。

以上より、学修成果の評価については【基準 3-3-1】については、【観点 3-3-1-3】を満たしていないため、現時点で適合しているとは言えない。今後、学修成果の評価制度の整備評価結果を活用した教育課程の改善に向けた取り組みが求められる。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

ディプロマ・ポリシーの到達度を最終的に測る科目「臨床薬学演習」・「特別実習Ⅱ（卒業研究）」について、評価を適切に行うための具体的な方策を急ぎ策定する必要がある。評価基準や方法の明確化、ルーブリックの制定、評価結果のフィードバック手順など、具体的で実践可能な方策を整備することが重要である。また、この評価方策の明確化により、教育課程の質向上や改善に活用するための仕組みも構築されることが期待される。

[改善計画]

現時点で具体的な改善施策並びに計画はないが、来年度に新設される委員会またはワーキンググループによって計画・実施される予定である。

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。

【現状】

【観点4-1-1】

<選抜体制> 入学者選抜の実施にあたっては、入試に関する事項の検討から合否判定に至るまで、大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に基づき、公正かつ妥当な方法により行っている。学内に設置する入試委員会が入試を管理・実施し、入試判定会議（教授会）で合否を決定しており、決定内容については学長、理事長の承認を得ている。

【観点4-1-2】【観点4-1-3】

本学のアドミッション・ポリシーは以下に示す項目であり、「募集要項」「大学ホームページ」などを通じて広く公表している。また、高校訪問、入試相談会、オープンキャンパス、大学見学の機会にも徹底して周知している。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

【求める人物像】

1. 科学的探求心と豊かな人間性・高邁な倫理観を希求する人

薬学を志す人には、旺盛な科学的探求心とともに豊かな人間性、高い倫理観が必要です。豊かな感性と高邁な人間性を常に求め、社会と深く関わり、高い倫理観を磨こうと努める人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（判断力・表現力）

2. 薬学を修得するための幅広い能力を有する人

薬学の修得には、自然科学のほか人文・社会科学に関する学問の修得も必要です。そのためには高等学校で学習する全科目にわたって基礎的な学力を身につけていなければなりません。それに立脚し、自然・人間・社会に関する幅広い理解と知識を獲得しようとする向学心と問題解決能力を持つ人を求めます。（高校での履修教科全般における基礎的な知識・技能）（思考力）

3. コミュニケーション能力と指導力を備えた協調性の高い人

薬剤師には医療チームの一員として患者及び家族と十分にコミュニケーションできる能力が必要です。医療人として自己研鑽ができ、自己の理念を堅持するとともに協調性に優れ、指導力を発揮できる人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（判断力・表現力）

4. 地域医療に関心があり、国際的視野を希求する人

本学は県民の医療を支えるとともに、国際的にも活躍できる医療人を育成します。地域医療への奉仕に励むとともに地球規模で医療を俯瞰し国際社会で活躍する医療人になることを目指す人を求めます。また薬のスペシャリストとして医療機関、製薬企業、研究・教育機関、行政機関など幅広い分野で活躍する意欲のある人を求めます。（主体的に学習に取り組む態度）（思考力・判断力・表現力）

【入学者選抜の基本方針】

○学校推薦型選抜

大学入学共通テスト、高等学校長の推薦書、調査書、自己推薦書及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

○一般選抜（前期日程）

大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

【選抜方法と、資質・能力との関係】

求める人物像の資質・能力を適切に評価し選抜を行うために、

1. 学校推薦型選抜においては、以下の方法を用いて上記の資質・能力を評価し、判定します。大学入学共通テスト：(2)、個人面接：(1) (2) (3) (4)、調査書・

自己推薦書・学校長による推薦書：(1) (2) (3) (4)

2. 一般選抜においては、以下の方法を用いて上記の資質・能力を評価し、判定します。大学入学共通テスト：(2)、個別学力検査：(2) (3) (4)、個人面接：(1) (2) (3) (4)、調査書・自己推薦書：(1) (2) (3) (4)

本学部では、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するため、一般選抜と学校推薦型選抜の2つの方法で入学者選抜を実施している。

一般選抜では、大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験を課し、本学薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、幅広い基礎学力はもとより、本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」等の入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施している。

また、学校推薦型選抜では、大学入学共通テスト、高等学校長の推薦書、調査書、自己推薦書及び面接試験を課し、本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」等の入学者に求める能力・資質やその評価方法を「学力の3要素」と関連付け、多面的・総合的な評価による選抜を実施している（[根拠資料4-1：2025年度 入学者選抜要項、学生募集要項](#)）。

入学試験は、大学全体が一体となって実施している。入学試験実施本部を設置し、学長の指示の下、教職員が入試業務を行なっている。予め委嘱された教員が各試験室の責任者となり、試験監督の教員とともに監督業務を行なっている。入試業務には、監督要領、実施マニュアルを作成し、各入学試験の前に、重要事項の確認、入念な打ち合わせを行い、公平、公正な入試を実施している。

前述の様に、本学部の入学者選抜方法は、一般選抜と学校推薦型選抜により行われている。学校推薦型選抜は、和歌山県内在住または和歌山県下の高等学校等出身者を対象とした「県内枠」と、地域制限のない「全国枠」を設けている。選抜区分ごとの募集定員は、一般選抜で約70名、学校推薦型選抜で約30名であり、詳細な選抜区分と募集人員は以下に示す。

<表 選抜区分と募集人員>

入学定員	募集区分		募集人員
100名	学校推薦型選抜	「全国枠」	15名程度
		「県内枠」	15名程度
	一般選抜（前期日程）		70名程度

県立大学として長年にわたって和歌山県に根ざした教育研究活動を行い、県下に多くの医療従事者を輩出してきた医学部と同様の考え方にに基づき、薬学部では、入学定員100人のうち、15人（入学定員の15%）を和歌山県下在住もしくは和歌山県内の高等学校等在籍者又は出身者を対象とする県内枠募集人員として設定している。

<選抜方法>

① 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜では、出身学校長の推薦に基づいて出願し、大学入学共通テストの結果に基づいて第一段階選抜を行う。第一段階選抜合格者に対して第二段階選抜試験として面接試験を課し、調査書、推薦書、自己推薦書、大学入学共通テスト及び面接試験の結果を総合的に評価して合格者を決定する。

出願要件については、以下の要件を満たし、高等学校の教科の評定平均値が一定水準以上であり、出身学校長が責任をもって推薦できる者とする。

(ア) 県内枠

次の要件をすべて満たしている者で、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の長が責任を持って推薦できる者であり、合格した場合、入学することが確約できる者。

- (1) 和歌山県内の高等学校を令和7年3月卒業見込みの者か令和6年3月に卒業した者又は、和歌山県外の高等学校を令和7年3月卒業見込みの者か令和6年3月に卒業した者であって、出願時、扶養義務者(現に本人を扶養している者)が引き続き3年以上 和歌山県内に居住している者
- (2) 調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上である者
- (3) 当該年度大学入学共通テストにおいて本学が指定した6教科8科目を受験する者
- (4) 出願時に、卒業後2年間、和歌山県内の医療機関での研修を実施することに同意し、1. 本人、2. 親権者あるいは後見人の誓約書を提出する者

(イ) 全国枠

次の要件をすべて満たしている者で、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の長が責任を持って推薦できる者であり、合格した場合、入学することが確約できる者。

- (1) 高等学校を令和7年3月卒業見込みの者か令和6年3月に卒業した者
- (2) 調査書の全体の評定平均値が 4.0 以上である者
- (3) 当該年度大学入学共通テストにおいて本学が指定した6教科8科目を受験する者

評価基準

<第一段階選抜>

- ・大学入学共通テスト（薬学部で学ぶために必要な基礎的知識・技能を備えていることを評価する。）

<第二段階選抜>

- ・調査書、推薦書及び自己推薦書(本学薬学部や科学的事象への興味・関心・動機などを評価する)
- ・大学入学共通テスト（薬学部で学ぶために必要な基礎的知識・技能を備えていることを評価する。）

- ・面接試験（本学薬学部への興味・関心・動機などの質問に対する対応力ならびに与えられたテーマに対して自らの知識を用いて自身の考えることを述べて議論する能力を通じて、思考力、判断力、表現力を総合的に評価する。）

② 一般選抜

一般選抜では、大学入学共通テストの結果に基づいて第一段階選抜を行う。第一段階選抜合格者に対して第二段階選抜試験として大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置いた個別学力検査と面接試験を実施する。調査書、自己推薦書、大学入学共通テスト、個別学力検査及び面接試験の結果を総合的に評価して合格者を決定する。

出願要件については、次の各号のいずれかに該当し、かつ当該年度大学入学共通テストにおいて、本学が指定した6教科8科目を受験した者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者及び令和7年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年間の学校教育を修了した者及び令和7年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和7年3月31日までにこれに該当する見込みの者。

大学入学共通テストでは、高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、個別学力検査では、各種の客観的及び記述式の検査方法を適宜組み合わせて、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を判定する。

一般選抜の日程は、公立大学協会の定める公立大学の入学者選抜についての実施要項及び実施細目に従い、国公立大学前期日程により実施する。

一般選抜の試験教科・科目の詳細は、次ページの表に示す。なお、2024年度（令和6年度）以前については、情報の科目を含まない。

【観点 4-1-4】

<受験上及び修学上の配慮を必要とする者の事前相談>

入学者選抜の実施にあたって、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）に則り、障がい等（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度）がある受験生に対して合理的な配慮を行っている。出願前に事前相談（窓口：薬学部事務室を受け付けており、受験生の負担軽減や他の受験生に比べて不利にならないような受験機会を与える体制を整備している（[根拠資料 4-2：学校推薦型選抜学生募集要項 p. 9](#)；[一般選抜学生募集要項 p. 20](#)）。

表；2025年度（令和7年度）の一般選抜の実施教科・科目及び配点等

教科	科目 [※2]	科目の選択方法
国語	『国語』	必須
地理歴史・公民	『歴史総合、世界史探究』、 『歴史総合、日本史探究』、『地理総合、地理探究』、 『公共、倫理』、『公共、政治・経済』 (旧教育課程履修者に対する措置) 『旧世界史B』、『旧日本史B』、 『旧地理B』、『旧倫理、旧政治・経済』	(第1解答科目) [※3]
数学	『数学Ⅰ、数学A』 (旧教育課程履修者に対する措置) 『旧数学Ⅰ・旧数学A』	必須
	『数学Ⅱ、数学B、数学C』 [※4] (旧教育課程履修者に対する措置) 『旧数学Ⅱ・旧数学B』	必須
理科	『物理』、『化学』、『生物』	左記の3科目から2科目
外国語	『英語』（リスニングテストを含む）	必須
情報	『情報Ⅰ』 (旧教育課程履修者に対する措置) 『旧情報』	必須

【観点 4-1-5】

本学部では、完成年度までは入学制度の基本姿勢は堅持しつつ、より質の高い入学制度に昇華するため、入学制度の改善を目的として、入試委員会と入試制度委員会が中心となり入学者の資質・能力について適宜検証している。各入学制度別に入学者の年度ごとの学業成績、学内外での活動について情報を収集し、高校から入学前に提供された情報や志望理由書、入試成績などと照らし合わせ検証することで、アドミッション・ポリシーを十分に理解した学生が入学してきているか否かを見極めている。その後、入試委員会で改善策を立案、学生選抜要項・学生募集要項の改正を行い、その後、学部運営会議ならびに教授会において入学制度について審議し、改善策を決定している。

和歌山県立医科大学は、70年あまりの歴史の中で、優れた医療人の輩出、先端医学研究の展開、高度先端医療、さらには地域医療の実践を通じて発展を続けてきたが、医療系総合大学への更なる充実を目指して、和歌山県で初となる薬学部を設置した。この理念に基づいて、本学薬学部は 和歌山県下の学生を対象とした学校推薦

型選抜「県内枠」を実施し、毎年約15名の学生を受け入れている学校推薦型選抜では「県内枠」約15名とともに地域制限のない「全国枠」約15名も募集しており、基礎学力に加え、地域に貢献したいと願う強い意思の確認やファーマシストサイエンティストとしての適性を評価するためにディスカッション形式の個別面談を実施するなど工夫を凝らした入試を実施している。一般選抜では、大学入学共通テスト、個別学力検査、面接試験を通して、入学後の教育に求められる基礎学力を重点的に評価し、全国から受験生を募っている。以上のように、本学部は、和歌山県内唯一の6年制国公立大学薬学部として、将来を担う薬学人を養成するため、県内外から医療人として適性及び能力を備えた学生の受け入れのため、適切かつ客観的な評価に基づいた入学試験が実施されているといえる。

本学部は、完成年度までは入学制度の基本姿勢は堅持しつつ、より質の高い入学制度に昇華するため、入試委員会を中心に学内関連委員会が入学者の入学試験成績と入学後の学業成績や様々な活動を詳細に解析するなど入学者受入れ制度の検証に取り組んでいる。その成果を基に入学試験の選抜方法等を適切に改善しており、この取り組みはアドミッション・ポリシーを十分に理解した入学者数の増加に寄与していると判断する。また、令和6年度から適用となった改定薬学教育モデル・コア・カリキュラムに合わせて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改訂したため、アドミッション・ポリシーについてもこれらに呼応するように改訂を検討している。

【基準 4-2】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 4-2-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 4-2-2】入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること。

【現状】

【観点 4-2-1】【観点 4-2-2】

本学部では、定員100名6年制薬学科のみを設置している。2021年度（令和3年度）開設以降2024年度（令和6年度）の入試までいずれも定員を充足しており、100%～102%の充足率となっている。したがって、入学者数が所定の入学定員数と乖離することなく、適正であると言える。

入者受入数については、毎年、試験制度毎に入学手続率、入学率を勘案し、入試委員会、入試制度委員会において検討し、教授会において決定後、学長・理事長の

承認を得ている。入学率を的確に予測して入学者数を入学定員数どおりに確保することは容易ではないが、入念に入学者受入数を検討していることが、本薬学部の入学者受入数が入学定員と乖離していない要因と考えられる。

【学生の受入れに対する点検・評価】

本学のアドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿って一貫性をもって設定されており、「募集要項」「大学ホームページ」などを通じて、広く公表している。また、高校訪問、入試相談会、オープンキャンパス、大学見学の機会にも徹底して周知している。入学者選抜の実施にあたっては、入試に関する事項の検討から合否判定に至るまで、大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に基づき、公正かつ妥当な方法により行っている。学内に設置する入試委員会が入試を実施し、学長の諮問に基づき入試判定会議（教授会）で合否を審議、決定している。決定については学長・理事長の承認を得ている。

よって、【観点 4-1-1】を満たしている。

本学部では、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定するため、一般選抜と学校推薦型選抜の2つの方法で入学者選抜を実施している。一般選抜では、大学入学共通テスト及び個別学力検査、面接試験によって、幅広い基礎学力はもとより、本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価している。また、学校推薦型選抜では、学力検査に加えて面接試験、及び調査書や志願者 本人が提出する資料等を活用して、本学での学びに必要な学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価している。

よって、【観点 4-1-2】を満たしている。

和歌山県立医科大学は、70年あまりの歴史の中で、優れた医療人の輩出、先端医学研究の展開、高度先端医療、さらには地域医療の実践を通じて発展を続けてきたが、医療系総合大学への更なる充実を目指して、和歌山県で初となる薬学部を設置した。この理念に基づいて、本学薬学部は和歌山県下の学生を対象とした学校推薦型選抜「県内枠」を実施し、毎年15名の学生を受け入れている。推学校推薦型選抜では「県内枠」約15名とともに地域制限のない「全国枠」約15名も募集しており、基礎学力に加え、地域に貢献したいと願う強い意思の確認やファーマシスト・サイエンティストとしての適性を評価するためにディスカッション形式の個別面談を実施するなど工夫を凝らした入試を実施している。

よって、【観点 4-1-3】を満たしている。

入学者選抜の実施にあたっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）に則り、障がい等（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障がいの程度）がある受験生に対して合理的な配慮を行っている。出願前に事前相談（窓口：入試広報課）を受け付けており、受験生の負担軽減や他の受験生に比べて不利にならないような受験機会を与える体制を整備している。

よって、【観点 4-1-4】を満たしている。

本学部は、完成年度までは入学制度の基本姿勢は堅持しつつ、より質の高い入学制度に昇華するため、入試委員会を中心となり入学者の資質・能力について適宜検証している。各入学制度別に入学者の年度ごとの学業成績、学内外での活動について情報を収集し、入学前の高校から提供された情報や志望理由書、入試成績などと照らし合わせ検証することで、アドミッション・ポリシーを十分に理解した学生が入学してきているか否かを見極めている。その検証結果をもとに、入試委員会及び入試制度委員会で改善策を立案、学者選抜要項・学生募集要項の改正を行い、その後、学部運営会議ならびに教授会において入学制度について審議し、決定している。

よって、【観点 4-1-5】を満たしている。

以上、【観点 4-1-1】～【観点 4-1-5】の評価結果を総括すると、現状の対応により、入学者の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていると考えられる。したがって、【基準 4-1】に適合している。

本学部では、定員 100 名の 6 年制薬学科のみを設置している。2021 年度（令和 3 年度）開設以降、4 年間の定員充足率は 100%～102%であり、入学者数が所定の入学定員数と乖離しておらず、適正である。

よって、【観点 4-2-1】を満たしている。

入学者受入数については、毎年、試験制度毎に入学手続率、入学率を勘案し、入試委員会、入試制度委員会において検討し、教授会において決定している。入学率を的確に予測して入学者数を入学定員数どおりに確保することは容易ではないが、入念に入学者受入数を検討していることが、本薬学部の入学者受入数が入学定員と乖離していない要因と考えている。

よって、【観点 4-2-2】を満たしている。

以上、【観点 4-2-1】、【観点 4-2-2】の評価結果を総括すると、2021 年度（令和 3 年度）の薬学部開設以降、入学者数が入学定員数と乖離しておらず、入学者数の適切性についての検証が行われ、必要に応じて改善が図られている体制にあることから、【基準 4-2】に適合している。

＜優れた点＞

特になし

＜改善を要する点＞

特になし

〔改善計画〕

改訂された薬学教育モデル・コア・カリキュラムが 2024 年度（令和 6 年度）入学者から適用となるのにあわせて、開学年度である 2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの本学部の入学制度並びに入学者の資質・能力について検証した上で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて見直しを行い、2024 年度入学者から新ポリシーによる教育、学部運営を行っている。また、改定した DP、CP に応じてアドミッションポリシーの改定を進めている。その一環として、2025 年度（令和 6 年度）入試において配点を変更した。すなわち、学校推薦型選抜及び一般選抜において大学入学共通テストに情報の科目を 50 点満点に換算して加えて評価し、さらに一般選抜の個別学力検査については、数学 250 点満点を 200 点満点に、理科 250 点満点を 300 点満点へと変更した。改訂したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った一貫性のあるアドミッション・ポリシーについて検討を重ねて完成年度（2027 年度（令和 9 年度））までに改善を行う予定である。新たなアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方法や入学者の資質・能力の検証とこれに基づいた改善を継続的に行うことによって、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力の修得に向けてカリキュラム・ポリシーに示した学修を行うに値する入学者の選抜に努めたい。

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

【観点 5-1-1】教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上

【観点 5-1-3】1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 5-1-5】カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

【現状】

【観点 5-1-1】【観点 5-1-2】【観点 5-1-3】

和歌山県立医科大学薬学部では、教育分野ごとに1～3名程度の教員を配置し、小講座（研究室）制を採用し、関連のあるこれらが「物理・化学薬学部門」、「生命薬学部門」、「医療薬学部門」及び「臨床・社会薬学部門」の4つの学問領域部門を構成している。各部門の部門長は、学部長及び3名の副学部長が担当する。これら部門のほかに、医療教育企画室が設置されており、2名の教授が研究室（基礎系・臨床系）を運営している。

4部門は複数の研究室から構成されており、物理・化学薬学部門は薬品物理化学、薬品化学、生薬天然物化学研究室、生命薬学部門は病態解析学、生物化学、分子生物薬学、生体機能解析学、衛生薬学研究室、医療薬学部門は病態生理学、薬品作用学、薬物治療学、薬剤学研究室、臨床・社会薬学部門は病院薬学、社会・薬局薬学、医療薬剤学、医療情報薬学、医療開発薬学研究室からなる。医療教育企画室は、基礎系、臨床系の2つの研究室からなり、教養英語、科学英語を担当する専任教員も医療教育企画室に所属している。

4 部門に属する各研究室の教員は、教授、准教授あるいは講師、助教の 3 名を基本としており、医療教育企画室については基礎担当、臨床担当は 2 名体制（教授、助教）、教養英語、科学英語はそれぞれ 1 名の准教授が配置されている。各研究室には、当該教育研究分野において十分な研究教育能力と指導能力を有する専任教員を配置している。教員の年齢構成には十分配慮し、若手教員を積極的に採用している。

薬学部では、「医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に呼応し、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。」という「教育理念」や「教育研究上の目的」を明確にしておき、教員選考にあたっては、こういった理念や目的に適合した教育研究に係る資質・能力を備えた教員を求めている。しかし、これを「薬学部が求める教員像・教員組織の編成方針」として明確に規定し、周知していないのが現状である。

学部低学年対象の一般教養科目のうち、法学、統計基礎、文学、社会学、哲学、経済学、心理学、保健体育、第二外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）は、和歌山県立医科大学医学部及び他大学（和歌山大学、大阪公立大学等）の 15 名の教員が、薬学部の兼任・兼担教員として担当する（[根拠資料 5－1：資料大学設置履行状況報告書（令和 6 年 5 月 1 日現在）](#)）。

薬学部の専任教員のうち教授、准教授、講師は、2024 年度（令和 6 年年度）に開設された大学院医学薬学総合研究科（博士課程、博士前期課程、博士後期課程）の教育研究を担当し、一部の研究室では大学院生の教育研究指導も開始している（[根拠資料 5－2：令和 6 年度大学院学生要覧（学生便覧・講義要項）](#)）。

教員の年齢構成は、教授（40 代：6 名、50 代：10 名、60 代：3 名、70 代：3 名）、准教授（30 代：1 名、40 代：8 名、50 代：1 名）、講師（30 代：2 名、40 代：4 名、50 代：1 名）、助教（20 代：5 名、30 代：14 名、40 代：1 名）となっている。文部科学省による本学部設置認可申請審査での指摘は特に無く、教員の年齢バランスは特に問題はないと考える。部門別では、物理・化学薬学部門 10 名（部門長、教授、准教授、講師、助教）、生命薬学部門 16 名（部門長、教授、准教授、講師、助教）、医療薬学部門 13 名（部門長、教授、講師、助教）、臨床・社会薬学部門 16 名（部門長、教授、准教授、講師、助教）、医療教育企画室 6 名（教授、准教授、助教）からなり、薬学の教育研究領域による偏りはない（[根拠資料 5－1：大学設置履行状況報告書（令和 6 年 5 月 1 日現在）](#)、[資料 5－3：職員組織年齢構成](#)）。

薬学実務教育の充実を図るため、実務実習を担当する合計 20 名の実務家専任教員を臨床薬学教授、臨床薬学准教授あるいは講師として配置している。実務家専任教員は、長年にわたり和歌山県立医科大学大学病院薬剤部やその他の病院薬剤部、地元薬局等で薬剤師経験を積んでおり、実務実習の実施に際しては、同じ経営事業体である和歌山県立医科大学付属病院をはじめ、和歌山県内の病院、薬局の全面的な協力により、学修効果の高い実務実習を実施する体制を整えている（[根拠資料 5](#)

－ 4 : 薬学部臨床薬学教授等選考規程 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/2-3-2-8_240411.pdf)。

2024 年 6 月 5 月 1 日現在、和歌山県立医科大学薬学部の専任教員数は 59 人であり、教授 22 名、准教授 17 名、講師 9 名、助教 20 名である。この数値は、大学設置基準上の必要専任教員数（専任教員 31 人以上、うち 15 人以上が教授、実務家専任教員 5 人以上）を十分に満たしている。入学定員は 100 人（収容定員 600 人）であり、専任教員一人あたりの学生数は約 6.8 人（完成年度：約 10.2 人）となっている。

【観点 5-1-4】

本学部に現在所属している教員は、全員が文部科学省への本学部設置認可申請に当たり予め実施された採用候補者書類選考ならびに履歴書・教育研究業績書等による文部科学省による審査を経て採用ならびに専任教員として配置されている。この選考過程において、教育研究上の優れた実績、または優れた知識・経験及び高度の技術・技能に関する項目、及び該当する専門分野における指導実績などを含む履歴書・教育研究業績書等が各候補者から提出され、これらを総合的に審査した上で採用されている。よって、専任教員として教育研究両面で高い能力を備えていると判断できる。

【観点 5-1-5】

本学部における教育研究上の主要な科目については必修科目とされている。これらの科目には、教育研究分野の専門性に基いて最も適切な教員が充てられている。科目の一部分を専任の助教が担当する場合があるものの、専任の教授または准教授・講師が主担当として配置されている（下記【観点 5-1-7】参照）（根拠資料 5－1：資料大学設置履行状況報告書（令和 6 年 5 月 1 日現在））。

【観点 5-1-6】

本学部の教員の選考・昇任等については、教員選考規程に基づき、薬学部教授選考実施規程及び薬学部教員選考実施規程において教授及び准教授、講師、助教の採用及び昇任に関する選考の方法等を定めている。教員の採用及び昇任に関しては、薬学部教授会が和歌山県立医科大学教育研究審議会に諮問し、薬学部教授選考会議あるいは薬学部教員選考会議を設置する全学的な制度が整備されている（根拠資料 5－5：和歌山県立医科大学薬学部教授選考実施規程 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/2-3-2-1_20230509.pdf、根拠資料 5－6：和歌山県立医科大学薬学部教員選考実施規 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/2-3-2-2_

20230509.pdf)。

【観 点 5-1-7】

本学においては、教員に対して研究室単位で教育研究経費を配分している。さらに、大学独自の研究助成金制度（若手研究支援助成（申請額 50 万円以下）、若手研究者による国際シンポジウム等開催助成事業）や種々の表彰（次世代リーダー賞（副賞 10 万円）、若手研究奨励賞、学術論文奨励賞）を設けて研究を支援するなど、特に次世代を担う教員の養成に努めている（根拠資料 5－7：和歌山県立医科大学若手研究支援助成要綱 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/1-5-10_20230718.pdf、根拠資料 5－8：和歌山県立医科大学次世代リーダー賞・若手研究奨励賞・学術論文奨励賞選考規 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/1-5-10-3_20220831.pdf）。

さらに、学内の重点課題及び講座、研究室等の枠を超えた横断的な研究を支援するための助成として、和歌山県立医科大学特定研究助成（3 所属以上で単年度上限 400 万円）も実施している。（根拠資料 5－9：和歌山県立医科大学特定研究助成プロジェクト要綱 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/1-5-10-1_20230718.pdf）。

本学にはワーク・ライフバランス支援センターが設置されている。全学の委員会であるワーク・ライフバランス支援センター運営委員会に薬学部からも委員を配置している。本センターでは、ワーク・ライフバランスセミナーの開催などを通して、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフバランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取り組み、女性研究者の積極採用や研究中断、あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援並びに女性研究者の上位職への登用に向けた取組等を積極的に支援している。それにより女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の総合的なキャリアマネジメントを支援し、教育研究活動の活性化に努めている。（根拠資料 5－10：ワークライフバランス支援センター <https://www.wakayama-med.ac.jp/shisetsu/iryojinshien/index.html>（大学 web ページ、根拠資料 5－11：公立大学法人和歌山県立医科大学ワークライフバランス支援センター運営委員会規程 <http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/1-2-29-3.pdf>（大学 web ページ））

【基準 5-2】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

【観点 5-2-1】教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、公開されていること。

【観点 5-2-2】研究活動を行うための環境が整備されていること。

注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

【観点 5-2-3】教育研究活動の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

注釈：組織的な取り組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

【観点 5-2-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【観点 5-2-5】教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されていること。

【現状】

【観点 5-2-1】

和歌山県立医科大学薬学部教員の最近5年間における教育研究上の業績等は、大学 web ページに掲載された「教員情報一覧」において個々の教員の情報が公開されている。あるいは、各研究室の HP や日本に在籍する研究者のデータベース型研究者総覧であるリサーチマップにリンクすることで閲覧できる（根拠資料 5-12：教員情報一覧 <https://waidai.notion.site/lad9d7c83cee4c83b396d185fabde8f4>（大学 web ページ））。

また、本学では教職員等の教育・研究成果を社会に広く発信し、学術研究の促進及び教育実践の発展に寄与することを目的として、大学 web ページにミニ講義として最新の研究紹介が掲載されており、薬学部の教員の研究も取り上げている。（根拠資料 5-13：和歌山県立医科大学教員によるミニ講義 <https://yumenavi.info/portal.aspx?CLGAKOCD=034620&p=wakayama-med>（大学 web ページ））。

【観点 5-2-2】

本学部では、教員の研究活動、卒業研究、実験機器等の管理運営を一体化して行うために、講義棟（北棟）とは別に研究棟（南棟）を設置しており、南棟においては、研究室ごとに「研究室」と「実験室」の2室を1ユニット（それぞれ約 113 及び約 151 m²）として設計し、11 階から 5 階に全 18 ユニットを配置している。また

各階に3ユニットが共同して利用可能な「共同実験室」を配置している（1室約151㎡）。研究室内に教授及び教員の居室として「教授室」と「教員室」を設置し、教員の専門分野の研究のほか、所属学生への個別指導を行っている。教授室は約23㎡、教員室は約12㎡の面積を確保している。研究室には研究に配属された学部生及び大学院生の個人学習スペースのほかミーティングテーブル等を設置し、学修環境を整備している。これらの研究室、実験室とは別に、南棟5階から11階の各階に「セミナー室」（36席、約57㎡）が1室（2室への仕切りが可能）設けられ、ミーティング、研究発表、セミナー等の教育研究活動に役立てている。「実験室」（約151㎡）には、実験台、ドラフトチャンバー及び実験機器等を備え、教員と学生の実験スペースとして使用している。また、11階から6階には3ユニットの研究室が共同して利用可能な「共同実験室」を配置し、共同利用の研究用機器等を設置し、研究スペースとして利用している（根拠資料5-14：校地・校舎等の図面、根拠資料5-15：席数・面積等）。

南棟6階には共同機器室、生物系機器室、NMR室、質量分析室（MS室）、X線構造解析室等を配置し、大型分析機器等の共同利用機器を集中管理し、学内の教員や学生が利用している。南棟6階から10階の各階に「培養室」を1室（約29㎡）ずつ設置し、P1あるいはP2実験室として組換えDNA実験に必要な機器類を整備している。南棟11階には「低温室」を設置している（約29㎡）。南棟2階に「実験動物飼育エリア」が設置し、C-SPF/S-SPF（特定病原体を持たない動物）と感染区の3つに飼育・実験ゾーンを分けて運用している。なお、同エリアの管理については民間の専門会社に委託しており、教員の教育研究活動の活性化に寄与している。

教員が研究時間を確保するための環境として各教員が学部で担当する授業時間は概ね平均化されており、年度ごとの見直しも行われている。しかし、令和6年度に開設された大学院医学薬学総合研究科（博士課程、博士前期課程、博士後期課程）の授業担当や大学院生の研究指導等も新たに加わったことから、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるように引き続き努める必要がある（根拠資料5-16：資料令和6年度大学院学生要覧（学生便覧・講義要項））。

教員の基本となる教育研究経費は研究室経費である。薬学部に配分された運営費交付金のうち、部局の共通経費を除いたものについて、研究室ごとに基本経費に配属学生数に応じた経費を加えて配分している。研究活動の資金には、研究室経費に加えて、科学研究費補助金（科研費）や競争的資金、民間の研究助成金、共同研究費等の外部資金が充てられている（根拠資料5-17：令和6年度薬学部第1回教授会資料及び議事録）。

【観点 5-2-3】

和歌山県立医科大学では、研究推進課及びリサーチアドミニストレーター（URA）を中心として外部資金の獲得支援を行っている。具体的には、「若手研究者の科研費

セミナー」、「How to get 科研費セミナー」などの科研費獲得支援セミナーの開催や科研費研究計画調書フィードバック等を行っている。また、学内メールにより、研究助成金や海外グラント等の公募情報を通知することで教員への情報提供を進め、積極的な獲得を喚起している（根拠資料 5－18：令和 6 年度 薬学部第 2 回教授会資料及び議事録）。

研究推進課及び URA を中心に研究不正や公的研究費の不正使用を防ぐ啓発活動、取組みがなされており、研究費不正防止計画に基づく「メンター」及び「データ管理者」を研究室ごとに任命するとともに、研究費を獲得している構成員からの誓約書の徴取もなされている。さらに、研究推進課はコンプライアンス研修の開催（表 1）や「News Letter -公的研究費の不正行為を防ぐために-」の発行も行っている（根拠資料 5－19：人権研修・コンプライアンス研修、根拠資料 5－10：コンプライアンス研修資料）。

表 1 研究推進課によるコンプライアンス研修一覧

開催日	テーマ（受講者数（受講率））	演者
2021 年 12 月 21 日 ～2022 年 1 月 31 日	研究活動の「品質管理」について －研究費不正・研究不正とどう向き合うべきか－ (827 名 (90%))	筑波大学・岡林浩嗣
2023 年 1 月 30 日 ～2023 年 3 月 15 日	研究の公正性と研究不正 研究費の不正使用 (673 名 (67%))	大阪大学・篠原彰
2023 年 12 月 6 日	研究公正をめぐる国際動向の理解と適切な研究 実施 (852 名 (86%))	広島大学・野内玲
2024 年 11 月 14 日	研究公正をめぐる現状と課題 ～最近の事例から	科学・政策と社会研究室 榎木英介

また、本学では人権同和対策推進協議会により、全職員の人権尊重意識を高揚させるための研修として、全学人権・同和研修及び人権・同和特別研修を実施し、教員の資質向上を図っている（表 2、3）。

表 2 全学人権・同和研修

開催日	テーマ	演者
2021 年 8 月 18 日 講演 11 月～ Safetyplus 受講	新型コロナウイルスに関する差別を防ぐ 唯一の方法	弁護士・県人権啓発センター 登録講師 石原詢二
2022 年 8 月 18 日 講演 10 月～ Safetyplus 受講	職場におけるセクハラ・パワハラ防止のために	社会保険労務士・人権啓発 センター登録講師 吉岡恭子

2023 年 11 月～	ハラスメントをしない・させないために一人	神奈川県立保健福祉大学
Safetyplus 受講	一人ができること	大学院 津野香奈美
2024 年 10 月～	ハラスメントを考える～ストップ・パワハラ～	NPO 法人カウンセリング
Safetyplus 受講		サポートナウ 北かずみ

表 3 人権・同和特別研修（各所属単位で実施）

開催日	テーマ
2021 年度	①同和問題 ②新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷対策 ③障害のある人の人権
2022 年度	①同和問題 ②北朝鮮当局による日本人拉致問題 ③性の多様性
2023 年度	①同和問題 ②子供の人権
2024 年度	①同和問題 ②障害のある人の人権

さらに、薬学部においては独自のファカルティ・デベロップメント（FD）を実施することで、教育研究活動の向上を図っている。本学部には「和歌山県立医科大学薬学部 FD 委員会規程」に基づき FD 委員会が設置されており、薬学部独自に教育研究活動に関わる話題のテーマを選定し、当該テーマについて学部内あるいは学外の専門家から情報提供を行う機会を適宜設けている。年度ごとに新たに着任した教員に対して FD 活動の概要説明のための講演を設けるとともに、薬学関連教育研究活動を行うにあたり必要な知見を紹介している(表 4)（根拠資料 5－20：和歌山県立医科大学 FD 委員会規程 http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/2-3-3-4_20210611.pdf（大学 Web ページ）、根拠資料 5－21：和歌山県立医科大学薬学部 FD 研修資料）。

表 4 薬学部主催 FD 関連セミナー・ワークショップ一覧

開催日	テーマ	演者
2021 年 5 月 27 日	FD（委員会）について	薬学部・須野学
2021 年 7 月 29 日	薬学教育評価機構による薬学教育第三者評価 について	薬学部・平田収正
2021 年 9 月 30 日	成績評価について	薬学部・須野学
2021 年 10 月 28 日	薬学教育モデル・コアカリキュラムの改定に	薬学部・平田収正

ついて及び医療人養成のための薬学教育カリ
キュラムの在り方について

2021 年 11 月 25 日 秋の FD ワークショップ 薬学部 FD 委員会

「和医大薬学部の発展、教育と研究充実のために」

2022 年 1 月 27 日 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会 薬学部・赤池昭紀
について

2022 年 4 月 4 日 FD について 薬学部・須野学

2022 年 5 月 26 日 高等教育機関におけるダイバーシティ推進 同志社大学・坂田真美子
ー合理的配慮と SOGI の理解を中心にー

2022 年 8 月 25 日 地域医療と薬剤師、統計データ利活用 薬学部・赤池昭紀

2022 年 9 月 22 日 病院薬剤師の仕事と臨床教育 薬学部・松原和夫

2022 年 10 月 20 日 薬学教育の質保証 薬学部・平田收正

2023 年 4 月 4 日 FD について 薬学部・須野学

2023 年 7 月 27 日 配慮の必要な学生への理解と対応 臨床心理士・公認心理師
深谷薫

2023 年 9 月 28 日 研究室配属学生を受け入れるにあたって 和歌山大学・森麻友子

FD 委員会では、前期・後期終了時に学生に対し「授業評価アンケート」をオンラインで実施し、学生の視点から教員の授業内容や方法の評価を行っている。調査結果は、各教員にフィードバックするとともに、教授会や教務学生委員会を通じて教員間で共有している。各教員は、調査結果を踏まえ、授業に対する姿勢の改善やスキルの向上に活用している（根拠資料 5－22：資料和歌山県立医科大学点検評価ポートフォリオ <https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/files/2022portfolio.pdf>）。

上記の「授業評価アンケート」は、計 21 の設問と自由記述欄を設けて開講科目ごとに実施している。21 の設問は 1～5 点の範囲で評価される。学生が回答したアンケートは集計され、各教員には設問の評点とともに学部の集計結果が周知され、これを基に学生が授業をどのように捉えているかの実態を把握し、授業の改善に役立てている。自由記述欄に記載された授業に対する各教員のコメントは、学園生活支援システム UNIPA 上で確認することができ、担当教員は建設的な意見に対して授業における具体的な改善点などをコメント並びに公表・フィードバックし、授業の改善に努めている（根拠資料 5－23：令和 6 年度第 1 回 FD 委員会資料）。

さらに FD 委員会では教員に対しても「教員授業評価アンケート」を実施し、「本授業の良かったところと今後の取り組み（高評価）」及び「本授業の今後の改良ポイント等の気付き（低評価・高評価）」として設問を設定し、教員からのコメントを集約することで、各教員の取り組みの把握と授業改善に役立てている。

【観 点 5-2-4】

本学部には所属する3名の教員は、和歌山県病院薬剤師会の役員、委員に選出され、うち2名は理事会にも参加しており、県内の病院薬剤師の資質、学術水準の向上や、病院における薬剤業務の進歩発達に貢献している（根拠資料5-24：一般社団法人和歌山県病院薬剤師会 <https://www.wakayama-hp.jp/outline/organization>）

また本学部はこれまでに和歌山県薬剤師会との共催で、県内薬剤師を対象とした学術交流会を4回実施している。この学術交流会では、本学部の教員8名が先端的医療や医薬品創生にかかわる最新知見についての講演を行っており、今後も定期的に参加される予定である。このようにして本学部では、薬剤師として実務の経験を有する専任教員が新しい医療に対応するために研鑽できる体制を整えている（根拠資料5-25：和歌山県立医科大学薬学部薬剤師学術交流会）。

【観 点 5-2-5】

和歌山県立医科大学の紀三井寺キャンパスを中心に、業務の実施に関し必要な事務を処理するための事務局が設置されている。事務局は事務局長の下、法人全体の管理運営を所管する4課（総務課、経営企画課、研究推進課、施設管理課）、学部運営を所管する1課・2室（学生課、保健看護学部事務室、薬学部事務室）等、総数180名で構成されている（根拠資料5-26：和歌山県立医科大学点検評価ポートフォリオ URL:<https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjin/hyouka/files/2022portfolio.pdf>）。

薬学部伏虎キャンパス内の薬学部事務室には、室長、教学班長他12名の事務職員（主査2名、副主査4名、主事2名、電気技師1名、短時間職員2名）が配置されており、薬学部の教育プログラム及びその履修、学籍管理、学生生活、進路・就職、入学試験、学生交流等を担当し、教員の教育研究活動及び学生の学修支援を行っている（根拠資料5-27：薬学部事務室 <https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/organ/office/yakugaku.html>（大学Webページ））。

薬学部教授会には、理事長及び本学事務職員、薬学部事務職員が出席して、説明や意見を述べるとともに、会議内容の議事録作成を行っている。また、運営会議やその他の委員会にも薬学部事務職員が出席して、学部の運営管理及び教育研究活動の支援を行っている。

〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕

和歌山県立医科大学薬学部では、小講座（研究室）制を採用し、各研究室は教授、准教授（講師）、助教の3名を基準とし、専門の近い複数の研究室から編成されてい

る。教員の年齢構成には十分配慮し、若手教員も積極的に採用している。薬学部では「教育理念」及び「教育研究上の目的」を明確にし、これに沿った教育研究能力を有する教員を員を求めている。しかし、「薬学部が求める教員像・教員組織の編成方針」としては明確に制定されていない。

よって、【観点 5-1-1】を満たしているとは言えない。

入学定員 100 人（収容定員 600 人）の和歌山県立医科大学薬学部の専任教員数は令和 6 年 5 月 1 日現在 59 人であり、教授 22 名、准教授 17 名、講師 9 名、助教 20 名である。これは、大学設置基準上の必要専任教員数（専任教員 31 人以上、うち 15 人以上が教授、実務家専任教員 5 人以上）を十分に満たすものである。専任教員一人あたりの学生数は約 6.8 人（完成年度：約 10.2 人）となっている。教員の年齢構成においてもバランス面で問題はない。専任教員のうち教授、准教授、講師は、令和 6 年に開設された大学院医学薬学総合研究科（博士課程、博士前期課程、博士後期課程）における教育研究も担当している。

よって、【観点 5-1-2】及び【観点 5-1-3】を満たしている。

現在所属している教員は、全員が文部科学省への本学部設置認可申請に当たり予め実施された採用候補者書類選考並びに履歴書・教育研究業績書等による文部科学省による審査を経て採用されている。この選考過程において、教育研究上の優れた実績、または優れた知識・経験及び高度の技術・技能に関する項目、及び該当する専門分野における指導実績を総合的に審査した上で採用している。よって、専任教員として教育研究両面で高い能力を備えていると判断できる。

よって、【観点 5-1-4】を満たしている。

本学部における教育上主要な科目については必修科目とされ、これらの科目の担当教員は、教員の教育研究における専門性に基づいて適切な教員が充てられている。科目の中の一部を専任の助教が担当する場合があるものの、専任の教授または准教授・講師が主担当として配置されている。

よって、【観点 5-1-5】を満たしている。

本学部の教員の選考・昇任等については教員選考規程に基づき、薬学部教授選考実施規程及び薬学部教員選考実施規程において教授、准教授、講師、助教）採用及び昇任に関する選考の方法等について定めている。教員の採用及び昇任に関しては、薬学部教授会が教育研究審議会に諮問し、薬学部教授選考会議、薬学部教員選考会議を設置する全学的な制度を構築している。

よって、【観点 5-1-6】を満たしている。

本学部では、「教育研究上の目的」に沿った教育研究活動を継続するために、研究室単位で研究費予算を配分するとともに、大学独自の研究助成金制度や種々の表彰を設けて研究を支援するなど、特に次世代を担う教員の養成に努めている。

また本学にはワーク・ライフバランス支援センターを設置し、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフバランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組み、女性研究者の継続的な教育研究活動や上位職への登用について積極的に支援している。

よって、【観点 5-1-7】を満たしている。

以上、本学部では、教員組織の編成方針を明確に規定し周知していないものの、各専門分野について優れた教育研究能力を有する教員を配していることから、「教育研究上の目的」に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていると言える。よって、【基準 5-1】に概ね適合している。

薬学部教員の最近5年間における教育研究上の業績等は、大学 web ページに教員情報一覧が掲載されており公開されている。教員ごとに教育研究上の業績が記載されているか、リサーチマップにリンクすることで閲覧できる。また、大学 web ページにはミニ講義として最新の研究紹介が掲載されており、教育・研究成果を社会に広く発信することに努めている。

よって、【観点 5-2-1】を満たしている。

薬学部キャンパスは、教育研究活動が十分に行えるように校舎等建物、研究室、実験室、セミナー室、実験施設・設備、機器備品、情報処理施設等の設備の充実が図られている。また薬学部教員の授業担当時間は、概ね平均化され適正化にも努めている。教育研究費に関しては、研究室に配分される教育研究経費が配分され、それ以外の研究活動資金として科学研究費補助金や競争的資金、民間の研究助成金、共同研究費等の外部資金が充てられている。

よって、【観点 5-2-2】を概ね満たしている。

和歌山県立医科大学としての取り組みとして、研究推進課及び URA を中心として充実した外部資金の獲得支援を行っている。さらに研究不正や公的研究費の不正使用を防ぐ啓発活動としてコンプライアンス研修なども実施している。また全学的に人権・同和研修を実施することで、教員の資質向上を図っている。

薬学部に FD 委員会を設置しており、FD セミナーを開催することで教育研究活動の支援、質の向上を図っている。併せて、教務学生委員会と FD 委員会では「授業評価アンケート」を実施し、学生の視点から教員の授業内容や方法の評価を行っている。また「教員授業評価アンケート」も行い、各教員の取組みの把握と授業改善に役立てている。

このように、学薬学部では、教育研究活動の向上を図るための組織的な取組みが

行われている。

よって、【観点 5-2-3】を満たしている。

薬学部に所属する3名の教員は、和歌山県病院薬剤師会の役員、委員に選出されうち2名は理事会にも参加することにより、県内の病院薬剤師の資質向上と学術水準を高めるとともに、病院における薬剤業務の進歩発達を図っている。さらに本学部は和歌山県薬剤師会との共催で県内薬剤師を対象とした学術交流会を開催している。このように本学部では、病院薬剤師会や薬剤師会と連携を図ることで、薬剤師として実務の経験を有する専任教員が新しい医療に対応するために研鑽できる体制を整えている。

よって、【観点 5-2-4】を満たしているといえる。

大学運営全般にかかわる事務体制として、総務課、経営企画課、研究推進課、施設管理課からなる事務局が設置されており、総数180名で構成されている。薬学部伏虎キャンパス事務室には、室長、教学班長他12名の事務職員が配置されており、薬学部内での教育プログラム及びその履修、学籍管理、学生生活、進路・就職、入学試験、学生交流を担当し、教員の教育研究活動、学生の学習支援を行っている。

薬学部で開催される教授会には、本学事務職員、薬学部事務職員が出席して説明や意見を述べるとともに、会議内容の議事録作成を行っている。また、運営会議やその他の委員会にも薬学部事務職員が出席して、学部の運営管理及び教育研究活動の支援を行っている。

よって、【観点 5-2-5】を満たしている。

以上、本学部では、十分な教育研究環境や職員組織が整備され、教育研究活動が適切に行われている。よって、【基準 5-2】に適合している。

＜優れた点＞

特になし。

＜改善を要する点＞

【観点 5-1-1】に関して、教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針について明確に規定されておらず、周知もされていない。今後、本方針を早急に規定し、学内外に周知するよう改善する必要がある。

〔改善計画〕

教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を早急に規定し、学内外に周知する。

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

【現状】

【観点 6-1-1】

和歌山県立医科大学薬学部では、年度初めに各学年にそれぞれの入学年度に合わせた「学生便覧」（根拠資料 6-1：令和 6 年度（2024 年度）（令和 3、4 年度入学生向け）学生便覧、根拠資料 6-2：令和 6 年度（2024 年度）（令和 5 年度入学生向け）学生便覧、根拠資料 6-3：令和 6 年度（2024 年度）（令和 6 年度入学生向け）学生便覧）を配布し、4 月初旬に行われる各学年のオリエンテーションにおいて、本「学生便覧」と関連資料を用いて学生の履修や生活において重要な事項について説明を行っている。

「学生便覧」は、以下の事項が掲載されている。

I はじめに

薬学部教育理念、薬学部教育目標あるいは薬学部の教育研究上の目的、三つの方針、学生便覧の薬学部ホームページの URL

II 履修要領

- 1 学年、学期及び休業日
- 2 卒業要件

- 3 履修
- 4 授業
- 5 試験
- 6 成績の評価
- 7 単位の授与
- 8 在籍可能期間・進級判定

別紙第1：解説授業科目一覧表

Ⅲ 学生生活

- 1 はじめに
学生への連絡・通知方法、学生からの連絡方法と連絡先、授業への出席、
学内の美化、個人情報の厳守について、薬物の乱用防止について、喫煙について、
SNSについて、通学方法について
- 2 学生情報の登録・変更
- 3 学生証
- 4 通学証明書
- 5 学生生徒旅客運賃割引証（学割証）
- 6 各種証明書の申請
- 7 授業料の納付方法
- 8 保健衛生
- 9 ハラスメント防止
- 10 担任制度
- 11 課外活動
- 12 ポスター等の掲示
- 13 催し物、集会等の実施
- 14 施設等の使用
- 15 奨学金（別記）
- 16 欠席、休学、復学、退学等
- 17 海外での活動

Ⅳ 奨学金

Ⅴ 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の概要

この保険の趣旨

- 1 保険の有効期間
- 2 学生教育研究災害傷害保険（学研災）について
- 3 学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）について
- 4 保険料分担金について
- 5 異動の場合の手続きについて
- 6 その他

VI 図書館伏虎館利用案内

1 開館・休館

2 図書館・資料の利用

VII 各種届出書、窓口

1 各種届書、願書について

2 各種相談窓口について

各種提出書類、願書、届書の様式

○ 学内配置図

○ 和歌山県立医科大学学則

○ 和歌山県立医科大学学則薬学部施行細則

○ 和歌山県立医科大学図書館伏虎館利用細則

○ 和歌山県立医科大学の学生団体設立に関する申合せ

○ 和歌山県立医科大学学生懲戒規程

○ 和歌山県立医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン

学生の学修・生活相談の体制にひとつとして、担任制度を整備しており、上記「学生便覧」のⅢ-1 担任制度において、《在学中の学生に対して、担任制度を採用しています。担任は、皆さんの学生生活が有意義なものになるよう、サポートや助言を行います。1年生のオリエンテーションで担任を発表します。3年後期からは配属した研究室の教員もサポートや助言を行います。》として学生に周知している。1年生から3年生前期までは、医療教育企画室の教養英語及び科学英語を除いた19研究室に各学年の4～6名の学生を割り当て、当該研究室の教員全員が担任として担当学生の支援を行っている。3年生後期からは、特別実習（卒業研究）の配属先の研究室単位で2～6名の学生に対して同様の支援を行っている。原則、前期及び後期の初期に実施する担任面談では、学年毎のグループ面談と個人面談を行い、グループ面談では全般的な修学及び生活指導、キャリア形成に係る指導等を行い、個人面談では履修状況に応じた学修指導やキャリア形成に係る指導、学修や生活に係る悩み、トラブルの相談等を行っている。担任には、面談後に担任面接報告書（[根拠資料6-4：担任面接報告書様式](#)）の作成と教務学生委員会への提出を求めており、教務学生委員会では学生からの修学や生活に係る意見、要望等を集約し、学部として対応すべき事案については教務学生委員会、本委員会に置かれた教務ワーキングや学生ワーキング等において対応を行う。また、特に個人的な配慮、支援が必要な学生については、本人の了承のもと、学生相談室（下記）の案件として対応を行うこととしている。

学修・生活相談の体制としては、担任制度とは別に上記「学生便覧」のⅢ-8 保健衛生に示しているとおり、(1) 保健室、(2) 健康診断、(3) 学生相談を整備している。保健室は、南棟1階事務室前に男女別に体調不良時に静養できるように設置しており、ベッド、軽微な負傷に対処するための救急キット等が設置されている。健康診断は、①定期健康診断と、②その他の健康診断があり、前者については学校保健安全法第13条の

規定に基づき全学生を対象として毎年6月末までの受診を義務付けている。また、臨床実習（薬局実務実習、病院実務実習）における感染予防対策として抗体検査やワクチン接種を実施し、ワクチン接種が必要な学生には実習前のワクチン接種を推奨している。後者については、健康管理上必要な事項について健康診断の受診を指示することとなっている。

学生相談については、下記の①修学相談、②カウンセリング、③ハラスメントに関する相談があり、学生相談室を設置して対応を行っている。学生相談室は、薬学部事務室を相談窓口として、学生相談室長として教員1名（男性）、教相談員として教員5名（男性3名、女性2名）と事務職員1名（役職指定）を置き、氏名・役職と連絡先（電話・メール）を周知している。①から④については「学生便覧」において以下のように記載し、学生に周知している。

① 修学相談

学生生活や健康に関する悩み事については、担任教員のほか、教務学生委員会の担当教員、事務室の教学班長が相談窓口となっておりますが、まずは一番話しやすい教職員に相談してください。また、障害を理由とした修学上の配慮が必要な場合は、上記学生相談室窓口にご相談ください。

② カウンセリング

外部カウンセラーによるカウンセリングを行いますので、利用してください。心理カウンセラー〇〇〇〇（公認心理師、臨床心理士）・相談日時（週1回5時間）・場所・予約方法（連絡先メール）

なお、相談内容により、相談者の了承を得たうえで、健康管理センター（体や心に関する悩み）や危機対策室（ハラスメントに関する悩み）などの相談窓口を紹介させていただく場合があります。

③ ハラスメント

（学生に対する権力を用いた嫌がらせ、男女差別意識に基づくもの、あるいは性的な関心や欲求に基づく言動）に関する相談は大学全体として取り組んでおり、事務室が窓口となっています。

ハラスメント対応については、別途薬学部ハラスメント対応フロー（[根拠資料6-5：薬学部ハラスメント対応フロー](#)）を作成して4月初旬に学年毎に実施するオリエンテーションにおいて相談窓口（一般の学生相談とは別の専用窓口）や対応について説明している。またポスター掲示による周知を図っている。

なお、合理的配慮の提供については、4月初旬に学年毎に実施するオリエンテーションにおいて、日本学生支援機構作成のハンドブック（[根拠資料6-6：「合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～」](#)）及び内閣府作成のリーフレット（[根拠資料6-7：「障害者差別解消法が変わりました！令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」](#)）に沿って作成した「障害者差別解消法に基づく和歌山県立医科大学薬学部の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」に基づいて説明し、周知を図っている。

これとは別に、

なお、学修支援の一環として、成績に対する疑義の申し立てについては、「学生便覧」Ⅱ 履修要領 6 成績の評価(3)異議申立に「成績評価に関して、異議がある場合は、異議を申し立てることができます。異議申し立てを行う場合は、所定の期間に事務室に申し出てください。」と記述し、学生に周知している。本制度では、学生は科目の成績等に疑義がある場合は所定の「疑義申立書」(根拠資料 6－8 :「学生便覧」別紙「異議申立書」)を作成し、事務室(教務係)へ提出することとしている。これを教務学生委員会において受理し、担当教員等への問い合わせを行い、対応を求める。

【観点 6-1-2】

和歌山県立医科大学薬学部では、学生に対するキャリア支援の主なものとして以下の取り組みを行っている。

1 キャリア支援ワーキングによるキャリア支援

教務学生委員会のもとにキャリア支援ワーキングを置き、学生のキャリア支援を行っている。本ワーキングでは、学生のキャリア支援の方法について協議し、最高学年が4年生になった2024年度から支援に係る取り組みを開始した。主な取り組みとして、

- ・講義棟(北棟)1階に就職情報コーナーを設置し、学生に対する薬学関連企業、病院、薬局等の会社案内等のキャリア支援関連資料の周知を図っている。資料については、入手あるいは提供を受け次第、更新・追加している。別途、Teams(学生向け)に『薬学部4年生→就職』を設け、期日があるインターンシップや合同説明会等の案内を周知している。
- ・2024年度(令和6年度)から4年生に対して就職ガイダンス実施している。ガイダンスは録画し、Teams(学生向け)において公開して学生が随時視聴できるようにしている。
- ・キャリア支援ワーキング委員の教員は、キャリア支援相談窓口として、学生の相談を受け、適宜助言等の支援を行っている。

2 授業におけるキャリア形成に係る講義・講演の実施

1年生開講の薬学入門(早期体験学習)(根拠資料 6－9 : 薬学入門(早期体験学習)シラバス)、薬学入門Ⅰ(根拠資料 6－10 : 薬学入門Ⅰシラバス)、薬学入門Ⅱ(根拠資料 6－10 : 薬学入門Ⅱシラバス)、薬学入門Ⅲ(根拠資料 6－11 : 薬学入門Ⅲシラバス)等の授業において、厚生労働省の行政官、国立の研究機関の研究員、大学教員、製薬会社や食品会社等の薬学関連企業に勤務する薬剤師、医療機関・病院・薬局の薬剤師等の講義・講演を行い、学生のキャリア形成を支援している。また、2～4年生開講科目においても、同様にこれらの行政官、研究員、大学教員、製薬会社や食品会社等の薬学関連企業に勤務する薬剤師、医療機関・病院・

薬局の薬剤師等の講義・講演を特別講義として提供し、キャリア形成を支援している。

3 キャリア形成に係る講演会や研修会の実施

県内企業や公的研究機関と薬学部との連携による「産官学連携準備セミナー（根拠資料 6-12：第3回産官学連携準備セミナー）や「和歌山県薬剤師会・和歌山県立医科大学薬学部共催薬剤師研修会（根拠資料 6-13：「（一社）和歌山県薬剤師会・和歌山県立医科大学薬学部共催薬剤師研修会」について）等について、キャリア支援を目的として学生の参加を推奨しており、企業研究者や薬剤師等との質疑応答、意見交換の機会を設けている。

4 厚生労働省・PMDA 見学会、キャリア形成 WS の開催

国公立 19 大学薬学部の連携による高度先導的薬剤師養成プログラムにおいて毎年開催される学生の厚生労働省・PMDA 説明会・見学会（根拠資料 6-14：令和 6 年度高度先導的薬剤師養成プログラム：厚労省・PMDA 説明会・見学会）及びキャリア形成ワークショップ（根拠資料 6-15：令和 6 年度高度先導的薬剤師養成プログラム：キャリア形成ワークショップ）への参加をとおして、学生の薬事関係の行政職や薬学研究者、高度医療を担う薬剤師等に関するキャリア形成を支援している。

【観点 6-1-3】

和歌山県立医科大学薬学部では、学生の意見を教育や学生生活に反映するために以下の取り組みを行っている。

まず教育については、学期末に全学生を対象とした当該学期開講の科目に関する授業アンケートを実施している（根拠資料 6-16：授業評価アンケート（1 年生後期））。本アンケートでは、

「和歌山県立医科大学薬学部では、授業をより良いものへと改善できるよう努めています。その改善を適切なものとするためには、授業を受けた学生の皆さんからの授業に対する評価、感想、意見がとても重要な役割を果たします。また、学習者である学生の皆さん自身が、授業に対する取り組みや、各授業の学習目標に対する到達度を自ら振り返ることは、自らの能力の得意、不得意を把握し、学習習慣を身に着けるためにとても重要なことです。」

そこで薬学部では、今後の授業の質の向上、カリキュラムの改善に資することと、皆さん自身の学習に対する振り返りを促していただくことを目的とした授業アンケートを実施いたします。本アンケートは、記名方式（回答者の名前が記録される方法）で行いますが、アンケートにどのように答えたかは、当該科目はもちろん、他のすべての科目の成績、研究室の選択などに影響を与えることはありません。

皆さんからいただいたアンケート結果は、授業改善に資することをお約束します。統計的手法に基づいた解析を行うとともに、皆さんの個別の学習に対する取り組み

の実態を把握し、各授業担当教員にフィードバックを行います。いただいた意見等に関しては、必要があれば担当者もしくは学部から学生の皆さんにフィードバックを行います。

学生の皆さんにおかれましては、授業アンケートの目的、主旨を理解した上で回答にご協力をいただけますようお願いいたします。≫

とアンケートの目的とアンケート結果の扱い、授業改善、学修効果向上への反映について述べ、以下、下記の項目について各項目4段階の評価を求めている。

<シラバスに準じた授業の実施>

・あなたは、シラバスに記載してある次の項目について、どの程度理解したうえで授業に臨みましたか？

1. 到達すべき目標（アウトカム・コンピテンシー）（4段階評価）
2. 評価の基準、方法（同上）
3. 授業の実施方法（同上）

<授業の質>

4. この授業では、シラバスに記載してある学習目標に効果的に到達できる授業が行われていましたか？（授業のデザイン・構成）（5段階評価）
5. この授業は、各回において学習の量のバランスよい配分が行われていましたか？（5段階評価）
6. この授業では、学生が授業内容に興味を持てる工夫（方法、資料など）が行われていましたか？（5段階評価）
7. この授業では、学生が授業中に十分に思考ができるような工夫（方法、資料など）が行われていましたか？（5段階評価）
8. この授業では、双方向的な学習（質問の機会の担保、ディスカッション、質問に至らなくても学習者に思考を促すような発話など）が実践できる工夫が行われていましたか？（5段階評価）
9. この授業によって獲得した知識やスキルは今後、あなたの役に立つと思いますか？（5段階評価）
10. この授業では、単なる暗記だけにとどまらず、本質的な理解を求めるような教育が行われていましたか？（5段階評価）
11. この授業で採用された学修到達度の評価方法は、適切なものでしたか？（5段階評価）

・この授業の担当者は以下の点を満たしていましたか？

12. 学生への配慮（5段階評価）
13. 他人への尊重（5段階評価）
14. 聞き取りやすく話す（5段階評価）
15. 読みやすい資料・板書を提供する（5段階評価）

<学生の振り返り>

- ・下の項目は、学習者であるあなた自身が授業にどのように取り組んだかを、あなた自身が振り返り、その振り返りを共有するための質問です。繰り返しになりますが、授業アンケートの回答は成績などに影響を与えることはありません。ネガティブな回答であっても、出来るだけ率直に答えていただくことが、授業改善につながります。例えば、あなたが授業に興味を持って取り組めなかったと感じた場合、その原因が授業の質にあるのか異なるところにあるのかを分析し、原因に適した対策を学部が考えていく必要があります。アンケート結果の使用目的を理解していただいた上で、回答いただけるようお願いします。

16. あなたは、この授業を学習者として予習を行って受講しましたか？（５段階評価）

17. （前の質問で「１．全く行わなかった」を選んだ人は飛ばしてください。）

あなたは、この授業を受けるにあたり、１週間あたりどのくらい予習をしましたか？（５段階評価）

18. あなたは、この授業を理解するために復習に取り組みましたか？（５段階評価）

19. （前の質問で「１．全く取り組まなかった」を選んだ人は飛ばしてください。）

あなたは、この授業を受けるにあたり、１週間あたりどのくらい復習をしましたか？（５段階評価）

20. あなたは、ディスカッションに参加する、質問を行う、思考を重ねながら講義を聴くなど双方向的な学習を意識して、この授業に取り組みましたか？（５段階評価）

21. あなたは、授業担当者や他の学生に対して配慮と尊重をもってこの授業に参加しましたか？（５段階評価）

22. あなたは、この授業に対して意欲的、積極的な気持ちをもって臨むことができましたか？（５段階評価）

23. あなたは、この授業を受け終えて充実感を感じましたか？（５段階評価）

24. あなたは、この授業を受けたことで、新たな興味が広がりましたか？（５段階評価）

25. 自由記述

この授業について感想、意見、提案など自由に書いてください。

授業アンケートの結果は、教務学生委員会において解析後、協議され、適宜教員に対するフィードバックや改善指示を行い、また検証結果に基づいて教育プログラムの改善に向けた対応策を策定し、これを実施している。全教員ではないが、担当科目の学修効果の向上に向けて独自のアンケートを実施している教員もいる。教育プログラムの履修については、アンケート以外にも学生から担任教員や学生相談室の相談員、あるいは直接授業担当教員に対して要望や意見が寄せられる場合もあり、これらは「学生便覧」のⅢ-8 保健衛生に示して学生に周知している③修学相談が機能していると言える。

学生生活の相談については、「学生便覧」のⅢ-10 担任制度に示したとおり、担任教員や配属研究室の教員への相談や、Ⅲ-8 保健衛生の学生相談にある学生相談室の相談

員（教員・事務職員）への相談により行われており、教務学生委員会で要望や意見を集約し、協議を経て、適宜学生に対する指導や学修環境、学生の生活環境の改善に取り組んでいる。

【観点 6-1-4】

和歌山県立医科大学薬学部では、学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制について、以下の通り整備している。

まず、防災・災害関係について「和歌山県立医科大学伏虎キャンパス防災マニュアル」（[根拠資料 6-17：「和歌山県立医科大学伏虎キャンパス防災マニュアル」](#)）を学生に配布し、事故・災害の発生時や被害防止のための対応などの啓発を行っている。次に、安全教育について、基礎実習においては実施する教員が実習内容に応じて必要となる知識を習得させ、4年次の研究室配属にあたっては、学生自らAPRIN eラーニングプログラムで環境、衛生、防災に係る危害防止、動物実験、遺伝子組み換え実験に関する必要な知識を習得した上で、所属研究室の指導教員が実際の指導を行っている。なお、学部内の環境・安全管理は環境安全委員会（[根拠資料 6-18：和歌山県立医科大学薬学部環境安全委員会規程](#)）が、動物実験については実験動物委員会（[根拠資料 6-19：「和歌山県立医科大学における動物実験等の実施に関する規程」](#)）が、遺伝子組み換え実験については遺伝子組換え実験安全委員会（[根拠資料 6-20：和歌山県立医科大学遺伝子組換え実験安全管理規程](#)）がそれぞれ所掌している。

奨学金制度については、「学生便覧」Ⅳ 奨学金に記載して学生に周知している。和歌山県立医科大学は高等教育の修学支援新制度の対象大学であり、本学で取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方自治体等の奨学金があり、奨学金の種類によって卒業後返還義務のある「貸与」及び返還義務のない「給付」がある。奨学金の募集については学内メールまたは UNIVERSAL PASSPORT（掲示板）で学生に周知している。

学生に対する保険制度については、「学生便覧」Ⅴ 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険の概要に記載している学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）について4月初旬の学年毎のオリエンテーションにおいて説明しており、学生の安心と学生生活の安全を保障するために加入を義務付けている。学研災及び付帯賠償の他に、任意加入としてさらに広範囲の補償を受けられる保険制度である「学研災付帯学生生活総合保険」について周知している。また、病院や薬局における実務実習に備えて、接触感染予防保険金支払特約への加入も義務付けている。

学生の健康診断は、上記のとおり①定期健康診断と②その他の健康診断があり、前者については全学生を対象として毎年6月末までの受診を義務付けている。また、臨床実習における感染予防対策として抗体検査やワクチン接種を実施し、ワクチン接種が必

要な学生には実習前のワクチン接種を推奨している。後者については、健康管理上必要な事項について健康診断の受診を指示することとなっている。

薬学部では、学生を会員とした「薬学部学友会」() を設置を認めており、また学生が主体となる課外活動(根拠資料 6-21: 和歌山県立医科大学の学生団体設立に関する申合せ)について活動資金の援助や教員が課外活動顧問を積極的に担当することによって支援している。学園祭である「紀葉祭」(資料 6-22: 2024 年度紀葉祭) の運営については、教員が複数の企画に参画する等により支援している。

[学生の支援に対する点検・評価]

和歌山県立医科大学薬学部では、各学年に入学年度に合わせた「学生便覧」を配布し、4 月初旬に学年毎に「学生便覧」と関連資料を用いて、履修や生活に係る重要な事項についてオリエンテーションを行っている。学修・生活相談の体制として担任制度を整備しており、1 年生から 3 年生前期までは学生を 4～6 名割り当てた 19 研究室において、3 年生後期からは学生の特別実習(卒業研究)の配属先研究室において、当該研究室の教員全員が担任を担当している。担任は、原則、グループ面談と個人面談により修学・履修指導、生活指導、キャリア形成に係る指導、学修や生活に係る悩みやトラブルの相談等を行っている。担任は、担任面接報告書を教務学生委員会へ提出し、学部として対応すべき事案がある場合は本委員会に置かれた教務ワーキングや学生ワーキング等において対応策を決定し、実施している。個人的な配慮、支援が必要な学生については、本人の了承のもと学生相談室(下記)の案件として対応を行っている。担任制度とは別に(1)保健室、(2)健康診断、(3)学生相談を整備している。学生相談については、学生相談室を設置して①修学相談、②カウンセリング、③ハラスメントに関する相談に対応している。薬学部事務室を相談窓口として、学生相談室長を含めた 7 名の相談員(男性教員 4 名・女性教員 2 名・事務職員 1 名)(役職指定)によって対応している。学生は、外部カウンセラー(公認心理師、臨床心理士)によるカウンセリングを受けることができる。また、相談内容によっては健康管理センター(体や心に関する悩み)や危機対策室(ハラスメントに関する悩み)などの相談窓口を紹介する。

ハラスメントに関する相談は大学全体として取り組む体制を整え、事務室に専用の窓口を置き、ハラスメント対応については別途指針を作成し、オリエンテーションでの説明及び掲示によって学生に周知し、適切な対応に努める。合理的配慮の提供については、「障害者差別解消法に基づく和歌山県立医科大学薬学部の障がい学生支援体制における教職員のための対応ガイドライン」に基づいてオリエンテーションにおいて学生に説明し、周知を図っている。学修支援の一環として、成績に対する疑義の申し立て制度を整備している。

以上の対応・取り組みを行っていることから、学習・生活相談の体制が整備されていると見え、【観点 6-1-1】を満たしている。

和歌山県立医科大学薬学部における学生のキャリア支援として、

1 キャリア支援ワーキングによるキャリア支援

キャリア支援ワーキングを置き、学生のキャリア支援を行っている。最高学年が4年生になった2024年度から、就職ガイダンスの実施等の支援を開始した。

2 授業におけるキャリア形成に係る講義・講演の実施

複数の授業において、行政官、研究機関の研究員、大学教員、薬学関連企業に勤務する薬剤師、医療機関・薬局の薬剤師等による講義・講演を行い、キャリア形成を支援している。

3 キャリア形成に係る講演会や研修会の実施

学生が参加できる学外の研究機関や企業、和歌山県薬剤師会等との連携による学生が参加できる講演会や研修会を開催し、行政や企業、病院や薬局等で働く研究者や薬剤師との交流の機会を設けることによって、キャリア形成を支援している。

4 厚生労働省・PMDA見学会、キャリア形成WSの開催

厚生労働省・PMDA見学会及びキャリア形成ワークショップへの参加をとおし、学生の薬事関係の行政職や薬研究者、高度医療を担う薬剤師等に関するキャリア形成を支援している。

以上の対応・取り組みを行っていることから、学生が主体的に進路を選択できる支援体制は整備されていると言え、【観点 6-1-2】を満たしている。

和歌山県立医科大学薬学部では、学生の意見を教育や学生生活に反映するために、教育については、授業の質の向上、カリキュラムの改善に資する授業アンケートを実施しており、アンケートの結果に基づいた教員に対するフィードバックや改善指示、またアンケート結果の解析・検証に基づいた教育プログラムの改善に努めている。アンケート以外にも学生から担任教員や学生相談室、授業担当教員に対して寄せられる要望や意見についても教員に対するフィードバックや解析・検証に基づいた教育プログラムの改善を図っている。

学生生活の相談については、担任教員や学生相談室への相談により行われており、適宜学生に対する指導や、学修環境、生活環境の改善に取り組んでいる。以上の対応・取り組みを行っていることから、学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていると言え、【観点 6-1-3】を満たしている。

和歌山県立医科大学では、学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制について、安全教育として環境、衛生、防災に係る危害防止を目的とした安全教育講習会の実施、環境安全ガイドライン、防災マニュアル等の配布による事故・災害の発生時や被害防止の啓発、実験動物の取り扱いに関する講習、遺伝子組換え実験従事者講習等を実施している。

奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方自治体等の奨学金

があり、奨学金の募集については学内メールまたはUNIVERSAL PASSPORT（掲示板）で学生に周知している。

学生に対する保険制度については、学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）について、学生の加入を義務付けている。加えて任意加入の「学研災付帯学生生活総合保険」についても周知している。また、実務実習に備えて接触感染予防保険金支払特約への加入も義務付けている。

学生の健康診断は、①定期健康診断と②その他の健康診断があり、前者については全学生を対象として受診を義務付けている。また、実務実習における感染予防対策として抗体検査やワクチン接種を実施し、ワクチン接種が必要な学生には実習前のワクチン接種を推奨している。

薬学部では、学生を会員とした「薬学部学友会」を設置し、学生が主体となる課外活動や学園祭である「紀葉祭」の運営を支援している。

以上の対応・取り組みを行っていることから、学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていると言え、【観点 6-1-2】を満たしている。

したがって、和歌山県立医科大学薬学部における教育プログラムは、【基準 6-1】修学支援体制が適切に整備されていること。に適合していると言える。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

和歌山県立医科大学薬学部では、上記の【学生の支援に対する点検・評価】の通り、【基準 6-1】で求められる学生の修学支援体制の適切な整備は達成されていると言える。一方、こういった支援体制により実際の学生の学修や生活に対する支援が適切に行われているかどうか、さらには学生に対する支援効果については、開設4年目となるまで、十分に把握・検証できているとは言えず、改善が図られているとは言えない。そこで、本自己点検・評価における【観点 6-1-1】～【観点 6-1-4】に示される学習・生活相談の体制、学生の主体的進路選択の支援体制、学生の意見を教育や学生生活に反映する体制及び学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制による学生支援について、不備な点、不十分な点、今後さらなる充実が望まれる点の解析・検証と、これに基づいた適切な改善を行う必要がある。

〔改善計画〕

1. 【観点 6-1-1】～【観点 6-1-4】に示される学習・生活相談の体制、学生の主体的進路選択の支援体制、学生の意見を教育や学生生活に反映する体制及び学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制について、自己点検・評価委員会とこれらを所掌する委員会、ワーキンググループにおいて、学生に対する支援の充実に向けて、毎年、自己点検・評価及びこれに基づいた改善を実施するためのプロトコール（5W1H）を作成する。
2. プロトコールの基軸として、
 - ①【観点 6-1-1】～【観点 6-1-4】で整備が求められている体制における支援効果について、不備な点、不十分な点、今後さらなる充実が望まれる点を教職員や学生に対するアンケート調査や聞き取り調査によって抽出する。
 - ②アンケート調査や聞き取り調査の結果を自己点検・評価委員会とこれらを所掌する委員会、ワーキンググループにおいて解析・検証する。
 - ③解析・検証の結果に基づいた改善策を策定し、それぞれを所掌する委員会において改善策を実施する。
3. 上記のプロトコールによる内部質保証を毎年実施し、学生に対する支援の充実と適切な支援の定着を図る。

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が適切に整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

【現状】

和歌山県立医科大学は医学部、大学院医学薬学総合研究科、附属病院が所在する紀三井寺キャンパス（96,940 m²）、保健看護学部、保健看護学研究科が所在する三葛キャンパス（11,752 m²）、薬学部、大学院医学薬学総合研究科が所在する伏虎キャンパス（6,854 m²）の3か所のキャンパスを有する。附属施設として、医学部に附属病院（89,830 m²）を設置している。

薬学部がある伏虎キャンパスは南棟、北棟とそれをつなぐ接続ブリッジからなる。南棟は11階建てで、南棟には研究室、実験室、実習室、会議室等を配置している。北棟は5階建てで講義室や体育館（アリーナ）が配置している。北棟と南棟をつなぐ接続ブリッジに図書室、ラーニングコモンズを備えている。紀三井寺キャンパスには、次世代医療研究センターが設置されており、これを拠点として医学部や保健看護学部、附属病院だけでなく、産学連携を通じて創薬・臨床研究の活性化を図っている。キャンパス外の施設として、岩出市の和歌山県植物公園緑花センター内に和歌山県立医科大学薬学部薬草園を設置している（根拠資料7-1：大学案内パンフレット <https://www.wakayama-med.ac.jp/nyushi/pamphlet/files/r6-yakugakubu-annnai240625.pdf>）。

薬学部の教育は、主に伏虎キャンパス内に設置された教育施設及び学外の薬草園において行われている。様々な学習方略に対応するための施設・設備を用意しており、講義室や実験・実習室はもちろんのこと、動物実験施設や薬草園のほか、医学部、保健看護学部と次世代医療研究センターを共用している。また、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した事前学習を実施するため、南棟3階に専用の実習施設を配置している（OSCE実習室5室、OSCE研修室3室、機材・機器室1室）。北棟2階にはCBT室として、情報処理室を設置している（110席、約282m²）。

南棟、北棟とそれをつなぐ接続ブリッジを含めた薬学部棟の延べ床面積は約 26,064m²である。学生定員は1学年当たり 100 名、6 学年で 600 名であり、令和 6 年 12 月現在においては4 学年が在籍している。現在の学生定員 1 名当たりの占有面積は 65 m² となっている。通常の講義に利用する講義室が北棟 1 階に大講義室の 1 室、北棟 3 階に中講義室 301、302、303、304 の 4 室、2 階に小講義室の 1 室があり、合計 6 室が設置されている。南棟 4 階及び 5 階には、それぞれ実習室及び実習機器を保管するための準備室を各 1 室ずつ設置し（実習室 401、501）（各 120 席、約 340m²）、基礎実習や専門実習等に用いられている。

各講義室には最新のマルチメディア設備が設置されており、それぞれの教室の面積及び収容定員、設備は表 1 のとおりである（根拠資料 7－2：校地・校舎等の図面、根拠資料 7－3：席数・面積等）。

表 1 北棟の講義室の面積及び収容定員、設備

部屋名	面積（m ² ）	収容定員（人）	マルチメディア設備
大講義室	約 391	312	スクリーン、プロジェクター、マイク
中講義室 301	約 226	156	スクリーン、プロジェクター、マイク
中講義室 302	約 225	156	スクリーン、プロジェクター、マイク
中講義室 303	約 186	153	スクリーン、プロジェクター、マイク
中講義室 304	約 192	153	スクリーン、プロジェクター、マイク
小講義室	約 113	60	スクリーン、プロジェクター、マイク

自習室としては北棟 4 階の 2 室(58 席、約 141 m²)及び南棟 4 階の 1 室（7 席、約 25 m²）や接続ブリッジ 3 階にあるラーニングコモンズ（100 席、約 298 m²）を開放し、学生が自由に学習可能な環境を確保している。なお、月曜日から金曜日は 7 時 30 分から 21 時、土曜日は 9 時から 17 時まで利用可能である。

和歌山県立医科大学の各キャンパスには図書館が設置されており、本学の教員及び学生はすべての図書館が利用可能となっている。伏虎キャンパス内の伏虎館（面積は 784 m²）では、閲覧席 83 席、PC 端末 8 台、共同研究室 2 室、研究個室 3 室を備え、蔵書数は約 4 千冊の図書資料を保管している（根拠資料 7－4：大学案内 大学概要：図書館 URL: https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/gaiyou/files/gaiyou12-13_20240612.pdf（大学 web ページ））。

伏虎館では、薬学の教育研究活動に必要な図書として、電子資料を含め、和書 3,299 冊、洋書 190 冊、和雑誌 102 種、洋雑誌 698 種、視聴覚資料 32 点が整備されている。図書室には、オンライン蔵書検索のための OPAC、学術研究サポート用の Web ポータルサイトである Web of Science、論文・特許に加え世界中の化学物質及び有機化学反応情報を網羅的に検索できる SciFinder が導入されている。また、学術書・専門書を中心とした電子ジャーナル約 698 種類に加え、既設図書館で購入している医学系の電子ジャーナル（6,079 種類）が利用でき、NII との連携事業に

よる文献複写や他大学の蔵書貸出もインターネットで申し込みできる電子図書室として整備している。開館時間は、平日は 9 時から 21 時 30 分、土曜日は 10 時から 17 時までと設定している。

和歌山県立医科大学では、3 学部間の大学内ネットワークの専用回線を 10 ギガ対応にすることで、高速・大容量の大学内ネットワークの構築がなされている最中であり、紀三井寺キャンパスと三葛キャンパスはすでに 10 ギガ対応となっている。薬学部は現在 1 ギガ対応であるが、2025 年度（令和 7 年度）より 10 ギガ対応となることが計画されている。教室や研究室、実験室等もすべて有線及び無線 LAN が整備されており、全ての教員、学生が利用可能である。大学内ネットワークは紀三井寺キャンパス内にある情報基盤統括センターにより管理されている（根拠資料 7－5：和歌山県立医科大学情報基盤統括センター設置規程、http://www1.wakayama-med.ac.jp/kitei/data/1-2-36-5_240514.pdf、根拠資料 7－6：和歌山県立医科大学点検評価ポートフォリオ <https://www.wakayama-med.ac.jp/intro/houjinhyouka/files/2022portfolio.pdf>）。

薬用植物園としては、和歌山県が運営する和歌山県植物公園緑花センター内に和歌山県立医科大学薬学部薬草園（約 659 m²）を設置している。薬草園の管理は和歌山県植物公園緑花センターに管理業務委託し、薬学教育に必要な薬用植物（125 種）の栽培や育苗を行っている。（根拠資料 7－4：薬学部薬草園概要）

〔施設・設備に対する点検・評価〕

和歌山県立医科大学薬学部がある伏虎キャンパスは南棟、北棟とそれをつなぐ接続ブリッジからなる。南棟には研究室、実験室、実習室、会議室等を配置している。北棟には講義室や体育館（アリーナ）が配置している。接続ブリッジには図書室とラーニングコモンズを備えている。紀三井寺キャンパスには、共同施設として次世代医療研究センターが設置されている。キャンパス外の和歌山県植物公園緑花センター内に薬学部薬草園が設置されている。

薬学部の教育は、主に伏虎キャンパス内に設置された教育施設及び学外の薬草園において行われている。様々な学習方略に対応するための施設・設備を用意しており、講義室や実習室はもちろんのこと、動物実験施設や薬草園のほか、医学部、保健看護学部と次世代医療研究センターを共用している。また、実務実習事前学習を実施するための専用施設や CBT 室も配置している。

通常の講義に利用する講義室は計 6 室設置されており、各講義室には最新のマルチメディア設備が設置されている。さらに基礎実習や専門実習等を実施するための実習室も 2 室設置されている。

伏虎キャンパスには、学生が能動的に学習できる環境を確保するため、十分な席数を備えた自習室やラーニングコモンズが開放されており、平日は 7 時 30 分から

21 時、土曜日は 9 時から 17 時まで利用可能となっている。また本学には図書館が紀三井寺館、三葛館、伏虎館の 3 か所あり、薬学部学生が主に利用する伏虎館にも十分な閲覧席が設置され、PC 端末等も備えられている。伏虎館では、薬学の教育研究活動に必要な図書が整備されており、学術書・専門書を中心とした電子ジャーナルに加え、既設図書館で購入している医学系の電子ジャーナルが利用可能になっている。また教室や研究室、実験室等もすべて有線及び無線 LAN が整備されており、全ての教員、学生が利用可能となっている。

以上、教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備は適切に整備されており、【基準 7-1】に適合していると判断する。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

特になし。

[改善計画]

特になし

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、教職員・学生の海外研修等を含む。

〔現状〕

和歌山県立医科大学薬学部の「教育理念」は、公立大学の薬学部として、「医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に呼応し、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。」ことである。また「教育研究上の目的」は、「和歌山県立医科大学は、和歌山県立医科大学薬学部は、学修者本位の教育を志向する教育課程を編成し、学生が自律的に高度な専門性と深い学識、高度な教養と豊かな人間性、多様な国際性・地域性に対応できる優れた汎用力を身につけることによって、人類の健康の維持・増進や福祉の向上に向けた医療、衛生薬学、創薬などの発展や薬学研究の推進に貢献できる人材を輩出する。」としている。したがって、基準に示される「教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献」することは、公立大学たる本学部にとっては正に理念及び目的に通じるものである。

以下に、その概要を示す：

【観点 8-1-1】

『地域団体や企業等の行政機関及び産業界等との連携など』

本学部はじめ本学には以下に示すように、職能団体、行政機関、産業界及び教育機関等と連携して、医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に取り組む体制が整備されている。

和歌山県との連携

和歌山県には医薬品の製造・販売を行う企業が多く存在している。健康科学に関する県内産業界とアカデミアの相互理解、ならびに本県の医薬品産業力の更なる強化を目指して、和歌山県、和歌山県工業技術センター及び本学部の三者合同で学術交流会を「産官学連携準備セミナー」の名称で開催している（[根拠資料 8－1：「産官学連携準備セミナー」](#)）。これまでに3回の産官学連携準備セミナーを開催し、5名の本学部教員が学術講演を、5社の製薬関連企業が企業紹介講演を行なった。参加者の内訳は次の通りである。（第1回：本学部教員 29 名、企業等 62 名、学生 10 名、第2回：本学部教員 23 名、企業等 43 名、学生 15 名、第3回：本学部教員 13 名、企業等 33 名、学生 25 名）

また、医学・薬学の分野横断的な教育の充実・共同研究の一層の活性化を目的として大学院の改組が行われ、2024 年度（令和 6 年度）から大学院医学薬学総合研究科が設置された。現在、県内製薬関連企業から 2 名、和歌山県工業技術センターから 1 名を博士後期課程に受け入れ、薬学及び本県の医薬品産業の発展に貢献している。さらに、生涯学習プログラムの一環として、和歌山県薬剤師会と本学部の共催で、県内薬剤師を対象とした学術交流会を開催している。これまでに4回の学術交流会を開催し、本学部教員 8 名が学術講演を行った（後述参照）。

併せて、本学部の教員 5 名は和歌山県が主催する委員会等の委員を務めている（後述参照）。

薬剤師会との連携

和歌山県病院薬剤師会の役員及び委員として、本学部から 3 名の教員が選出されており、その内 2 名は隔月で開催される理事会に参加し、県内の病院薬剤師の資質の向上と学術水準を高め、病院における薬剤業務の進歩発達を図り地域社会の保健衛生の増進に寄与している。教授 1 名が、総務部部長として各種委員会を統括するとともに日本病院薬剤師会の和歌山県代議員を務め、講師 1 名は薬学教育委員会委員を務めている。また、和歌山県立医科大学附属病院薬剤部は、日本医療薬学会や日本病院薬剤師会をはじめとする学術団体から薬剤師研修施設として認定を受けており（医療薬学専門薬剤師研修施設、がん専門薬剤師研修施設など）、専門・認定薬剤師の育成に貢献している。本学部教員 3 名が同施設において、薬剤部参与、薬剤部長及び臨床薬剤師として兼任・活動しており、高度医療人材の養成ならびに地域医療の推進に貢献している。

和歌山県薬剤師会の実務実習委員会委員として、本学部から 1 名の教員が選出されており、定期開催される会議に出席して、本学学部生の県内薬局実習の円滑な実施に向けた体制構築について協議を行なっている。また、和歌山県薬剤師会と本学部の共催で、県内薬剤師を対象とした学術交流会をこれまでに4回開催しており、本学部教員 8 名が先端的医療や医薬品の創生に関わる最新知見について講演した。この取り組みを通して、薬剤師会会員の学術向上、ならびに地域医療や保健衛生の増進に寄与している（[根拠資料 8－3：「薬剤師研修会」](#)）。

製薬企業・産業界との連携

県内産業界とアカデミアの相互理解、ならびに本県の医薬品産業力の更なる強化を目指して、2021年度（令和3年度）年度から2023年度（令和5年度）まで、和歌山県と本学部の共催で「県内企業向けセミナー」をWeb形式で開催した。これまでに6回のセミナーを実施し、本学部12名の教員が研究紹介、デバイスなどの社会実装に関する講演を行なった（根拠資料8-4:「県内企業向けWebセミナー」）。また、2024年度（令和6年度）からは前述の通り、和歌山県、和歌山県工業技術センター及び本学部の三者合同で学術交流会を「産官学連携準備セミナー」の名称で開催した。これまでに3回の産官学連携準備セミナーを開催し、5名の本学部教員が研究シーズを紹介し、産業界への技術支援に向けた情報発信を行っている。さらに、同会では、本学部卒業生が県内企業に就職し、地域医薬品産業力の更なる活性化の一助となることを期待し、製薬関連企業が本学部生を対象とした企業紹介を行う場を設けている。これまでに県内企業5社が企業紹介を行なった。

高校-大学連携

本学では、地域・社会貢献のできる公立大学としての役目を担い、高校生に薬学・医療等の正しい認識と新たな興味を持ってもらうことを目的として、高校等からの希望に応じ、本学教員が直接出向く「出前授業」を実施している。2021年度（令和3年度）から2024年度（令和6年度）において、のべ11名の本学部教員が県内5つの高校にて出前授業を行い、県内学生への情報発信と学術水準の向上に寄与している（根拠資料8-5:「高校出前授業」）。

県内や近隣県の高校に訪問し、学生を対象として進路相談会を実施している。2021年度（令和3年度）は6校に本学部教職員18名、2022年度（令和4年度）年度は7校（のべ9回）に本学部教職員19名、2023年度（令和5年度）は12校（のべ13回）に本学部教職員15名、2024年度（令和6年度）は12校（のべ13回）に本学部教職員14名が派遣された。また、県内の高校教員に薬学部の魅力を紹介するとともに、本学部への進路指導の在り方について意見交換を行うことを目的とした、和歌山県高等学校進路指導研究会を定期開催している。2021年度（令和3年度）R3年度は本学部教職員3名・高校教員49名、2022年度（令和4年度）年度は本学部教職員3名・高校教員48名、2023年度（令和5年度）は本学部教職員4名・高校教員48名、2024年度（令和6年度）は本学部教職員4名・高校教員70名が参加した。さらに、2022年度（令和4年度）から2024年度（令和6年度）までにオープンキャンパスを開催し（2022年度（令和4年度）のみオンライン開催）、これまでにのべ1,453名の学生及び保護者が参加した。

本学部教員3名が、高校生が多様な学問の専門的・具体的な研究内容を見聞できる夢ナビ講義動画サイトに講義動画を提供しており、薬学・医療の魅力を高校生に発信している（根拠資料8-6:「夢ナビ講義動画サイトHP、<https://yumenavi.info/portal.aspx?CLGAKOCD=034620&p=wakayama-med>）。

市・県などの行政機関委員

前述の通り、和歌山県病院薬剤師会の顧問、副会長、委員を本学部3名の教員が務めており、病院における薬剤業務の進歩発達を図り地域社会の保健衛生の増進に寄与している。また、副会長である教員1名は、総務部部長も兼務し各種委員会を統括するとともに日本病院薬剤師会の和歌山県代議員を務めている。和歌山県薬剤師会の実務実習委員会委員として、本学部から1名の教員が選出されており、定期開催される会議に出席して、本学学部生の県内薬局実習の円滑な実施に向けた体制構築について協議を行なっている。さらに、和歌山県薬事審議会委員として、本学部から1名の教員が選出されており、本県における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保・向上に貢献している。

本学部教員2名が、和歌山県病員薬剤師会内に設置された薬剤師確保対策ワーキングに参加（2ヶ月に1回開催）し、和歌山県で不足する病院薬剤師の確保対策に参加している。

本学部2名の教員が、薬学教育協議会の業務執行理事及び理事を、1名が同病院・薬局実務実習近畿地区調整機構において大学委員を務めており、本学学部生が県内で、薬学実務実習に関するガイドラインに準拠した実務実習を円滑に実施できるように体制整備を行なっている（根拠資料8-7：薬学教育協議会 HP、https://yaku-kyou.org/?page_id=6）。

【観点 8-1-2】

『地域における保健衛生の保持・向上への貢献（本学部の地域に対する各種イベントへの貢献、等）』

本学部はじめ本学には以下1）～7）に示すように、県民への情報発信及び自治体が主催するイベントへの参加を通して地域における保健衛生の保持・向上に貢献する体制が整備されている。

- 1）本学では、和歌山県民に対して最新の医学・薬学・医療情報等を提供し、教養を深め、健康や治療に役立てもらうことを目的として、「最新の医学・医療カンファランス」の名称で市民講座をハイブリット形式で定期開催している。2021年度（令和3年度）から2024年度（令和6年度）において、本学部教員16名が講演を行い、延べ259名が現地にて聴講し、また録画データは合計9,991回視聴された（根拠資料8-8：「市民講座 最新の医学・医療カンファランス」）。
- 2）これまでに、県内5つの自治体が主催する保険衛生や健康サポートに関する市民講座、研修会、イベントに本学部教員が参加し、講演などを行なった（根拠資料8-9：「県内医療イベント」）。
- 3）高齢者の介護予防・日常生活支援を目的として県内自治体（九度山町）が主催した「高齢者サロン」に、本学部の教員と学生が参加・活動した1。

- 4) 生活習慣の見直し、保健衛生の向上をテーマとした啓蒙ポスターを本学部学生が作成し、県内保険薬局に配布して掲示を依頼した。この取り組みを通して、県民に広く疾病予防の重要性を周知し、地域の医療、予防医学の向上に貢献した（[根拠資料 8-11：「薬学生作成 啓蒙ポスター」](#)）。
- 5) 和歌山県、和歌山県スポーツ協会、和歌山県観光連盟が主催した、県民の健康づくりを目的としたスポーツイベントに本学部教職員 8 名が参加し活動した（[根拠資料 8-12：イベント HP、<https://pandarun.jp/guideline>](#)）。
- 6) 2022 年度（令和 4 年度）以降、毎年 10 月に本学で開催される学園祭（紀葉祭）に本学部も参加しており、その中で来校者に薬学・医学や健康、治療に興味を持ってもらうことを目的としたイベントを開催している。これまでに、9 件の体験型イベントを実施しており、参加者に楽しみながら健康増進、疾病予防に関する理解を深めてもらった（[根拠資料 8-13a：「紀葉祭イベント_R4 年度」](#)、[根拠資料 8-13b：「紀葉祭イベント_R5 年度」](#)、[根拠資料 8-13c：「紀葉祭イベント_R6 年度」](#)）。
- 7) 2024 年度（令和 6 年度）に、本学部長及び学部学生が和歌山市広報ラジオ番組「ゲンキ和歌山市」に出演し、本学部の特色や取り組みについて紹介するとともに、薬学・医療の魅力について情報発信した。

【観点 8-1-3】

『医療及び薬学における国際交流の活性化に向けた取り組み』

本学部はじめ本学には以下 1)～5) に示すように、海外の大学との大学間協定、学術交流、留学生受け入れを通して、医療及び薬学における国際交流の活性化に取り組む体制が整備されている。

- 1) 本学は、国際的視野から医学・薬学を通して地域医療に貢献することを目的として、中国山東大学、香港中文大学、及びブルネイ・ダルサラーム国の同名大学と学術交流及び学生交流の大学間協定を締結している（[根拠資料 8-14：「ブルネイ・ダルサラーム大学との SEA」、<https://www.wakayama-med.ac.jp/shisetsu/kokusai/kyoutei.html>](#)）。これまでの活動は以下の通りである。

学生・教職員交流

（2022 年度（令和 4 年度））

- ・ブルネイ・ダルサラーム大学に本学部教職員 2 名、学部生 2 名を派遣した。英語プレゼンテーション能力の養成、文化と社会、食、森林や農業の変化などについての現地学習を実施した（[根拠資料 8-15：「令和 4 年度ブルネイ・ダルサラーム大学派遣」](#)）。また、ブルネイ・ダルサラーム大学とは Student Exchange Agreement を締結した（[根拠資料 8-14：「ブルネイ・ダルサラーム大学との SEA」](#)）。

（2023 年度（令和 5 年度））

- ・香港中文大学からの薬学部生 10 名を受け入れ、薬学部生 6 名を派遣した。それぞれ施設見学、両国教員及び学生を交えた討論会を実施し、国際交流を図った（根拠資料 8－16：「令和 5 年度 香港中文大学受入」）。
- ・ブルネイ・ダルサラーム大学に本学部学生 3 名を派遣した。英語プレゼンテーション能力の養成、文化と社会、食、森林や農業の変化などについての現地学習を実施した（根拠資料 8－17：「令和 5 年度 ブルネイ・ダルサラーム大学への派遣」）。
- ・山東大学に本学部学生 3 名を派遣し、施設見学及び国際交流を行なった（根拠資料 8－18：「令和 5 年度 山東大学への派遣」）。

（2024 年度（令和 6 年度））

- ・香港中文大学から教員 1 名、薬学部生 10 名を受け入れた。大学や附属病院の施設見学、両国教員及び学生を交えた討論会を実施し、国際交流を図った（根拠資料 8－19：「令和 6 年度 香港中文大学学生受入」）。
- ・山東大学から教員 2 名、薬学部生 10 名を受け入れた。大学や附属病院の施設見学、両国教員及び学生を交えた討論会を実施し、国際交流を図った（根拠資料 8－20：「令和 6 年度 山東大学学生受入」）。

学術交流

（2021 年度（令和 3 年度））

- ・オンライン形式で山東大学と学術交流会議を開催した。本学部から薬学部長が薬学部の紹介を行った。
- ・オンライン形式で山東大学と国際交流会議を開催した（参加人数：本学部 3 名、山東大学 7 名）。本学部から教員 2 名が今後の大学間交流の在り方について議論を行なった（根拠資料 8－21：「令和 3 年度 山東大学との国際交流会」）。

（2022 年度（令和 4 年度））

- ・オンライン形式で山東大学と国際交流会議を開催した。本学部から教員 1 名が研究紹介の講演を行なった（根拠資料 8－22：「令和 4 年度 山東大学との国際交流会」）。

（2023 年度（令和 5 年度））

- ・本学紀三井寺キャンパスにて、山東大学と国際交流会議を開催した。本学部から教員 1 名が研究紹介の講演を行なった（根拠資料 8－23：「令和 5 年度 山東大学との学術交流会」）。
- 2) アメリカ ハーバード大学ジョン・A・ポールソン工学・応用科学スクールに本学部教員 1 名を 1 年間派遣し、研修及び共同研究を行なった（根拠資料 8－24：「教職員の海外派遣」）。
 - 3) 本学部教員延べ 13 名を国際学会に参加・発表のため海外派遣した。渡航先は次の通り：フランス、イタリア、中国、ノルウェー、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、アメリカ、韓国、トルコ（根拠資料 8－25：「教職員の海外派遣」）。

- 4) アメリカ（ニューメキシコ大学薬学部）、カナダ（アルバータ大学医学部）、オーストラリア（シドニー大学薬学部、モナシュ大学）から臨床薬学、疫学の専門家を招聘し、学部生を対象として、海外諸国における医薬品安全管理の実態、パブリックヘルスケアの推進をテーマとする講演会を開催した。これまでに、7名の講師から講演があった（[根拠資料 8－26：「海外特別セミナー」](#)）。
- 5) 中国籍の留学生 1 名を博士前期課程に受け入れた。

〔社会連携・社会貢献に対する評価〕

和歌山県立医科大学薬学部の「教育理念」は、公立大学の薬学部として、「医療人として豊かな人間性、高邁な倫理観を育み、薬学に関する先進的で高度な専門知識と技能を教授することにより、健康や福祉に関する社会の要請に応じ、医療、衛生薬学、創薬などの幅広い分野において、研究面・臨床面で活躍できる人材を育成する。」ことである。

本学部はじめ本学における医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上への貢献に対する評価は以下の通りである：

職能団体及び教育機関との連携

- 1) 本学部教員が和歌山県病院薬剤師会の役員・委員を務め、県内の病院薬剤師の資質の向上と学術水準を高め、病院における薬剤業務の進歩発達を図り地域社会の保健衛生の増進に貢献した。
- 2) 本学部教員が日本病院薬剤師会の和歌山県代議員、薬学教育委員会委員を務め、医薬品の適正使用に必要な最新情報を収集・管理・提供するとともに、地域医療の安全対策推進に貢献した。
- 3) 本学部教員が和歌山県立医科大学附属病院薬剤部において薬剤部参与、薬剤部長及び臨床薬剤師（兼任）として活動し、高度医療人材の養成ならびに地域医療の推進に貢献した。
- 4) 本学部教員が和歌山県薬剤師会の実務実習委員会委員を務め、本学部学生の県内薬局実習の円滑な実施に向けた体制構築に寄与した。
- 5) 和歌山県薬剤師会と本学部の共催で、県内薬剤師を対象とした学術交流会を開催し、薬剤師会会員の学問・研究への興味を喚起するとともに、地域医療や保健衛生の増進に貢献した。
- 6) 本学部教員が薬学教育協議会の業務執行理事及び理事、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構大学委員を務め、県内での実務実習の体制整備に貢献した。
- 7) 開学以降、本学部教員が継続して県内の高校にて出前授業を行い、県内学生の学問・研究への興味を喚起するとともに、学術水準の向上に貢献した。
- 8) 開学以降、本学部教員が県内や近隣県の高校生の進路相談会に参加し、薬学への興味を喚起するとともに、優秀な人材確保に貢献した。

- 9) 開学以降、和歌山県高等学校進路指導研究会を開催し、本学部教員が参加して進路指導の在り方について意見交換うことによって、薬学の魅力を紹介するとともに、県内の優秀な人材確保に貢献した。
- 10) 2022 年（令和 4 年度）以降、オープンキャンパスを開催し、参加した多くの学生及び保護者に対して本学部の特色や魅力を広報した。
- 11) 本学部教員が夢ナビ講義動画サイトに講義動画を提供し、学問・研究への興味を喚起することに貢献した。

製薬企業・産業界との連携

- 1) 開学以降、和歌山県と本学部の共催で「県内企業向けセミナー」を Web 形式で 6 回開催し、県内産業界とアカデミアの相互理解、ならびに産官学連携体制構築に貢献した。
- 2) 2024 年度（令和 6 年度）から、和歌山県、和歌山県工業技術センター及び本学部の三者合同で学術交流会を「産官学連携準備セミナー」の名称で開催し、本学部教員が研究シーズを紹介して情報発信を行うことにより、大学-企業間における技術・ノウハウの共有、産業界への技術支援、医薬品産業力の更なる強化に貢献した。
- 3) 本学部学生を対象として県内製薬関連企業等が企業紹介を行うセミナーを開催し、地域医薬品産業力の更なる活性化に貢献した。
- 4) 県内製薬関連企業及び和歌山県工業技術センターから本学部博士後期課程に受け入れ、本県の産学連携及び医薬品産業の発展に貢献した。

行政機関との連携

- 1) 本学部教員が和歌山県病院薬剤師会の顧問、副理事、委員を務め、病院における薬剤業務の進歩発達を図り地域社会の保健衛生の増進に貢献した。
- 2) 本学部教員が和歌山県薬剤師会実務実習委員会委員として定期開催される会議に出席し、本学部生の県内薬局実習の円滑な実施に向けた体制構築に寄与した。
- 3) 本学部教員が和歌山県薬事審議会の委員を務め、本県における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保・向上に貢献した。
- 4) 本学部教員が和歌山県病員薬剤師会の薬剤師確保対策ワーキングに参加し、県内の病院薬剤師の確保に貢献した。

以上、本学部における医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に取り組む体制が適切に整備され、実際に資質向上に貢献していることから、【観点 8-1-1】は満たしている。

本学部はじめ本学における地域の保健衛生の保持・向上への貢献に対する評価は以下の通りである：

- 1) 開学以降、市民講座（最新の医学・医療カンファランス）をハイブリット形式で定期開催し、本学部教員が最新医療や医薬品の安全使用に関する講演を行

うことにより、地域住民の医療への興味を喚起するとともに、健康意識啓蒙に貢献した。

- 2) 本学部教員が県内 5 つの自治体が主催する保険衛生や健康サポートに関する市民講座、研修会、イベントにて本学部教員が講演などを行ない、地域医療や保健衛生の増進に貢献した。
- 3) 本学部教員及び本学部生が高齢者の介護予防・日常生活支援を目的として県内自治体（九度山町）が主催した「高齢者サロン」に参加・活動し、地域の医療、健康福祉及び予防医学の向上に貢献した。
- 4) 本学部学生が生活習慣の見直し、保健衛生の向上に関する啓蒙ポスターを作成し、県内保険薬局に配布することにより、県民に広く疾病予防の重要性を周知し、地域の医療、予防医学の向上に貢献した。
- 5) 本学部教員が県民の健康づくりを目的としたスポーツイベントに参加し、県民と触れ合いながら健康意識啓蒙に貢献した。
- 6) 2022 年度（令和 4 年度）以降、毎年 10 月に開催される学園祭（紀葉祭）において、本学部教員及び本学部学生が協力して健康サポートや疾病予防に関する体験型イベントを主催し、地域住民をはじめとする参加者の健康増進や医療への意識向上に貢献した。
- 7) 本学部長及び本学部学生が和歌山市広報ラジオ番組「ゲンキ和歌山市」に出演し、薬学への興味を喚起、及び健康意識啓蒙に貢献した。

以上、本学部における、学術交流やイベントへの参加を通じた地域の保健衛生の保持・向上に取り組む体制は適切に整備され、実際に取り組みを行っていることから、【観点 8-1-2】は満たしている。

本学部はじめ本学の医療及び薬学における国際交流の活性化に関する活動の評価は以下の通りである：

- 1) 開学以降、学術交流及び学生交流の大学間協定を締結している中国山東大学、香港中文大学、ブルネイ・ダルサラーム大学と本学の間で、教職員及び本学部生の相互派遣を行い、国際的な学術交流の活性化に貢献した。
- 2) 開学以降、山東大学との学術交流会を 3 回開催し、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する教職員の養成を行なった。
- 3) 開学以降、ブルネイ・ダルサラーム大学に本学部教員及び本学部生の派遣を行い、国際的な学術交流の活性化、国際的視点から研究面・臨床面で活躍できる人材の育成に貢献した。
- 4) 2023 年度（令和 5 年度）にアメリカハーバード大学ジョン・A・ポールソン工学・応用科学スクールに本学部教員 1 名を 1 年間派遣し、国際共同研究の推進・活性化に貢献した。
- 5) 2023 年度（令和 5 年度）に本学部教員延べ 13 名が国際学会（10 カ国）に参加し、国際学術交流の活性化に貢献した。

6) 中国籍の留学生 1 名を本学部博士前期課程に受け入れ、国際的視点から研究面・臨床面で活躍できる人材の育成に貢献した。

以上、本学部における医及び薬学における国際交流の活性化に取り組む体制は適切に整備され、実際に取り組みを行っていることから、【観点 8-1-3】は満たしている。

以上の通り、地域団体や企業等の行政機関及び産業界等との連携、地域における保健衛生の保持・水準向上、ならびに医療及び薬学における国際交流を促す体制が十分に整備されており、それぞれの活発な取り組み・活動が継続されていることから、【基準 8-1】に適合している。

＜優れた点＞

本学部は開設後 4 年であるが、上述の通り地域貢献活動が極めて活発に行われていると言える。これは、本学や本学部の「教育理念」及び「教育研究上の目的」を本学部教員が十分理解し、積極的に地域貢献活動に取り組んでいることによるものである。

特筆すべきは、学内の教育体制の充実・発展のみならず、本学部と地域団体、県民、高校などの教育機関、企業等の行政機関及び産業界、海外の大学等との連携による、地域の医療・健康福祉及び予防医学の向上を目的とした学術交流や情報発信の取り組みが、継続的かつ活発に実施されていることである。その件数は、開設後 4 年間で、薬剤師会との学術交流会 4 件、市民公開講座 16 件、県内 5 つの高校への出前授業 11 件、産官学連携学術交流会 9 件（Web 形式及び対面形式）、県内製薬関連企業の紹介セミナー 3 件、海外の大学との人材交流 6 件、大学間協定を結ぶ海外の大学との学術交流会 3 件、本学部職員の海外派遣・研修 14 件（1 年間の留学を含む）にのぼり、適切な体制が整備されていると判断できる。

これらは、地域社会と一体となり地域の医療福祉のニーズに応え、地域社会や医療福祉に関わる各界の人々の生涯教育の拠点として地域に開かれた公立大学の役割を十分に果たすものであり、そして社会連携・地域医療への貢献として特筆すべき活動と考える。

＜改善を要する点＞

和歌山県内の保険薬局及び病院で従事する薬剤師数は年々増加しているものの、二次医療圏別の人口 10 万人あたりの従事薬剤師数では、全国平均を上回っているのは和歌山医療圏のみであり、その他 6 つの二次医療圏では全国平均を下回っている。特に、三次医療圏内で見した場合、県北部と県南部における人口 10 万人あたりの従事薬剤師数には大きな差があり、県南部では深刻な薬剤師不足・地域偏在が問題となっている。また、例えば和歌山医療圏内の医療機能別で見ても、高度急性期

機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能病棟で従事する薬剤師数には大きな業態偏在が存在し、特に慢性期機能病棟の従事薬剤師不足が問題視されている。加えて、和歌山県の薬剤師の年齢構成は全国的にみても極めて高齢化しており、このことは本県の薬剤師不足を加速させることが予測されている。また、今後、更なる県民の高齢化が予測されており、人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制、ならびに和歌山県薬剤師の確保が喫緊の課題となっている。

和歌山県を中心とする地域の医療、健康福祉及び予防医学向上への貢献を目指す本学及び本学部においては、こうした県内従事薬剤師の偏在といった問題に対して積極的に対応する必要がある。しかし、本学部は開設後4年であるため、当該の課題解決において具体的な貢献はできていない。現在、和歌山県、薬剤師会、県内医療施設、本学及び同地域医療センターと本学部が協議を重ね、薬剤師免許を取得した卒業生を県内二次医療圏に広く輩出し、地域医療の担い手とするための制度・体制（以下、卒後研修制度）の整備を進めている。

〔改善計画〕

以下に、本学部の卒後研修制度の計画について記述する。

本学部の募集人員区分には学校推薦型選抜と一般選抜を設けており、前者には県内枠と全国枠を設定している。県内枠（各学年に15名程度在籍）は薬学部卒業後、県内において先進医療を行う病院から地域の病院・薬局の業務まで、2年間にわたる横断的な研修受講を義務付けており、これを実現するための体制として卒後研修制度を構想している（下図参照）。卒後研修制度の運用により、地域医療に則した実践的研修、医療人材の育成が実現するだけでなく、県内従事薬剤師の地域偏在及び業態偏在といった問題が解消できるものと期待される。

現在、当該制度の準備として、卒後研修生の受け入れ可否、薬剤師臨床研修ガイドラインに準拠した研修プログラムの作成、研修生の雇用形態などについて各医療施設の意向調査を行なっている。また、和歌山県-本学部間で、研修制度の推進に係る財源確保について意見交換を行なっている。2025年度（令和7年度）中には、研修プログラムの最終化、学部生の施設見学、及び医療機関と学部生のマッチングを行い、完成年度である2026年度（令和8年度）に選考を経て各学部生の研修医療機関を決定する予定である。本研修制度の運用開始は、第1期学部生の卒業後となる2027年度（令和9年度）である。

研修医療機関決定までの流れ（仮）

